森林経営管理制度に係る事務の手引

（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）

令和８年11月

林野庁森林利用課

○　本手引の位置付け

平成30年５月、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）が成立し、適切に経営や管理が行われていない森林について、市町村が主体となって森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されました。令和７年５月には、それまでの制度の取組上の課題を踏まえた改正法が成立し、市町村の事務負担の軽減に係る措置や森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みが追加されたところです。

本手引は、森林経営管理制度に係る市町村の事務が円滑に実施されるよう、技術的助言として、標準的な作業手順、判断基準等をまとめたものです。

都道府県及び市町村においては、本手引を参照の上、地域の実情を踏まえながら森林経営管理制度を適切に運用願います。

（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）

目次

１．森林経営管理法の趣旨及び概要 ..... - 1 -

１－１　趣旨 ..... - 1 -

１－２　用語の定義 ..... - 3 -

１－３　対象となる森林について ..... - 5 -

１－４　森林所有者及びその責務等 ..... - 5 -

１－４－１　森林所有者及びその責務について ..... - 5 -

１－４－２　市町村の責務について ..... - 6 -

１－５　経営管理について ..... - 7 -

１－６　経営管理権及び経営管理実施権について ..... - 7 -

１－６－１　経営管理権及び経営管理実施権とは ..... - 7 -

１－６－２　経営管理権及び経営管理実施権の性質 ..... - 8 -

１－６－３　地方自治法との関係 ..... - 8 -

１－７　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画について ..... - 9 -

２．経営管理権集積計画の作成等について ..... - 10 -

２－１　経営管理権集積計画を定める森林について ..... - 10 -

２－２　経営管理権集積計画作成の事務の流れ ..... - 11 -

２－３　意向調査について ..... - 14 -

２－３－１　経営管理が行われていない森林等について ..... - 15 -

２－３－２　意向調査の準備作業の流れ ..... - 15 -

２－３－３　意向調査の準備作業①（意向調査対象森林の抽出） ..... - 16 -

２－３－４　意向調査の準備作業②（森林の所有者の確認） ..... - 17 -

２－３－５　意向調査の準備作業③（意向調査の対象森林の選定） ..... - 19 -

２－３－６　意向調査の実施（森林所有者への意向調査票の配布） ..... - 20 -

２－３－７　意向調査の回答を踏まえた検討①（市町村に経営管理権の設定を希望） ..... - 22 -

２－３－８　意向調査の回答を踏まえた検討②（自ら経営管理を実施するとした場合） ..... - 23 -

２－３－９　意向調査の回答を踏まえた検討③（返信がない又は宛先不明の場合） ..... - 23 -

２－４　森林所有者からの申出への対応 ..... - 24 -

２－４－１　森林所有者からの申出 ..... - 24 -

２－４－２　申出があった森林について経営管理権集積計画を定めない場合 ..... - 26 -

２－５　経営管理権集積計画の作成・同意取得 ..... - 27 -

２－５－１　記載内容 ..... - 27 -

２－５－２　記載内容に係る留意事項 ..... - 31 -

２－５－２－１　森林の整備及び保全に関する計画との調和 ..... - 31 -

２－５－２－２　森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法に係る留意事項 ..... - 32 -

２－５－２－３　経営管理の内容に係る留意事項（経営管理実施権の設定が見込まれる森林） - 33 -

２－５－２－４　経営管理の内容に係る留意事項（経営管理実施権の設定が見込まれない森林） .. - 34 -

２－５－２－５　経営管理の内容に係る留意事項（森林所有者から具体的な内容が示されない場合）- 35 -
２－５－３　（記載例）経営管理権集積計画- 36 -
２－５－４　同意取得- 52 -
２－５－５　同意取得（間伐等経営管理権を設定する場合）- 53 -
２－５－５－１　間伐等経営管理権- 53 -
２－５－５－２　共有林に間伐等経営管理権を設定する場合の同意取得（1/2超の同意）- 54 -
２－５－５－３　間伐等経営管理権を設定する際の記載内容等（1/2超の同意）- 58 -
２－５－５－４　金銭の分配方法・供託（1/2超の同意）- 60 -
２－６　経営管理権集積計画の公告等- 64 -
２－６－１　公告・公開の方法- 64 -
２－６－２　公告後に新たに森林所有者となった者の取扱い- 66 -
２－６－２－１ 新たに森林所有者となった者への経営管理権の効力- 66 -
２－６－２－２ 森林所有者からの権利移転等の通知に対する対応- 67 -
２－６－２－３ 経営管理権集積計画の変更手順- 67 -
２－７　経営管理権集積計画の取消し- 68 -
２－７－１　法第８条の規定による取消し- 69 -
２－７－１－１　取消しの要件- 69 -
２－７－１－２　取消しの手続- 70 -
２－７－２　双方合意による取消し- 71 -
２－７－２－１　全部取消し- 71 -
２－７－２－２　一部取消し- 73 -
２－７－２－３　経営管理権の内容を変更する必要が生じた場合- 75 -
２－８　その他- 75 -
２－８－１　自動更新等- 75 -
３．市町村森林経営管理事業について- 78 -
３－１　概要- 78 -
３－２　民間事業者の能力の活用- 79 -
３－３　経営管理の実施方法- 79 -
３－４　事業経費及び収益の取扱- 80 -
４．民間事業者への経営管理実施権の配分- 81 -
４－１　経営管理実施権配分計画の作成について- 81 -
４－２　経営管理実施権配分計画作成の事務の流れ- 81 -
４－３　民間事業者の公募・公表（都道府県実施）- 82 -
４－３－１　民間事業者の公募・公表の進め方- 83 -
４－３－２　都道府県による民間事業者の公募- 84 -
４－３－２－１　公募の実施- 84 -
４－３－２－２　公募要領等の策定- 85 -
４－３－３　法の要件に適合する民間事業者の公表- 86 -
４－３－３－１　法の要件に適合するか否かを判断する基準- 86 -

４－３－３－２　市町村による民間事業者の推薦 - 93 -
４－３－３－３　民間事業者の公表 - 93 -
４－３－３－４　公表内容の有効期間と内容の修正 - 93 -
４－３－３－５　公表の取りやめ - 94 -
４－４　民間事業者の選定 - 94 -
４－４－１　選定の実施方法 - 94 -
４－４－２　選定における留意事項 - 96 -
４－５　経営管理実施権配分計画の作成・同意取得 - 97 -
４－５－１　記載事項 - 97 -
４－５－２　（記載例）経営管理実施権配分計画 - 102 -
４－５－３　同意取得 - 111 -
４－６　経営管理実施権配分計画の公告等 - 111 -
４－６－１　公告・公開の方法 - 111 -
４－６－２　公告後に新たに森林所有者となった者の取扱い - 112 -
４－６－２－１　新たに森林所有者となった者への経営管理実施権の効力 - 112 -
４－６－２－２　森林所有者からの権利移転等の通知に対する対応 - 112 -
４－６－２－３　経営管理実施権配分計画の変更手順 - 113 -
４－７　計画的かつ確実な伐採後の植栽等の実施のための経費の留保について - 113 -
４－８　林業経営者に対する報告の徴収 - 114 -
４－９　経営管理実施権配分計画の取消し - 114 -
４－９－１　取消しの要件 - 115 -
４－９－１－１　法第40条第１項の規定による取消し - 115 -
４－９－１－２　法第40条第２項の規定による取消し - 117 -
４－９－２　双方合意による取消し - 119 -
４－９－２－１　全部取消し - 119 -
４－９－２－２　一部取消し - 121 -
４－９－２－３　経営管理実施権の内容を変更する必要が生じた場合 - 123 -
４－10　その他 - 123 -
４－10－１　法令制限の変更に係る林業経営者に対する通知 - 123 -
４－10－２　林業経営者に対する森林経営計画作成の指導 - 123 -
４－10－３　自動更新等 - 124 -
５．経営管理によって発生する金銭の会計処理について - 127 -
５－１　林業経営者の会計処理例について - 127 -
５－２　森林所有者の会計処理例について - 127 -
５－３　林業経営者が森林所有者へ通知する事項について - 128 -
５－３－１　搬出間伐により木材を販売した場合に通知する事項 - 128 -
５－３－２　主伐により木材を販売した場合に通知する事項（図 34参照） - 128 -
５－３－３　預り金により再造林、保育等を実施した場合に通知する事項 - 129 -
＜本事務の手引に関する問い合わせ先＞ - 131 -
- 131 -

（その２　経営管理権集積計画の作成手続の特例等　編）

６．経営管理権集積計画の作成手続の特例について

７．経営管理支援法人について

８．災害等防止措置命令等について

９．林業経営者への支援措置について

10．都道府県による事務の代替執行について（都道府県実施）

11．市町村の実施体制の確保について

12．市町村に対する援助

（その３　集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成等　編）

13．集約化構想について

14．権利集積配分一括計画の作成等について

1．森林経営管理法の趣旨及び概要

1－1　趣旨

（目的）
第一条　この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

我が国の森林資源が充実する中、森林の多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となっています。

しかしながら、現状では、多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる一方で、民間事業者の多くが事業規模拡大のための事業地確保を課題として考えており、このような森林所有者と民間事業者との間の連携を構築するための方策が必要です。

そのため、法においては、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的として（法第１条）、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐシステムを構築することとしています。

また、所有者不明森林の存在が課題となっている中、将来の人口動態等を考えれば、今後ますます問題が深刻化する可能性があることから、所有者不明森林への対策について併せて措置することとしています。

経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり
森林所有者と民間事業者をつなぐシステムを構築

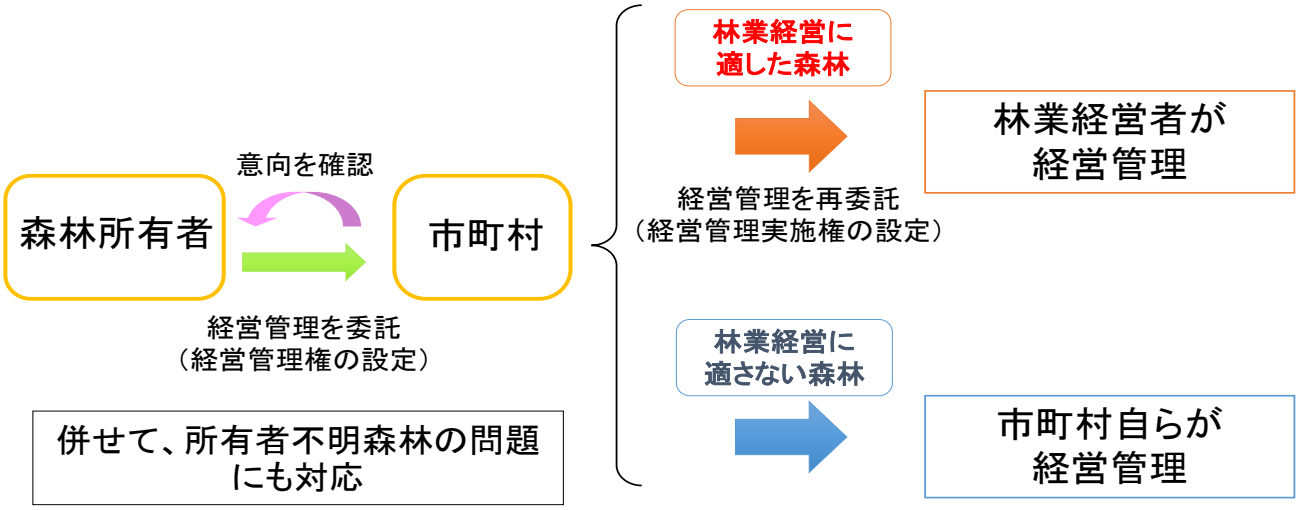


図１：森林経営管理法の全体像

法においては、以下の措置を規定しています。

① 森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化するとともに、

② 市町村は、経営や管理が行われていない森林で、当該市町村に経営や管理を集積し、経営や管理を行う必要がある森林を対象に森林所有者の意向を確認し、

③ 森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林について経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける（経営管理権の設定）。

④ その上で、

ア 都道府県が公表する一定の条件を満たす民間事業者のうち、再委託に応じる者があった場合には、市町村は経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を民間事業者に再委託する（経営管理実施権の設定）。

イ 民間事業者に再委託しない森林は、市町村自ら経営や管理を行う（市町村森林経営管理事業）。

⑤ また、令和７年の法改正において、

ア 集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行う仕組みを措置（権利集積配分一括計画による経営管理権及び経営管理実施権の設定や所有権移転、あっせん等の措置）。

イ 市町村が「委託を受けて市町村事務を支援する法人（経営管理支援法人）」を指定できる仕組みを措置。

⑥ この他、経営管理権の設定に関して特例措置を設け、所有者不明森林等において一定の手続を経て市町村が経営や管理の委託を受けることができる。

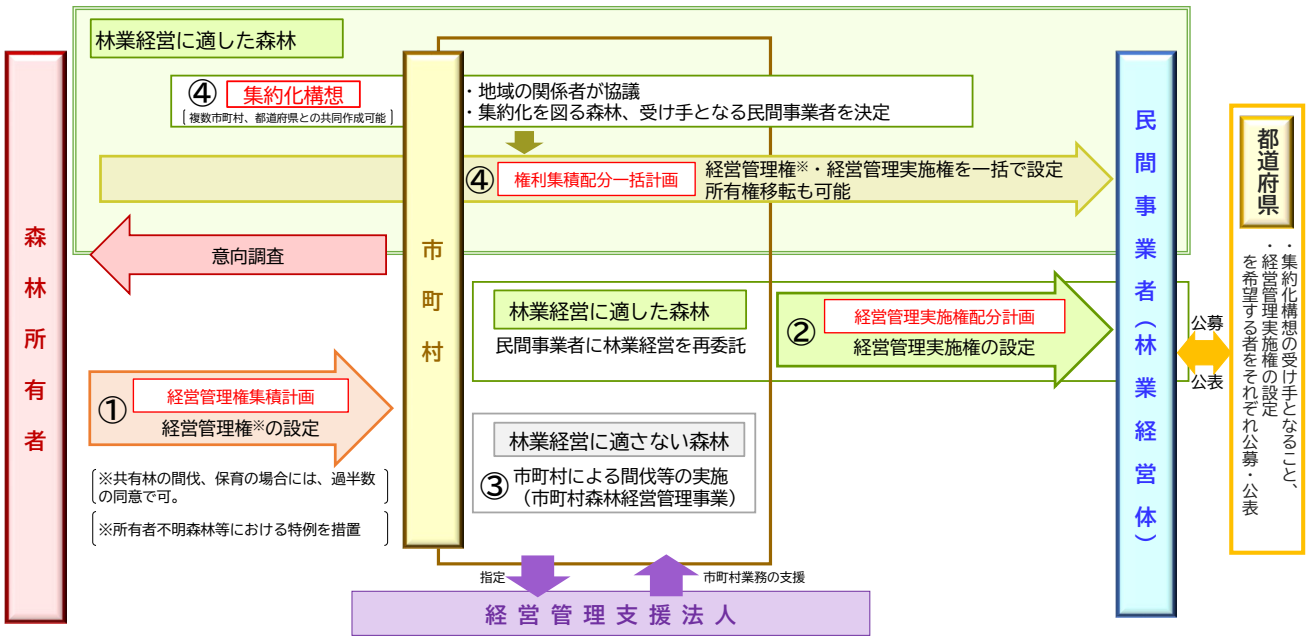


図２：森林経営管理制度全体のスキーム

１－２　用語の定義

①　法に基づく用語

用語	定義	備考
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第２条第３項に規定する民有林（木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹等のうち森林法第２条第３項に規定する国有林を除いたもの）。	法第２条第１項
森林所有者	権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者。	法第２条第２項
経営管理	地域森林計画の対象となる森林について自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。	法第２条第３項
経営管理権	地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。	法第２条第４項
経営管理実施権	地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。	法第２条第５項
間伐等経営管理権	経営管理権（その存続期間が50年を超えないもの）であって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるもの。	法第４条第５項
経営管理権集積計画	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。	法第４条
経営管理実施権配分計画	市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。	法第35条
経営管理受益権	経営管理権集積計画の定めるところにより、森林所有者に設定される、金銭の支払を受ける権利。	法第７条第２項 法第37条第２項

	経営管理実施権配分計画の定めるところにより、森林所有者及び市町村に設定される、金銭の支払を受ける権利。	
意向調査	市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管理の意向に関する調査。	法第５条
民間事業者	造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者。	
林業経営者	経営管理実施権配分計画の定めるところにより経営管理実施権が設定された民間事業者。	法第37条第４項
市町村森林経営管理事業	市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業。	法第33条

② その他の用語

用語	定義	備考
集積・集約化	集積は、市町村や林業経営体等に対して、経営管理権や所有権等の、個々の森林の経営管理を行うための権利を集めることを意味し、必ずしも面的なまとまりを伴うものではない。 集約は、必要な作業路網の整備等の措置を講じつつ、森林を面的なまとまりをもって一体的かつ効率的に経営管理を行える状態にすることを指すものである。	
地域森林計画	自然的経済的社会的諸条件及び周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林について、都道府県知事がたてる森林の整備及び保全に関する計画。	森林法第５条
市町村森林整備計画	地域森林計画対象民有林について、市町村がたてる森林整備に関する計画。	森林法第10条の５
森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者がたてる森林の経営に関する計画。	森林法第11条
森林簿	地域森林計画をたてようとするときに、都道府県が小班を単位として、林況等を取りまとめたもの。	地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年５月８日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第３
森林計画図	地域森林計画又は国有林森林計画をたてようとするときに、都道府県又は国が計画対象森林の所在地等を記載した図面。	地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年５月８日付

		け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第４
森林 GIS	森林基本図や森林計画図、森林簿といった森林の基本情報を位置に関する情報を持ったデジタルデータとして管理するシステム。	
林地台帳	地域森林計画の対象となっている民有林について、一筆の森林ごとに、その森林の土地の所有者等を記載した台帳。	森林法第191条の４

１－３　対象となる森林について

（定義）
第二条　この法律において「森林」とは、森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。
２　（略）
３　この法律において「経営管理」とは、森林（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第七章を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。
４・５　（略）

法において経営管理権集積計画等の対象となる森林は、森林法第５条第１項に基づいて都道府県知事がたてた地域森林計画の対象森林です（法第２条第２項）。ただし、災害等防止措置命令等に限り、対象となる森林は森林法第２条第３項に規定する民有林です（法第２条第１項、第３項）。

（参考）
◎　森林法
（地域森林計画）
第五条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。
２～５　（略）

１－４　森林所有者及びその責務等

１－４－１　森林所有者及びその責務について

（定義）
第二条　（略）
２　この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
３～５　（略）

（責務）
第三条　森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。
２　（略）

「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者です（法第２条第２項。森林法上の定義と同様。）。この場合の権原とは、森林所有者が有する立木の所有権及び土地の使用収益権等が考えられます。

森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければなりません（法第３条第１項）。

（参考）
◎ 森林法
（定義）
第二条 （略）
２ この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
３ （略）

「適時に伐採、造林及び保育を実施する」における「適時に」とは、「適切な時期に」という意味で、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱せずに、伐採、造林及び保育を実施することです。そのため、森林所有者は標準伐期齢以上を目安として適切と考える時期に伐採を実施し、適確な更新を図るために適切な時期に造林、保育を実施することで経営管理を行う必要があります（「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知（以下「長官通知」という。）第３の１の⑵）。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な伐採（主伐）の時期を示す指標であり、主伐を義務付けるものではありません。このため、主伐しないことをもって直ちに「経営管理が行われていない」とみなされるわけではありません。

１－４－２ 市町村の責務について

（責務）
第三条 （略）
２ 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるよう法に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努める必要があります（法第３条第２項）。

「法に基づく措置」とは、法に基づいて意向調査を実施し、経営管理権集積計画の作成及び公告により森林所有者から経営管理権を取得し、経営管理実施権配分計画の作成及び公告により民間事業者に経営管理実施権を設定する又は自ら経営管理を行う等、その区域内の森林において経営管理が行われるよう市町村が講じる措置のことをいいます。

そのため、市町村は、責務を果たしていないと解される森林所有者に対して意向調査を実施する（２－３参照）等、区域内の森林について経営管理が行われるよう努めることとします。

「その他必要な措置」とは、経営管理が円滑に行われるよう、法に基づく措置のほかに行う森林法に基づく指導助言、人材育成や林地の境界の明確化等の措置のことです（長官通知第３の２）。

なお、平成31年３月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）」に基づき、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことから、森林環境譲与税も活用しながら積極的に森林経営管理法に基づく措置等を講ずることが望ましいです。

１－５　経営管理について

（定義）
第二条　（略）
２　（略）
３　この法律において「経営管理」とは、森林（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第七章を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。
４・５　（略）

「経営管理」とは、森林について、自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことです（法第２条第３項）。

「自然的経済的社会的諸条件」とは、樹種、林齢、傾斜、地形等の森林資源の状況、木材の供給先の配置、路網整備の状況等が挙げられます（長官通知第２の１の⑴）。

「適切な経営又は管理を持続的に行う」とは、自然的経済的社会的諸条件に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を持続的に実施することをいいます（長官通知第２の１の⑵）。

１－６　経営管理権及び経営管理実施権について

１－６－１　経営管理権及び経営管理実施権とは

（定義）
第二条　（略）
２・３　（略）
４　この法律において「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利をいう。
５　この法律において「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利をいう。

「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を実施するための権利です（法第２条第４項）。

「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を実施するための権利です（法第２条第５項）。この経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で民間事業者に設定されるものです（長官通知第２の２）。

市町村は、経営管理権を取得した森林について、経営管理実施権配分計画により、経営管理実施権を設定することができます（法第35条関係）。

１－６－２　経営管理権及び経営管理実施権の性質

経営管理権及び経営管理実施権は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を公告することによって設定される権利で（法第７条第２項及び法第37条第２項）、委託契約により設定される権利と同様の権利（債権）です。なお、森林の所有権は移転しません。

このため、森林所有者は経営管理権及び経営管理実施権が設定された森林を売買等することができますが、その際には、あらかじめ市町村へ届出を行うことが必要です（法第４条第２項第６号。２－５－４参照）。また、経営管理権及び経営管理実施権は、新たな森林所有者に対しても効力を有します（法第７条第３項及び第37条第３項。２－６－２、４－６－２参照）。

一方、経営管理権の性質として、その森林の所在する市町村にのみ設定される権利であること、また経営管理実施権の性質として、法第36条第２項各号に掲げる要件を満たした上で、市町村により選定された特定の民間事業者（林業経営者）に対してのみ設定することができる権利であることから、市町村及び林業経営者が当該権利を売買等により他者に譲渡することはできません。

なお、経営管理実施権が設定された法人の合併、個人の死亡による相続等において、財産が包括承継される場合には、経営管理実施権も承継されることとなりますが、承継人が法第36条第２項各号に掲げる要件を満たさないと市町村が認める場合には、経営管理実施権配分計画を取り消すことができ（法第40条第２項第２号）、取消しをした旨の公告を行ったときは、経営管理実施権に係る委託は解除されたものとみなされます（法第41条第２項）。

１－６－３　地方自治法との関係

経営管理権は委託契約で生じる権利義務と同様の権利であり用益物権的性格を有する権利ではないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に定める公有財産には該当しないと考えられます。また、地方自治法第96条第１項第8号に定める議会の議決を要する財産の取得又は処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い又は不動産の信託の受益権の買い入れ若し

くは売り払いであり（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の２の２第２項に規定する別表第四上段）、また同項第5号に定める議会の議決を要する契約の種類は工事または製造の請負であることから（地方自治法施行令第121条の２の２第１項に規定する別表第３上欄）、経営管理権の設定は該当しないと考えられます。

（参考）
◎ 地方自治法
第九十六条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
一～七　（略）
八　前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
九～十五　（略）

第二百三十八条　この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。
一～三　（略）
四　地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
五～八　（略）

１－７　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画について

経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画は、森林所有者、民間事業者等の同意の下で市町村が定める行政計画です。これらの計画を公告することで、委託契約と同様の権利義務関係として、市町村に経営管理権、市町村が選定した民間事業者に経営管理実施権、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が設定されます（法第７条第２項、法第37条第２項）。

当事者間の詳細な権利義務関係の内容（権利の存続期間や期間内に行う経営管理の内容（保育、間伐、主伐・再造林等））は計画書に記載されており、この計画書が契約書と同様の効果を持っているため、改めて当事者間で契約を締結する必要はありません。

経営管理権集積計画は、個別事項（森林の所在、地番等）及び共通事項（当事者間の法律関係等）から構成される個表を森林所有者ごとに束ねたものの総称で（別記様式第１号）、市町村は、森林所有者ごとに経営管理権集積計画を作成することとします。

また、経営管理実施権配分計画も同様に、個別事項及び共通事項から構成される個表を経営管理実施権の設定を受ける民間事業者ごとに束ねたものの総称で（別記様式第23号）、市町村は、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者ごとに経営管理実施権配分計画を作成することとします。

２．経営管理権集積計画の作成等について

２－１　経営管理権集積計画を定める森林について

（経営管理権集積計画の作成）
第四条　市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。
２～５　（略）

市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めることとします（法第４条第１項）。

「当該森林についての経営管理の状況」とは、森林施業の実施状況、周辺森林における集約化の状況、今後の経営管理についての森林所有者の意向の状況等をいいます（長官通知第４の１の⑴）。

「当該森林の存する地域の実情その他の事情」とは、経営管理を担う民間事業者の状況、路網の整備状況、製材工場の立地状況等をいいます（長官通知第４の１の⑵）。

経営管理の状況、地域の実情等を勘案して、「当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」とは、法の趣旨を踏まえれば、

①　経営管理が行われていない森林等で、

②　経営管理権の集積を図ることにより林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると認められる場合

が考えられます（「経営管理が行われていない森林等」の考え方は、２－３－１を参照）（長官通知第４の１の⑶）。

なお、

①　森林所有者が経営管理を行っている森林

②　都道府県又は市町村が所有している公有林

③　天然林のうち健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性の低い森林

については「森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当である」と言えないことから、経営管理権集積計画の対象とはなりません。

なお、地域の実情等に応じ、公有林や天然林、竹林等の一部を経営管理権集積計画の対象とすることも可能です（具体的には、財産区、人為による施業が必要な天然林等）（図 3）。

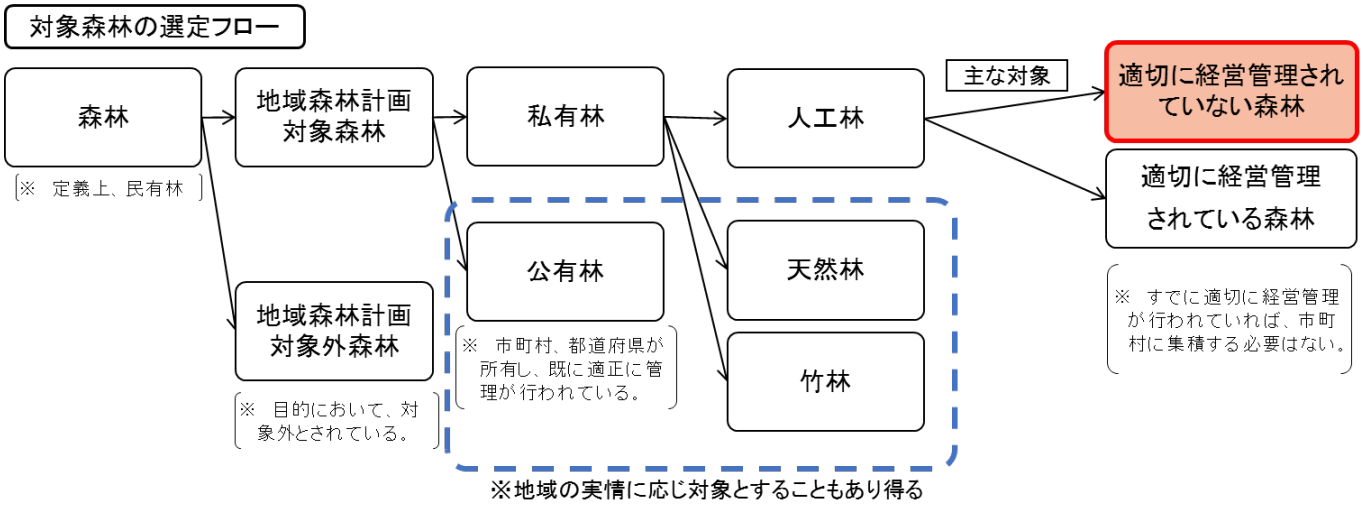


図３：経営管理権集積計画を定める森林

また、境界が未確定の森林の場合は、市町村において、経営管理権等を設定して必要な施業ができるように、経営管理権集積計画の作成前に当該経営管理を実施する区域について隣接地との合意形成（境界の明確化）に取り組むよう努めることとします。※

なお、ある程度まとまりのある一団の森林については、その中に所在する森林所有者の合意形成により、一団の森林の外縁のみを明確化した上で、経営管理権の設定や必要な施業を行うことなども考えられます。

※ 地籍調査のような境界確定まで行わなければならないわけではなく、あくまで隣接地の所有者と境界について合意形成できれば十分です。さらに、境界について合意形成できない場合であっても、実際に施業を行う区域について合意形成ができれば問題ありません。

２－２ 経営管理権集積計画作成の事務の流れ

市町村が経営管理権集積計画を定めるに当たっては、当該森林の森林所有者の意向が重要な情報となるため、市町村は森林所有者に対して当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行い、経営管理権の存続期間や期間内に行う経営管理の内容を定めます。また、森林所有者が市町村に対して経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出ること（法第６条第１項。２－４参照）も可能となっており、この場合、市町村は地域の実情等を踏まえて経営管理権集積計画を定めるか否かを判断します。

市町村は、経営管理が行われていない森林等がある場合、地域の担い手の状況や周辺森林の経営管理の状況等を勘案し、経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認めるときには、経営管理権集積計画を作成することとなります（２－１、２－５参照）。

なお、経営管理権集積計画は、市町村が経営管理権の設定を受ける森林（以下「集積計画対象森林」という。）ごとに、当該森林の関係権利者（所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者。以下同じ。）全員の同意が得られている必要があります。なお、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が50年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。以下「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者の同意で足りるものとします（法第４条第５項。２－５－５参照）。

さらに、経営管理権集積計画に同意が得られた後、経営管理権集積計画を定めた旨を公告することで市町村に経営管理権が設定されます（法第７条第２項。２－６－１参照）。

経営管理権集積計画作成事務の運用に当たっては次のような手順となります（図 4、図 5、図 6）。

なお、経営管理権の設定にあたっては、森林調査や境界の明確化に資する事業を実施することもあります。これらについては、①意向調査前、②意向調査と同時、③経営管理権集積計画の作成前など、地域の実情に合わせて、然るべきタイミングで実施してください。

※　森林の状態を確認するための調査や境界の明確化に資する事業の方法等については、以下のページを参考にしてください。

林野庁ウェブサイト「森林経営管理リーダー育成研修」
（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#3.1）

林野庁ウェブサイト「森林境界の明確化・施業集約化」
（https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html）

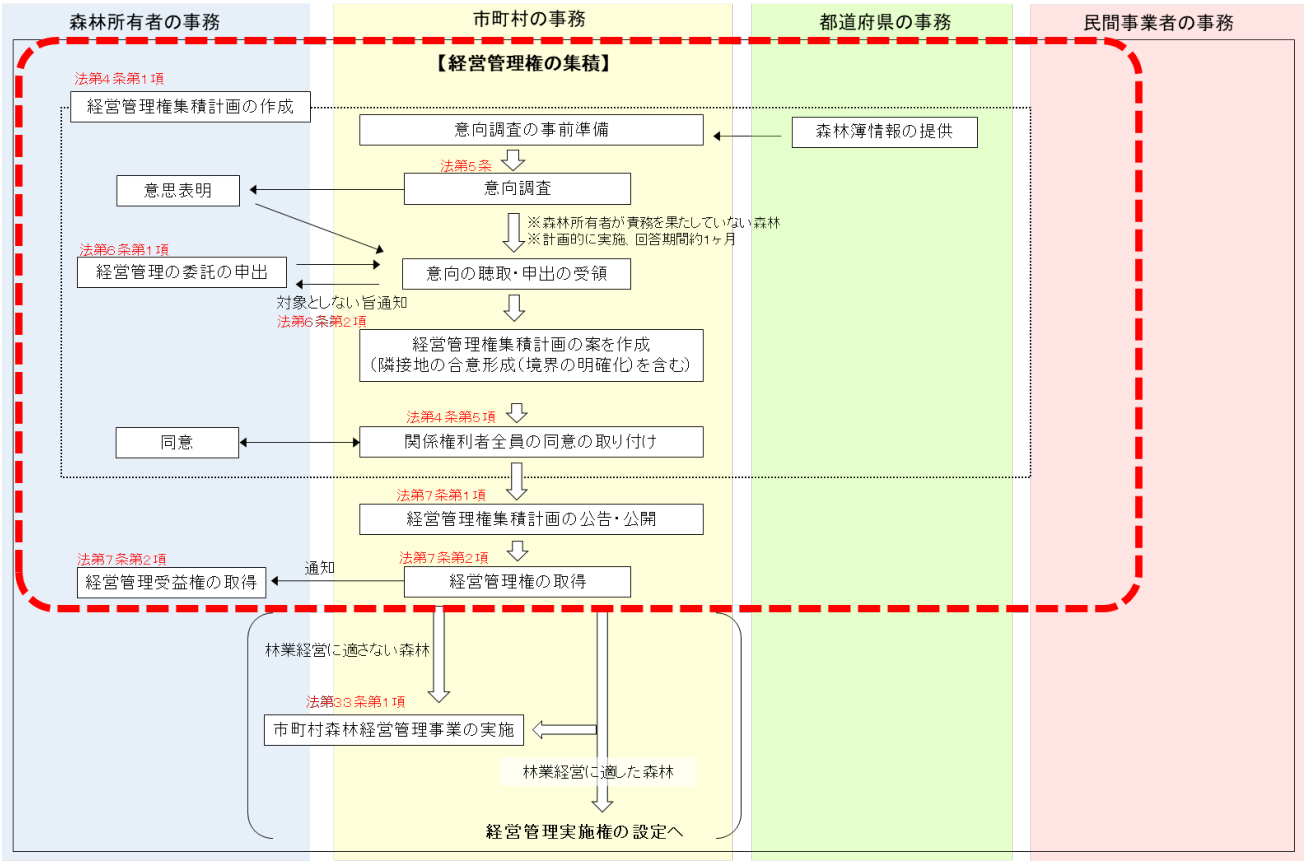


図 4：市町村が経営管理権を取得し経営管理を行うまでのフロー

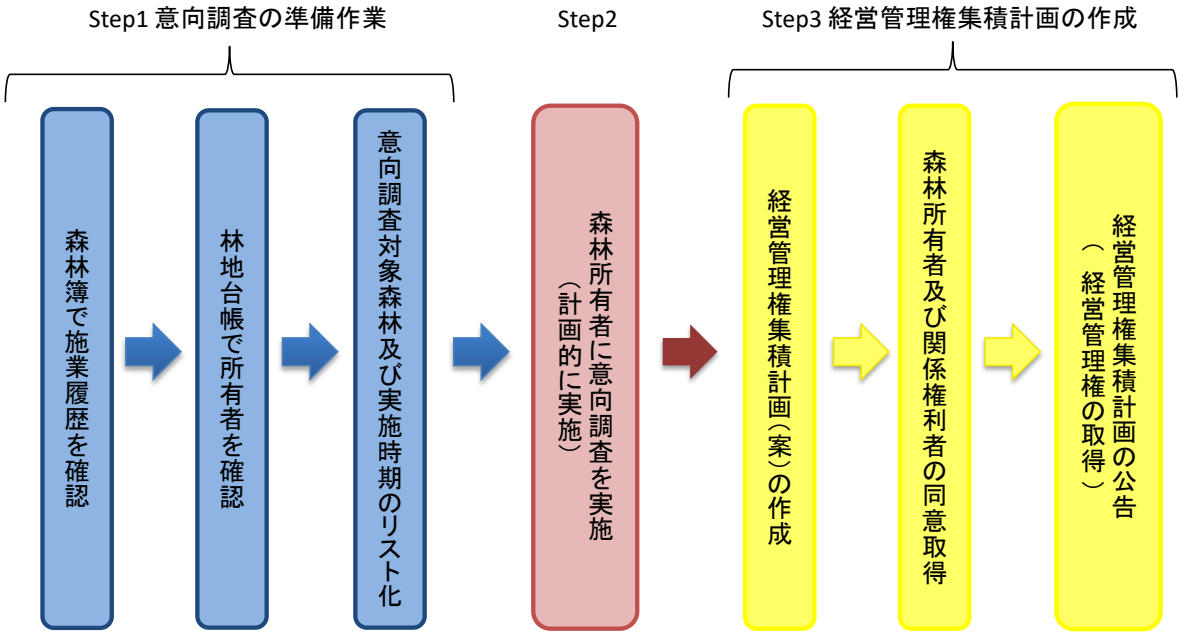


図 5：意向調査準備作業から経営管理権集積計画を定めるまでの流れ

Step1 所有者への 意向調査の準備	● **地域の実情を踏まえた意向調査対象森林の設定** ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業体、自治会関係者等と連携し、経営管理が行われていない、所有者情報等が一定程度整理された森林から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象森林を設定します 。
Step2 意向調査の実施	● **地域の協力を得て意向調査を実施** ・ 意向調査は、計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。 ・ ダイレクトメールの発送のみならず、都道府県の出先機関、森林施業プランナー（民間事業者）、自治会関係者等と連携し、集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。
Step3 意向調査結果を 踏まえた対応	● **所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合** ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、**所有者を含む関係権利者全員との合意の下で経営管理権集積計画を定め**適切な時期に経営管理権を設定します。 ● **所有者自らが経営管理を行う場合** ・ **これまでどおり、所有者による経営管理**（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）**を支援**します。 ● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合 ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。 ・ 所有者がわかっていても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。 ● 所有者から寄附や売却などの希望があった場合 ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりませんが、市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者に紹介するなどの対応が考えられます。

図 6：意向調査からその結果を踏まえた対応のイメージ

２－３　意向調査について

（意向調査）
第五条　市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該集積計画対象森林について、既に第四十五条第二項の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この条の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画の作成に係る意向調査）
第三条　法第五条の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　当該集積計画対象森林についての経営管理の現況
二　当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し
三　その他参考となるべき事項

市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、集積計画対象森林の森林所有者に対し、経営管理の意向に関する調査（以下「意向調査」という。）を行う必要があります（法第５条）。

意向調査では、集積計画対象森林についての経営管理の現況、当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し、その他参考となるべき事項について行う必要があります（森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号。以下「規則」という。）第３条）。意向調査の具体的な実施方法については２－３－６に記載します。

２－３－１　経営管理が行われていない森林等について

経営管理権集積計画の主な対象は「経営管理が行われていない森林等」を想定していることから、意向調査の主な対象も「経営管理が行われていない森林等」となりますが、「経営管理が行われていない森林等」とは、当該森林又は当該森林の周辺の森林の経営管理の状況等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能の発揮のために必要な経営管理が長期間にわたって現に実施されていない森林に加え、地域の実情に応じて、今後適切な経営管理が行われなくなるおそれがあるものとして市町村が認める森林も含みます（長官通知第４の１の⑷）。「今後適切な経営管理が行われなくなるおそれがあるものとして市町村が認める森林」を抽出するに当たっては、例えば、不在村者や高齢者が所有する森林や、地利条件等が著しく悪い森林に着目するなどの方法が考えられます。

また、現に経営管理が行われているか否かの判断は、地域や個々の森林の実情に応じて行う必要があることから、森林所有者が適切な整備方針を有して経営管理を行っているかどうかを踏まえた上で、以下の表１を参考としつつ、市町村において判断することとします。

表１：経営管理が行われていないと考えられる森林の基準の目安（参考）

（樹齢等）	（状態）
１齢級 （１～５年生）	○　伐採造林届出書※に基づいて植栽したにもかかわらず、当該届出書に記載された植栽本数に比べて残存本数が減っている（当該届出書に記載された植栽本数のおおむね75%以下等）、 ○　下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている など、このままでは成林しないおそれがある場合。
２～４齢級 （６～20年生）	○　除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されているなど、このままでは成林しないおそれがある場合。
５～標準伐期齢 （21年生～）	○　間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過する等、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。
標準伐期齢以上	○　最後に行った間伐から15年以上経過する等、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、林分が過密化している場合。

※　伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の８第１項）

２－３－２　意向調査の準備作業の流れ

意向調査は、経営管理が行われていない森林等を中心に、計画的に実施することとします。そのため、意向調査の実施に当たっては、意向調査対象森林の抽出、森林所有者の確認等の準備作業を行うこととします。

具体的には、以下の①～③の事項について行うこととします（図 7）。

① 森林簿や林地台帳等により、森林の施業履歴や森林所有者の氏名・住所等の基礎的な情報を収集する。

② ①で収集した情報を整理し、意向調査対象森林を抽出する。

③ 意向調査対象森林について、森林の状況等を勘案し意向調査の優先順位を決定する（実施時期をリスト化）。

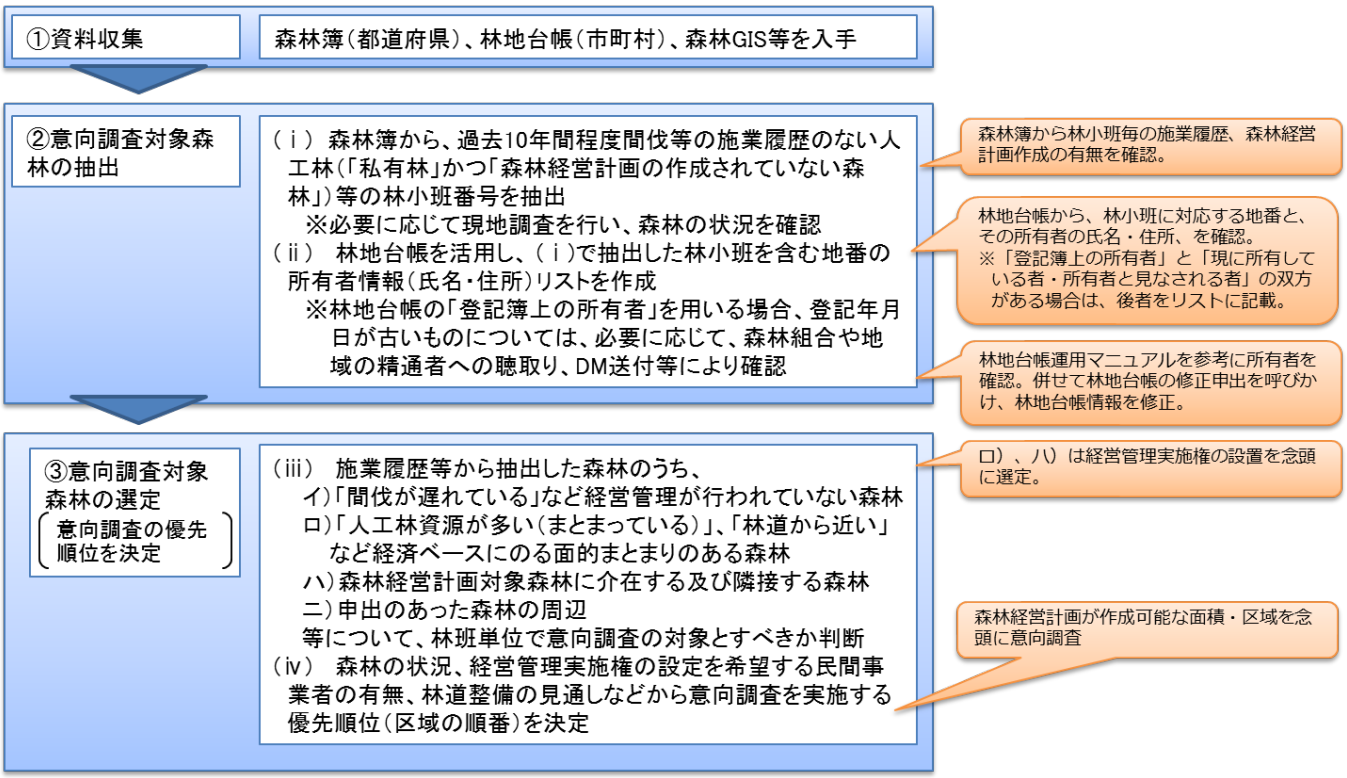


図 7：意向調査の準備作業の流れ（イメージ）

２－３－３ 意向調査の準備作業①（意向調査対象森林の抽出）

市町村は、意向調査の対象とする森林を選定するに当たり、都道府県が所有する森林簿の情報や補助実績、森林経営計画の作成の有無、これまで受理した伐採造林届出書等を確認することで、当該森林の施業履歴、森林の状況等を確認し、意向調査の対象とする森林を抽出することとします（図 8）。なお、これらのほか、森林調査や境界の明確化に資する事業が実施されている森林（２－２参照）を抽出することも効果的です。

なお、施業履歴等が把握できないときであって、かつ次の全てに該当している場合には経営管理が行われていないおそれがあるため、意向調査の対象とします。

① 森林経営計画が作成されていない

② 民間事業者等に経営管理を委託していない

③　日常的に巡視や手入れを行っていない（意向調査対象森林の検討段階で不明の場合は、意向調査を通じて把握することとしてかまいません。）

また、意向調査の対象森林を抽出するに当たっては、意向調査は法に基づく取組のみならず、地域の森林整備を進めていく上でも重要なステップであるという認識のもと、法を地域一体となって円滑に運用していくためにも、市町村、都道府県の出先機関、森林総合監理士、森林組合、事業者等が連携するとともに、可能な限り地域住民の意見を踏まえるよう努めることが望ましいです。

なお、意向調査の段階では、対象森林を詳細に絞り込まず、森林所有者の整備方針を幅広く確認した後、経営管理権集積計画を定める段階で要件の絞り込みを行うといった方法も考えられますので、対象森林の抽出に当たっては、地域の実情に応じた手法を検討してください。

施業履歴等から意向調査対象森林を抽出		
①森林簿情報を入手	○都道府県が所有する森林簿から、以下の条件に適合する林小班を抽出 ・私有林 ・人工林 ○「所在（林小班）」、「樹種」、「齢級」、「材積」、「施業履歴」、「伐採の方法」、「所有者の在村・不在村」、「公益的機能別施業森林」、「森林経営計画の有無」等に係るデータを整理 ※「伐採の方法」や「公益的機能別施業森林」のデータは、林業経営に適した森林であるかの判断材料になる ※森林経営計画対象森林は意向調査の対象とはならないが、森林経営計画対象森林の分布は意向調査実施の検討材料になる	・市町村が業務で使用する場合には、都道府県から森林簿情報の提供を受けることが可能。
②施業履歴等の情報を見える化	○過去10年程度施業履歴の無い森林を森林計画図に書き込む 【施業履歴のない森林の例】 ・間伐が一度も行われていない、又は、前回間伐から10年以上経過している、5齢級以上の森林（標準伐期齢を超える森林にあっては、15年以上） ※市町村森林整備計画に定める施業方法に照らして判断	・森林GISを利用すると効率的に作業ができる。 ・施業履歴、樹種、材積、齢級、森林経営計画認定の有無等で色分けすると検討しやすくなる。
（必要に応じて現地確認）	○意向調査の実施の要否や優先度を検討するため、経営管理権を設定する可能性の高い森林について、植栽木の生育状況等を現地で確認する。 ※5齢級未満の森林であっても、除伐等が不十分なため植栽木が被圧されていないか等を確認 ※経営管理実施権を設定する可能性が高い林班にあっては路網の状況等も確認	・準備作業の際に全ての林分を調査する必要は無い（意向調査に合わせて計画的に実施）。
③意向調査対象森林の抽出	○施業履歴、森林の状況等を踏まえ、意向調査の対象となりそうな森林を抽出する。 ※将来の森林経営計画の作成を念頭に、林班単位で抽出	

図８：施業履歴等から対象森林を抽出する作業の例

２－３－４　意向調査の準備作業②（森林の所有者の確認）

市町村は、２－３－３で抽出した森林について、当該森林の所有者を確認し、整理します。意向調査は、林地台帳の「現に所有している者・所有者とみなされる者」の欄に記載された者に実施することを標準とし、これが不明な場合は「登記簿上の所有者」の欄に記載された者に実施します。このため、手順としてはまず、「現に所有している者・所有者とみなされる者」を森林の所有者としてリスト化し、これが不明な森林については、「登記簿上の所有者」をリストに記載

することとします。（図 9）。なお、森林組合等の地元関係者からの聞き取り等により、現に所有者とみなされる者の情報があれば、「現に所有している者・所有者とみなされる者」の欄に記載することが可能です。

また、林地台帳の記載や関係者からの聞き取り等から当該森林の森林所有者が不明であることが明らかである場合は、意向調査を実施する前に相続人等の探索を行うことも一案です。ただし、住民票等を公用請求するにあたって、森林経営管理法第10条又は第24条の規定は、経営管理権集積計画を定めようとする場合の根拠規定であるため、事前の相続人等調査のために用いることはできません。そこで、事前の相続人等調査にあっては、森林法第191条の２及び第191条の４第２項を用いることとし、林地台帳の記載を修正した上で､意向調査等を実施するようにしてください。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和２年法律第41号。以下「第10次地方分権一括法」という。）による森林法の一部改正により、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産課税台帳情報について、市町村内部での利用の範囲が拡大されました。当該情報を活用することで、宛先不明の割合が減少することも期待されますので積極的に活用願います（令和２年６月10日施行）。※

また、森林法第191条の４第２項の規定による林地台帳の修正に当たっては、固定資産税課税台帳の情報のほかに、住民基本台帳、登記簿、意向調査等の情報を基に行うことが可能です。

※ 詳細は「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について（平成24年3月26日付23林整計第342号林野庁計画課長通知、令和２年６月15日付２林整計第212号改正）」を参照。

※ 固定資産課税台帳に係る情報は、森林法第191条の２及び第191条の４第２項の規定により関係部局から提供を受け、林地台帳の記載を修正した上で（林務部局が保有する情報とした上で）活用することを前提としています。

森林所有者等を確認する		
林地台帳等で所有者を確認	○市町村が所有する林地台帳等を用いて、意向調査対象森林として抽出した森林の所有者を整理 ※2－3－3で抽出した林小班と地番が1対1で対応していない場合もあるが、幅広にリスト化しておく ※「現に所有している者・所有者と見なされる者」と「登記簿上の所有者」の双方がある場合は、前者をリストに記載する	

図 9：意向調査対象森林における森林所有者確認作業の例

２－３－５　意向調査の準備作業③（意向調査の対象森林の選定）

実際に意向調査を実施する区域をどこにするかについては特段の規定はありませんが、市町村が経営管理権を取得した後、林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると見込まれるものを優先的に選定することが望ましいです（長官通知第５の１）（図 10）。選定に当たっては、以下を参考にしてください。

ア　「間伐が遅れている」等経営管理が行われていない森林

イ　人工林資源の多い林班（林班内の人工林率が50%以上等）や林道の近接地等、効率的かつ安定的に経営管理が行うことができるまとまりのある森林（森林経営計画が作成されていない等、経営管理が行われていることを現時点で確認できていない場合）

ウ　森林経営計画対象森林に介在又は隣接する森林

エ　森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出のあった森林（２－４参照）の周辺森林（林班単位又は当該林班を含めた複数林班単位）

また、上記のような森林の状態に加え、所有者情報の整理状況、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無、林道の状況や整備の見通し等を勘案し、実施する順番（優先順位）を決定することとします。具体的には、上記のア～エのほか、公益性の観点から森林整備の優先度が高いと判断される森林を優先する、地域の林業事業体や地元自治会から森林整備の意向がある森林や経営管理が行いやすい森林を優先する、所有者不明森林の解消や発生防止の観点から住民の高齢化率の高い地域から優先するといった方法も考えられます。優先順位の決定の考え方は、その後の経営管理権集積計画を定めるか否かの判断にも関係してきますので、地域の実情に応じた方法をとることが重要となります。

意向調査対象森林を選定		
①意向調査対象森林を選定	○　意向調査対象森林として検討した森林のうち、 イ)「間伐が遅れている」など経営管理が行われていない森林 ロ)「人工林資源が多い（まとまっている）」、「林道から近い」など林業経営に適した面的まとまりのある森林 等について、林班単位で意向調査の対象とすべきか判断 ○　森林の状態、所有者情報の整理状況、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無、林道の状況や整備の見通し等から意向調査対象森林を決定	・1年で全ての森林を対象に検討する必要は無いが、施業履歴や森林所有者情報等が電子化されている場合などは、一括して情報整理できる場合もあるので、意向調査対象森林の選定は早めに行っておき、その後、数年かけて順に意向調査を進めるのが効率的。
②意向調査を実施する順番（優先順位）を決定	○対象森林が多い場合は、数年に分けて意向調査を実施することも考慮しつつ、調査の順番（優先順位）を決める（実施計画を作成する）（1年で全ての候補地の意向調査を行うことも可） ※「間伐が遅れている地域から」、「人工林の多い地域から」、民間事業者の要望がある地域から」など、地域の実情に応じて計画的に意向調査を実施できるよう準備する。	

図 10：意向調査対象森林の選定

なお、意向調査については、市町村の実施体制等を勘案し、複数年で計画的に実施することも可能です（図 11）。ただし、本制度の対象森林は、経営管理が行われていない森林等であることから、施業の間隔や地域の実情等を踏まえつつ、必要な箇所について早期に当該調査が実施されるよう、計画的に実施するよう努めることとします（長官通知第５の２）。

また、複数年で計画的に実施する場合には、経営管理が行われていない森林等が新たに生じている可能性があることから、必要に応じて意向調査対象森林の追加や意向調査の計画の見直し等を行ってください。

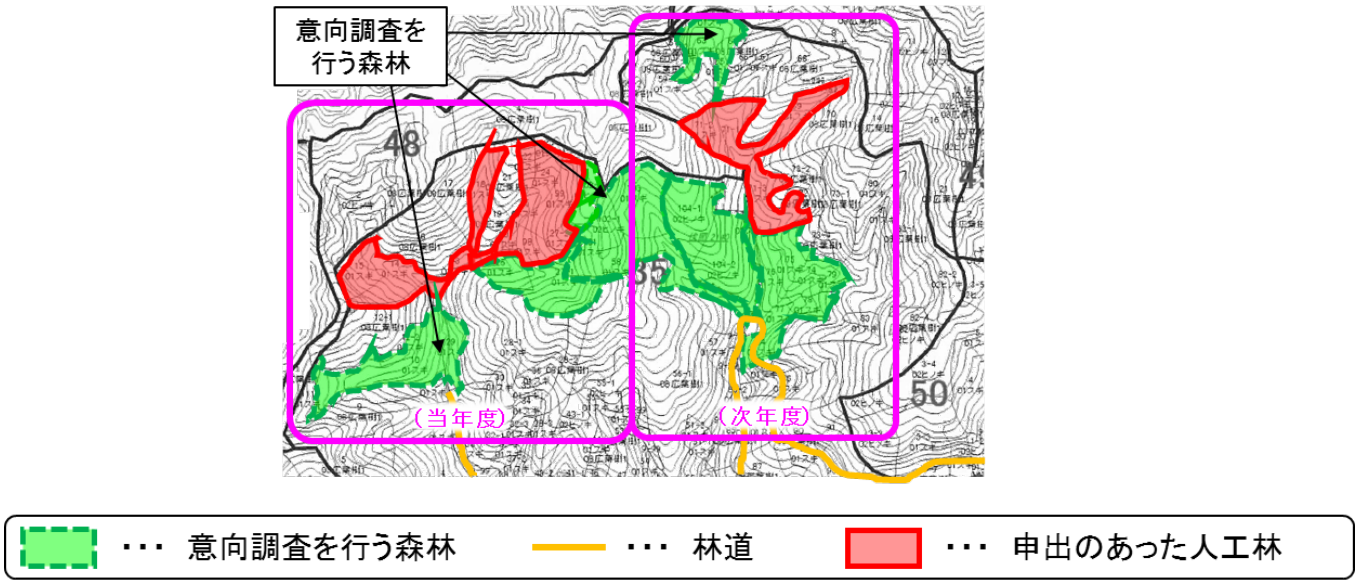


図 11：意向調査対象森林のイメージ

２－３－６　意向調査の実施（森林所有者への意向調査票の配布）

（意向調査）
第五条　市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該集積計画対象森林について、既に第四十五条第二項の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この条の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画の作成に係る意向調査）
第三条　法第五条の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　当該集積計画対象森林についての経営管理の現況
二　当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し
三　その他参考となるべき事項

市町村は、２－３－５で選定した森林の林地台帳に記載された森林所有者に対し、当該森林の意向調査を行うこととします。なお、「現に所有している者・所有者とみなされる者（の共有者）」の欄と「登記簿上の所有者（の共有者）」の欄に異なる記載がある場合は、まず前者に意向調査を実施し、これが不明であれば後者に意向調査を実施することとします。

「経営管理の意向に関する調査」は、次の表2に掲げる事項について記載した調査票（以下「意向調査票」という。）により行う必要があります（規則第３条。別記様式第２号参照）。規則第３条各号の内容が含まれていれば、意向調査票に記載する質問の数や具体的な内容は、様々に工夫することが可能ですので、模範例を参考としつつ、地域の実情に応じた内容としてください。なお、森林所有者の誤解を招かないためにも、意向調査票には、「この調査において市に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、市が経営や管理の委託を受けることを約束するものではない。」といった趣旨の注釈を付すことが有効と考えます。

意向調査は、森林所有者に所有森林の経営方針等を伺う調査ですので、森林所有者が法の趣旨・内容を十分に理解した上で回答することが重要です。このため、実施に当たっては、意向調査票の送付のみならず、都道府県の出先機関、森林施業プランナー、自治会関係者等と連携し、集落座談会の開催、訪問調査の実施、市町村の広報誌等を活用した周知、森林組合が実施している会合の場を活用し、法の趣旨・内容の説明、地域の森林の経営管理の意向の取りまとめ等を行うことが望ましいです。このほか、調査の時期をお盆や正月の帰省時期に合わせることで、意向調査への関心を高めるといった工夫も調査の回答率を上げるためにも有効です。

表２：意向調査票に記載する事項

記載事項	記載内容
一　当該集積計画対象森林についての経営管理の現況（規則第３条第１号）	当該集積計画対象森林についての経営管理の現況として、現在の管理や手入れの状況を確認するための事項を記載すること。
二　当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し（規則第３条第２号）	当該集積計画対象森林についての経営管理の見通しとして、今後、当該森林の経営管理を自ら行う、自ら委託先を探して委託する、市町村に委託する等の意向を確認するための事項を記載すること。
三　その他参考となるべき事項（規則第３条第３号）	経営管理権集積計画を定めるに当たって一、二の他に参考となるべき事項を記載すること。 「参考となるべき事項」とは、意向調査の対象者が当該森林の森林所有者か否かを確認するための事項を記載することとし、その他、地域の実情に応じ、経営管理権集積計画を定めるに当たって参考となると考えられる事項を記載すること。

意向調査票を送付する際は、森林所有者に法の趣旨を十分に理解してもらえるよう、法が施行されたことのお知らせや法の概要を記載したパンフレット等をあわせて送付することが望ましいです。その際には、所有山林の現在の状況等の情報を届けることも森林所有者からの回答を得る上で効果的と考えます。また、令和８年４月からオンラインによる調査（例えば、オンライン上に入力フォームを作成して行うような調査）も可能であり、意向調査の負担軽減及び効率化に資すると考えられます※。なお、森林所有者から回答を受け取る期限については、森林所有者が自

身の意向について十分検討できる時間を確保するため、意向調査票の発送日から１月程度を確保することが望ましいです。

※ 規則第３条において、「書面により行うものとする。」とされていたところ、令和７年12月の改正により、当該記載が削除されたことから、令和８年４月以降、オンラインによる調査が可能となりました。

また、意向調査結果の有効活用と、知り得た個人情報の取扱いの明確化の観点から、「この調査により取得した情報は、市町村による経営管理権の設定の検討に利用するほか、森林法第191条の４に基づき、林地台帳に記載した上で、市町村が行う森林・林業行政の施策の推進に使用させていただきます。」などといった文言を意向調査票に記載しておくことも考えられます。

なお、集約化構想（事務の手引　その３参照）の作成にあたり、法第45条第２項の規定に基づく意向調査（事務の手引その３　13－５－４参照）が実施されている場合には、当該調査の実施をもって、法第５条の規定による意向調査の実施に代えることができます（法第５条、長官通知第５の１）。

また、集約化構想の作成にあたり、法第５条による意向調査が実施されている場合は、当該調査の実施をもって、法第45条第２項の規定による意向調査の実施に代えることも可能です（法第45条第２項、長官通知第19の２の(1)）。この場合、意向調査の結果を、特定の個人を識別できる情報は削除した上で協議の参加者に提供すること、集約化構想作成後、構想適合事業者に特定の個人を識別できる情報を提供することが、本人の同意なく可能となるよう措置されています。ただし、法第５条に基づく意向調査は、経営管理権集積計画の作成を想定しており、所有権移転についての意向を把握できていない可能性に留意する必要があります。

２－３－７　意向調査の回答を踏まえた検討①（市町村に経営管理権の設定を希望）

意向調査により、森林所有者から市町村に経営管理権の設定を希望する旨の意向が表明された場合、市町村は当該森林所有者に対して法の趣旨等について十分に説明するとともに、経営管理権集積計画を定めるべきと判断すれば、森林所有者と協議の上、速やかに経営管理権集積計画の作成手続を行うよう努めることとします（長官通知第５の３の(1)）。その際、当該意向を表明した者が森林所有者であることを確認するため、森林所有者であることを証する書類の提出を求めるよう努めることとします（「森林所有者であることを証する書類」については表３参照）。

意向調査の回答から経営管理権集積計画の作成までの期間については、特に定めはありませんが、意向調査はその時点の森林所有者の意向を聞く調査であり、市町村は「経営管理権集積計画を定める場合」に意向調査を実施していることを踏まえれば、１年以内とすることが望ましいです。そのため、意向調査後、市町村が経営管理権集積計画を定めるべきと判断した場合であって、かつ経営管理権集積計画を作成するまでに１年以上を要する場合は、後の手続に手戻りが生

じることを避けるため、森林所有者にその旨を伝えるとともに、定期的に進捗状況を連絡する等により意向に変更がないことを確認するといった対応をとることも考えられます。

なお、市町村に経営管理権の設定を希望する旨の意向が表明された場合であっても、周辺森林の意向調査の回答結果の内容から、当該森林のみではただちに経営管理権を設定し、市町村森林経営管理事業等を行うことが困難又は同事業等を実施しても、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を図るとの法の趣旨に適合しないと判断される場合は、経営管理権集積計画を定めないことも可能です。その場合は、意向調査で市町村に経営管理権の設定を希望する旨の意向が表明されたものの経営管理権集積計画を定めなかった森林について、意向が示された年月日、市町村の判断の理由等を別記様式第８号に整理し、保存することとします。また、経営管理権集積計画を定めるべきかどうかの判断は、各市町村の方針に従って判断されることとなりますが、意向調査の主な対象が「経営管理が行われていない森林等」となることから、経営管理権集積計画を定めないこととした場合も、当該森林について森林整備の実施が必要と認める場合には、森林の管理の適正化が図られるよう、各種支援制度を案内することや、森林所有者と任意で森林整備に係る協定の締結、林業経営体に対する当該森林に係る情報の提供を通じたあっせん等の措置を講じるなどの取組を行っていただくことが望ましいです（長官通知第５の３の⑴）。

また、意向調査により、森林所有者から市町村以外への経営管理の委託を希望する旨や、所有権の移転を希望する旨の意向が表明された場合において、対象森林の状況・条件に照らして必要と認めるときは、民間事業者へのあっせんや集約化構想の作成を含め、必要に応じて民間事業者と連携し、適切な対応を行うよう努めるものとします（長官通知第５の３の⑵）。

２－３－８　意向調査の回答を踏まえた検討②（自ら経営管理を実施するとした場合）

意向調査により、森林所有者から自ら経営管理を行う又は自ら委託先を探して経営管理を委託する旨の意向が表明された場合、市町村は当該森林所有者に対して当該森林の今後の施業予定について確認し、当該施業予定が森林法第10条の５に規定する市町村森林整備計画等に即して適切に施業が実施されるよう指導に努めることとします（長官通知第５の３の⑶）。

併せて、自ら委託先を探して経営や管理を委託する旨の意向である場合、若しくは売却、寄附又はあっせん等を希望する旨の意向がある場合には、地域の森林組合や民間事業者を紹介する等、適切に対応するよう努めることとします。

２－３－９　意向調査の回答を踏まえた検討③（返信がない又は宛先不明の場合）

意向調査票が届いているにも関わらず、回答がない場合は、必要に応じて、意向調査票を再送付する等により回答の督促を行うことが望ましいです。また、森林所有者が意向調査に応じず、当該森林に関する経営管理の意向が不明な場合は、確知所有者不同意森林の特例手続（６－３参照）により経営管理権集積計画を定めることも考えられます。このほか、意向調査票を郵送して

も返送となるなど、所在が不明であった場合は、必要に応じて探索を実施し、回答を得られるよう努めるとともに、なお一部又は全部の森林所有者が不明な場合は、共有者不明森林又は所有者不明森林の特例手続（６－１、６－２参照）により経営管理権集積計画を定めることも考えられます。

２－４　森林所有者からの申出への対応

２－４－１　森林所有者からの申出

（経営管理権集積計画の作成の申出）
第六条　森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、その権原に属する森林について、当該森林の所在地の市町村に対し、経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出ることができる。
２　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画の作成の申出）
第四条　法第六条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出に係る森林についての経営管理の現況
四　その他参考となるべき事項
２　前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の森林所有者であることを証する書類を添付するものとする。

市町村が実施する意向調査の実施によらずとも、森林所有者は、その権原に属する森林について、当該森林の所在地の市町村に対し、経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出ることができます（法第６条第１項）。

法第６条第１項の申出は、申出者の氏名又は名称及び住所、当該申出に係る森林の所在、地番、地目及び面積、当該申出に係る森林についての経営管理の現況並びにその他参考となるべき事項を記載した申出書により行う必要があります（規則第４条第１項。別記様式第３号参照）。「その他参考となるべき事項」は、当該森林について経営管理権集積計画を定める際に参考となるべき事項であり、当該申出者以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者の有無等の事項が考えられます。

また、当該申出書には、申出者が当該申出に係る森林の森林所有者であることを証する書類を添付する必要があります（規則第４条第２項）。「森林所有者であることを証する書類」は表３に掲げるいずれかの書類（以下「森林所有者証明書類」という。）とします。

表３：森林所有者証明書類

①　当該森林の立木の所有者と当該森林の	当該森林の土地の登記事項証明書を添付すること。

土地の所有者が同一である場合	ただし、当該森林の土地について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記をしていない場合は、当該森林の土地についての所有権の移転があったことを明らかにする資料として以下の資料のうち必要なものを併せて添付すること。 ア　戸籍謄本 イ　遺産分割協議書の写し ウ　贈与契約書の写し エ　売買契約書の写し オ　その他の当該森林の土地についての所有権の移転があったことを明らかにする資料
②　当該森林の立木の所有者と当該森林の土地の所有者が異なる場合（当該森林の立木の所有者と当該森林の土地の所有者が同一の場合であって、当該立木の持分の割合と当該森林の土地の持分の割合とが異なる場合を含む。以下同じ。）	①のほか、当該森林について以下の資料のうち必要なものを添付すること。 ア　当該森林の土地についての賃貸借契約書の写し及び立木を所有する者であることを明らかにする資料（立木の登記事項証明書等） イ　地上権に関する登記事項証明書 ウ　その他の当該森林の土地の使用収益権に基づき当該土地上に立木を所有かつ育成する者であることを明らかにする資料 ただし、当該森林について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記等をしていない場合は、当該森林についての所有権の移転があったことを明らかにする資料として以下の資料のうち必要なものを併せて添付すること。 ア　戸籍謄本 イ　遺産分割協議書の写し ウ　贈与契約書の写し エ　売買契約書の写し オ　その他当該森林の土地についての所有権の移転があったことを明らかにする資料

市町村は、申出があった森林について、経営管理権集積計画を定める必要があると判断した場合は、速やかに経営管理権集積計画の作成手続を行う必要があります（法第４条第１項）。なお、経営管理権集積計画を作成する際には、当該申出をした森林所有者に対して、その他の関係権利者との調整（法の趣旨及び経営管理権集積計画の内容について説明し、理解を得ること。以下「権利者確認」という。）について、協力するよう求めることを基本とします。その際、市町村は、当該申出をした森林所有者が、当該申出をした森林所有者以外の関係権利者に対し、当該関係権利者に係る権利者確認を行うこととして差し支えないものとします（長官通知第４の３）。

２－４－２　申出があった森林について経営管理権集積計画を定めない場合

（経営管理権集積計画の作成の申出）
第六条　（略）
２　前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林を集積計画対象森林としないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした森林所有者に通知するように努めるものとする。

森林所有者から経営管理権集積計画を定めるべき申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林について経営管理権集積計画を定めないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした森林所有者に通知するように努める必要があります（法第６条第２項）。

「当該申出に係る森林について経営管理権集積計画を定めないこと」とするときは、地域の実情等に応じて市町村において判断する必要がありますが、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るとする法の趣旨に適合しない場合には、経営管理権集積計画を定める必要性は低いと考えられます（長官通知第６の１）。例えば、以下の場合が考えられます。

① 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者が自らの負担により必要な施業を実施する必要があると認める場合（そのような森林については森林法第10条の10に定める施業の勧告等により森林所有者に対し、市町村森林整備計画に従って施業を行うよう促すこと）

② 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な場合

③ 周囲の森林と一体として整備することが相当とするものとして認められない場合

ア　天然林のうち健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性が低い場合

イ　申出のあった森林が0.1ha 未満の小面積であって、周辺森林について、意向調査を実施しても経営管理の集積・集約化が見込めない場合

ウ　「経営管理が行われていないと考えられる森林の基準の目安」（２－３－１参照）に該当しない等、市町村がただちに経営管理権を取得する必要がない場合

経営管理権集積計画を定めないこととした旨及びその理由を、当該申出をした森林所有者に通知する場合は、当該申出に係る森林の所在、地番、地目及び面積、経営管理権集積計画を定めなかった理由等を記載した書類（別記様式第４号参照）の郵送等により行うこととします。

また、申出を受けたが経営管理権集積計画を定めないこととした森林については、当該申出を受けた年月日、経営管理権集積計画を定めないこととした市町村の判断理由等を別記様式第８号に整理し、森林所有者に通知した場合は当該通知書の写しを併せて保存することとします（長官通知第６の２）。

２－５　経営管理権集積計画の作成・同意取得

２－５－１　記載内容

（経営管理権集積計画の作成）
第四条　市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。
２　経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　市町村が経営管理権の設定を受ける森林（以下「集積計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積
二　集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
三　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
四　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
五　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
六　集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
七　第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
八　その他農林水産省令で定める事項
３～５　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画に定めるべき事項）
第二条　法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林（２－３参照）及び森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出のあった森林（２－４参照）について、必要かつ適当と認める場合は経営管理権集積計画を定めることとします。

市町村は、経営管理権集積計画においては、次の表 4の事項を定める必要があります（法第４条第２項各号）。それぞれの記載事項の内容は森林の状況等に応じて記載することとします。経営管理権集積計画は森林所有者ごとに作成する必要があります。（例えば、2か所の共有林において共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、別々の経営管理権集積計画とする必要があります。）

表４：経営管理権集積計画において定める事項（法第４条第２項各号）

記載事項	記載内容	備考
一　集積計画対象森林の所在、地番、地目及び面積	経営管理権を設定する森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積について記載すること。※	林地台帳の情報と整合性をとること。 なお、実面積が林地台帳の情報と異なる場合はカッコ書きで実面積を記載すること。 対象森林の場所を示した図面を添付すること。

二　集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所	当該経営管理権集積計画の当事者となる森林所有者（共有林の場合は共有者全員）の氏名又は名称及び住所を記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。 また、計画作成後に森林所有者が変更となり、市町村の職権により森林所有者の名義を変更する場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類（森林の土地の所有者届出書（森林法第10条の７の２）の写し等）を添付すること。 なお、共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により計画を定める場合は、森林所有者の名称等が不十分又は空白となるため、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。 また、間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、共有する森林所有者の一部が記載されないこととなるため、1/2超の同意（２－５－５参照）により定めた旨がわかる書類を添付すること。
三　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間	「始期」には、一の森林について経営管理権に基づく経営管理を開始する時期を記載すること。 「存続期間」には、一の森林について経営管理権に基づく経営管理を行う期間を記載すること。	経営管理の実施により森林の機能が引き続き確保されるよう配慮して設定すること（長官通知第４の２の⑵）。「存続期間」には特例（７参照）の場合を除き上限及び下限はないが、「経営管理の内容」に林業経営者による主伐を含む場合は、存続期間中に成林に一定の目処がつくよう、15年以上（主伐後10年以上）の期間が確保されるよう設定すること。 また、森林経営計画を作成する場合は、５年以上の期間が確保されるよう設定すること。

		このほか、共有者不明森林等に係る特例措置の活用が想定される場合は、同意取得から公告までに一定の期間を要することから、「始期」を「公告の日から」とすることが考えられる。
四　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	一の森林において、経営管理権に基づいて行う立木の伐採、木材の販売、造林及び保育の具体的な方法等を記載すること。	記載に当たっての留意事項は２－５－２を参照
五　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	一の森林における経営管理権に基づく経営管理により発生する利益の算定方法並びにその支払の時期、相手方及び方法について記載すること。 ここで「販売収益」とは、木材の販売収入をいう。「伐採等に要する経費」は施業の実施に要した費用、木材の販売手数料、運材費その他諸経費をいう。	記載に当たっての留意事項は２－５－２を参照
六　集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件	森林所有者が、当該集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨を記載すること。	詳細については２－６－２－２参照
七　存続期間の満了時及び経営管理権集積計画に基づく委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	市町村が森林所有者に対して支払うべき金銭がある場合は、その金銭を支払う相手方及びその方法を記載すること。なお、森林所有者が金銭を負担する可能性がある場合には、森林所有者が金銭を市町村に支払う方法も記載すること。	市町村が搬出間伐を実施し利益が生じた場合、森林所有者が経費の一部を負担することを申し出てきた場合等、金銭のやり取りが生じる場合を想定
八　その他農林水産省令で定める事項	市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（三から五まで及び七に掲げる事項を除く。）を記載すること（規則第２条）。 「経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定	

	に係る法律関係に関する事項」とは主に以下の事項が考えられる。 ア　森林所有者が経営管理権集積計画の取消しを望む場合は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の当該計画を作成した市町村の同意が必要であること。 イ　経営管理権の設定を受けた市町村又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理権が設定された森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できること。また、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は、経営管理権が設定された森林に立ち入ることができること。 ウ　経営管理権が設定された森林について、災害が生じることで当該経営管理権集積計画に記載された経営管理の内容を実施することが著しく困難となった場合は、受託者である市町村は経営又は管理をする責任から免れること。また、市町村が当該経営管理権集積計画を取り消すことができること。 エ　経営管理権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属すること。 オ　六により森林所有者が権利を移転又は設定した場合のほか、森林所有者及びその相続人又は受遺者に権利の喪失があった場合、森林所有者が住所又は名称を変更した場合等、経営管理権集積計画の名義等の変更を要するときは、森林所有者等は遅滞なく市町村へ申し出ること。 カ　市町村が経営管理実施権配分計画を作成・公告する場合には、森林所有者の同意は不要であること。 キ　経営管理実施権配分計画が作成・公告された場合は、当該森林に関す	

	る受託者としての責任は経営管理実施権を設定された林業経営者が負い、経営管理により発生する金銭の支払については、林業経営者が行うこと。 ク　販売収益が生じた場合には、森林所有者に対して販売収益及び経費の明細書を提出すること。 ケ　その他当該経営管理権集積計画に定めのない事項や疑義が生じた場合には、協議により定めること。	明細書の記載事項は５－３を参照。

※　２－５－３の記載例において、森林の所在として地名、林班、小班を記載することとしておりますが、ここでいう小班とは、林班内を所有者別や林況別に細分し、アラビア数字による連続番号が振られたものを指しています。小班という表現に代え、分班や施業区分等と表している場合は当該数字を明記ください。

２－５－２　記載内容に係る留意事項

２－５－２－１　森林の整備及び保全に関する計画との調和

（経営管理権集積計画の作成）
第四条　（略）
２・３　（略）
４　経営管理権集積計画は、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業（同法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。第四十三条第五項第一号及び第五十一条第五項第二号において同じ。）の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
５　（略）

経営管理権集積計画は、市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものである必要があります（法第４条第４項）。

そのため、経営管理権集積計画の内容は、森林法第10条の５に規定する市町村森林整備計画に定められた森林の整備に関する基本的な事項等に沿った内容にする必要があります（長官通知第４の２の⑶）。また、今後治山事業が予定されている箇所については、経営管理権集積計画の対象から除外することとします。

また、「その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画」として、都道府県知事の定める地域森林計画とも調和が保たれている必要があるため、当該森林が保安林に指定されている場合は、当該保安林の指定施業要件を満たした内容とする必要があります（長官通知第４の２の⑶）。なお、経営管理権集積計画が定められた後に保安林に指定され、当該経営管理権集積計画の内容が保安林の指定施業要件を満たさない場合は、当該経営管理権集積計画を取り消す必要があります。

２－５－２－２　森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法に係る留意事項

（経営管理権集積計画の作成）
第四条　（略）
２　経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～四　（略）
五　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
六～八　（略）
３　前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。
４・５　（略）

経営管理権集積計画においては、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法を記載する必要があります（法第４条第２項第５号）。この算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければなりません（法第４条第３項）。そのため、「金銭の額の算定方法」を定めるに当たっては、伐採後の造林及び保育に要する経費の算定方法を明示することとします（長官通知第４の２の⑷）。

なお、「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法」は、森林所有者の利害に直結し、場合によっては経営管理を行う中で、その妥当性等について、森林所有者から市町村に対して説明が求められることが想定されるため、事後に市町村担当者が簡潔明瞭に計画内容に即しているか否かを確認できる記載ぶりとすることが望ましいです。経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行う場合は、森林所有者に利益を還元しないことが想定されますが、この場合も利益を還元しない旨を記載する必要がありますので留意してください。

「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法」の設定に当たり、「ア：経営管理権集積計画により市町村が経営管理を実施する場合」と、「イ：経営管理実施権配分計画により林業経営者が経営管理を実施する場合」とでは、実施する経営管理の内容及びその経費並びに経費の支出方法（例えば、市町村は公費から、林業経営者は木材の販売収益から）等が異なるため、「ア」の場合と、「イ」の場合の算定方法とは分けて記載することとします。記載例としては表 5のとおりです。

表 5：金銭の額の算定方法の記載例

記載項目	記載内容の例
ア　経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管	間伐に要する経費は、市町村が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費に充当する。なお、森林環境譲与税等

理事業を行う場合の算定方法	を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には森林所有者に利益を還元しない。
イ　経営管理実施権に基づき林業経営者が伐採等を行う場合の算定方法	木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする。 「木材の販売収益」は、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額を元に市町村が算定した額又は実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 「伐採等に要する経費」は、 ①　間伐、造林及び保育に係る経費については、都道府県が決定している森林整備事業に係る標準単価を基に林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額 ②　主伐に係る経費については、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額 とする。

なお、「金銭の額の算定方法」の設定に当たっては、経営管理権の存続期間中に森林についての火災、気象災、噴火災が発生した場合に備え、森林保険への加入について森林所有者と協議することが望ましいです。

森林所有者が森林保険に加入することに同意する場合には、森林保険の加入者、費用の負担者、支払われる保険金がある時の請求及び受領する者について整理することとします。例えば、

①　経営管理実施権が設定される場合は、林業経営者が森林保険に加入し、その保険料を経費として計上する旨

②　市町村が森林保険に加入することができることとする旨

等を記載することが考えられます。

「金銭の支払の方法」の例としては、口座振込みや手渡し等の方法を記載することが考えられます。

「支払の時期」の例としては、伐採前や伐採後等の時期を記載することが考えられます。

「相手方」の例として、森林所有者や森林所有者の親族等を記載することが考えられます。

２－５－２－３　経営管理の内容に係る留意事項（経営管理実施権の設定が見込まれる森林）

市町村は経営管理権を取得した森林について、経営管理実施権配分計画（４参照）を定める場合は、経営管理権集積計画の範囲内で経営管理実施権配分計画を作成する必要があります（長官通知第12の２の⑴）。そのため、経営管理実施権配分計画を定めることが見込まれる森林の経営管理権集積計画には、林業経営者による主伐等を想定した経営管理の内容を記載する必要があります。

市町村が経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権配分計画を定める森林は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が存在すると見込まれる森林であり、以下のような森林が考えられます。

① 森林資源の状況（※１）、木材の供給先の配置（※２）等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林

※１：林地生産力が比較的高く（５m³/ha・年を超える）、急峻地ではなく（傾斜が35度未満）、基幹路網が開設済み等の森林が考えられる。

※２：木材の供給先となる原木市場や製材工場等が50km 圏内にある等。

② 隣接した森林において都道府県が公表した民間事業者（４－３参照）が森林経営計画を作成している森林

③ 都道府県が公表した民間事業者から、経営管理実施権の設定（経営管理の受託）の要望があった森林

また、主に、市町村森林整備計画において木材生産機能維持増進森林や水源涵養機能維持増進森林のうち林業適地にあるものが、こうした森林に該当すると考えられます。

なお、経営管理実施権が設定された森林が、市町村森林整備計画において木材生産機能維持増進森林として定められていない場合には、市町村森林整備計画を変更し、当該森林として定めるよう努めることとします。

このほか、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れるよう、複数の森林を取りまとめることも可能です。

２－５－２－４ 経営管理の内容に係る留意事項（経営管理実施権の設定が見込まれない森林）

市町村が経営管理権を取得した森林のうち、以下のような森林では、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者がきわめて少数と見込まれるため、市町村が市町村森林経営管理事業（３参照）を実施することとなると考えられます。

① 森林資源の状況（※１）、木材の供給先の配置（※２）等から効率的かつ安定的な経営管理が行われないと考えられる森林

※１：林地生産力が低く（５m³/ha・年以下）、急峻地であり（傾斜が35度以上）、基幹路網が未開設等の森林が考えられる。

※２：木材の供給先となる原木市場や製材工場等が50km 圏内にない等。

② 選定を実施したが経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林

市町村森林経営管理事業を実施する場合、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うこととなるため（法第33条第２項）、主に、市町村森林整備計画において複層林施業森林、択伐複層林施業森林や標準伐期齢のおおむね２倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林（以下「長伐期施業森林」という。）として定められているものが該当すると考えられます。

また、市町村森林経営管理事業では、経営管理権集積計画の内容に従って、造林、保育及び伐採を実施することとなりますが、市町村による森林整備は、「森林の管理の適正化」を促進することであることから、収益をあげることを目的とする伐採の実施を積極的に推奨するものではありません。

２－５－２－５　経営管理の内容に係る留意事項（森林所有者から具体的な内容が示されない場合）

経営管理権集積計画の記載内容については、当該森林所有者の意向等の内容を勘案し協議の上、定めることとします（長官通知第４の２の⑴）が、実際には森林所有者から具体的な経営管理の内容が提示されない場合が多いと想定されるので、市町村において、記載内容の案を作成して森林所有者と協議することが望ましいです。

また、経営管理権集積計画は経営管理の内容について具体的に記載する必要がありますが、一方で、経営管理実施権配分計画を定める場合、同計画は経営管理権集積計画の範囲内で作成する必要があります。このため、経営管理権集積計画において経営管理の内容を詳細に記載した場合、経営管理の実施に当たって経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（林業経営者）の選択の余地が小さくなるので、経営管理実施権の設定を受けようとする民間事業者が現れない可能性があります。これらを勘案すれば、林業経営者が柔軟に施業内容を決定できるよう、経営管理権集積計画に記載する経営管理の内容には一定の幅を持たせておくことが望ましいです。

記載内容としては、以下の２パターンが考えられます。

パターン①

経営管理権集積計画の「経営管理の内容」の記載は標準的な施業内容にとどめ、「経営管理実施権が設定された場合は、経営管理実施権配分計画による」旨を記載する。

パターン②

「経営管理の内容」について施業の種類等やるべき行為のみを記載して、数量等は記載しない、又は幅を持たせて記載する。

記載内容の詳細については、次の記載例を参照してください。

2－5－3　（記載例）経営管理権集積計画

経 営 管 理 権 集 積 計 画（記載例）

様式は、適宜形式などを変更しても構いません。

1　個別事項

（あ　全員の同意により権利設定を行う場合の例）

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）●●市長　●●●●	（所在地）●●県●●市●●●
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）●●、▲▲、■■	（住所又は所在地）●●県●●市●●●、▲▲県▲▲市▲▲

※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2026.4.1	20年（2046.3.31）	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	別添３参照	
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
10														

整理番号	集○

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	
8	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	
9	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所（同上）	●●市長　●●●●
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所（同上）	●●、▲▲、■■

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3） 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4） 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
（7）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、(10)により復旧を行う場合を除き、関係権利者の同意を得て、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　（６）①及び②のほか、当該経営管理権集積計画は、甲又は乙から申出があり、甲、乙及びその他の関係権利者の合意が得られた場合には、その全部又は一部を取り消すことができる。この場合において乙は、森林経営管理制度の趣旨、当該森林における経営管理の状況その他の事情を勘案するものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

⑤　乙は、甲からの申出に応じてこの経営管理権集積計画を取り消す場合にあって、甲に対し、当該取消しの日から起算して過去５年間以内に実施された当該経営管理権集積計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、（９）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、（９）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③　乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して

販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）　※市町村が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年●月●日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

（10）森林保険（経営管理実施権が設定された場合）　※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

（11）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（12）損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（13）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（14）甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（15）経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

（16）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
C-1	＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅠ＞ ○　経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅡ＞ ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※　なお、経済動向、木材需給状況その他の情勢変化により、主伐並びに主伐後の植栽及び保育の実施が困難になるなど経営管理実施権者による中長期的かつ安定的な林業経営の支障となる状況が生じたときにあっては、主伐に代わり間伐等を実施すること又は主伐を取りやめることについて、経営管理実施権者から乙に協議することができる。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○　乙は、存続期間中に間伐を２回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
C-2	○　乙は、存続期間中に間伐を２回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

※＜パターンⅠ＞、＜パターンⅡ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下さい。

※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（ア　甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（ア　甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（時期）

○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）

○　次の支払先に支払うものとする。

（支払先）　甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

（時期）

○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（相手方及び方法）

○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○　乙が伐採等に要する経費を算定する際、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価が見積実施時点から経費算定時点で大幅に上昇又は下落し、経営管理実施権者の中長期的かつ安定的な林業経営に支障が生じる等の場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分計画に添付された経費の見積額から、標準単価の増減率を参考として見積額を見直すことについて、経営 **※経営管理実施権の期間が長期にわたる場合に必要に応じて記載して下さい。** ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法
（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（時期）
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（時期）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（相手方及び方法）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

※これ以降は、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得て間伐等経営管理権を設定する場合の記載例です（２－５－５参照）（共通事項部分は全員の同意による場合と同様のため省略）。

経 営 管 理 権 集 積 計 画（記載例）

様式は、適宜形式などを変更しても構いません。

1 個別事項

（い 共有者の1/2超の同意により間伐等経営管理権の設定を行う場合の例）

同意の有無に関わらず、森林所有者全員の住所･氏名を記載します（間伐等経営管理権が設定される森林の森林所有者を明確にするため）。

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）●●市長 ●●●●	（所在地）●●県●●市●●●
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）●●、▲▲、■■	（住所又は所在地）●●県●●市●●●、▲▲県▲▲市▲▲

※最大50年間とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2026.4.1	20年（2046.3.31）	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	別添３参照	1/2超同意
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	同上	
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-2参照	同上	
10														

整理番号	集○

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	

甲以外の権原者（森林について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者）については、通常の場合と変わらず全員

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所（同上）	●●市長 ●●●●
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所（同上）	●●、▲▲、■■

間伐等経営管理権の設定に同意した森林所有者の住所･氏名のみを記載し、同意を得ていない森林所有者

同意は1/2ちょうどでは足りません。持分の1/2を超えている必要がありま

（記載注意）
（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3） 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4） 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
（7）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
C-1	＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅠ＞ ○　経営管理実施権者が間伐及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ＜経営管理実施権が設定される場合　パターンⅡ＞ ○　経営管理実施権者が間伐、間伐により生じた木材の販売を実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○　乙は、存続期間中に間伐を２回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
C-2	○　乙は、存続期間中に間伐を２回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

共有者の1／2超の同意で実施できる経営管理の内容は、間伐、間伐材の販売、保育に限られます。主伐や主伐後

※＜パターンⅠ＞、＜パターンⅡ＞は記載例です。実際には、ひとつの記載にして下さい。

※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（ア　甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（ア　甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

＜経営管理実施権が設定される場合＞

※あらかじめ共有者間で定められたルールがあるという前提の記載となっています。

（時期）

○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）

○　経営管理実施権者は、共有者間であらかじめ定められたルールに基づき、共有者を代表して利益の受領及び共有者への分配を行う者として定められた者に対し、Ｄを一括して次の支払先に支払うものとする。

（支払先）　甲の指定する口座

（共有者間の金銭の分配方法）

○　Ｄの支払を受けた者は、共有者間であらかじめ定められたルールに従い、他の共有者に対して適切に分配するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

（時期）

○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（相手方及び方法）

○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○　乙が伐採等に要する経費を算定する際、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価が見積実施時点から経費算定時点で大幅に上昇又は下落し、経営管理実施権者の中長期的かつ安定的な林業経営に支障が生じる等の場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額から、標準単価の増減率を参考として見積額を見直すことについて、経営管理実施権者が乙に協議することができる。 ※経営管理実施権の期間が長期にわたる場合に必要に応じて記載して下さい。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法
（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

※あらかじめ共有者間で定められたルールがあるという前提の記載となっています。

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（時期）
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

（相手方及び方法）
○　経営管理実施権者は、共有者間であらかじめ定められたルールに基づき、共有者を代表して利益の受領及び共有者への分配を行う者として定められた者に対し、Ｄを一括して次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

（共有者間の金銭の分配方法）
○　Ｄの支払を受けた者は、共有者間であらかじめ定められたルールに従い、他の共有者に対して適切に分配するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（時期）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（相手方及び方法）
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

２－５－４　同意取得

（経営管理権集積計画の作成）
第四条　（略）
２～４　（略）
５　経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

経営管理権集積計画は、原則として、集積計画対象森林ごとに、当該森林について関係権利者（所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）の全部の同意が得られているものである必要があります（法第４条第５項）。（ただし、間伐等経営管理権を設定する場合にあっては、集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとされています。間伐等経営管理権に関する事項については２－５－５を参照してください。）

このため、経営管理権集積計画を定める場合、市町村は、森林所有者をはじめとする関係権利者に対して、法の趣旨及び当該計画の内容について説明し、調整を図った上で同意を取りつけることとします。この際、必要に応じて、意向調査（２－３参照）において意向を表明した森林所有者の協力を得つつ、同意取得を行います。森林所有者については、経営管理権集積計画における同意を記載する部分に氏名を記載するとともに、森林所有者以外の関係権利者についても、同意した旨を任意の様式による書面で取得することとします。

あわせて、市町村は、関係権利者に対し、当該関係権利者が当該計画の内容を十分に理解した旨を記載した別記様式第６号の確認書をもって関係権利者の意思を確認するものとします（長官通知第４の３）※。市町村は、別記様式第６号の確認書について、公告を行った経営管理権集積計画の原本とともに、少なくとも当該計画に記載された存続期間の間は保管することとします。

ただし、森林所有者からの申出（２－４参照）があった森林の場合は、当該申出をした森林所有者に対して、その他の関係権利者との調整（法の趣旨及び経営管理権集積計画の内容について説明し、理解を得ること）について、協力を求めることを基本とします。その際、市町村は、当該申出をした森林所有者が、当該申出をした森林所有者以外の関係権利者に対し、当該関係権利者が当該計画の内容を十分に理解したことの確認を行うこととして差し支えないものとします（長官通知第４の３）。

※　経営管理権集積計画の作成にあたり、記名・押印を必須とはしていませんが、それらを省略したとしても、森林所有者をはじめとする関係権利者の同意を得ること、同意を得たことについて後に証明できるようにしておくことが必要です。したがって、押印等を省略した場合であっても、別記様式第６号の確認書も参考に、森林所有者等との合意形成の履歴を書面等により完備いただくことが望ましいと考えます。その際には､例えば、押印等に代えて署名で対応するなど、森林所有者等の負担も勘案しながら適切な方法を選択してください。

なお、森林所有者以外の関係権利者の把握については、森林所有者から得た当該森林の権利関係に係る情報及び登記簿に記載された所有権並びに所有権以外の権利に関する情報の範囲で行うこととします。

※1　抵当権を有する者は、直ちに当該森林を使用及び収益する者とは言えないため、関係権利者には含まれません。ただし、立木を含めて森林の土地を評価し、抵当権を設定している可能性がありますので、経営管理権を設定した後、木材の販売を行う際には関与してくる可能性がありますので留意願います。

※2　森林所有者等が法人である場合は、法人として同意する旨の決議が取られていれば差し支えありません（当該決議を議決権の何割で決するかについては、当該法人の規定に基づくこととします）。

※3　例えば電線下等の森林においては、地役権が設定されている場合があります。このような場合は、地役権の内容に応じて同意取得の要否を判断していく必要があります。一例として、地役権の内容が植栽制限である場合、再造林を伴うような経営管理権集積計画では同意が必要となると考えられます。

2－5－5　同意取得（間伐等経営管理権を設定する場合）

2－5－5－1　間伐等経営管理権

間伐等経営管理権とは、経営管理権の一つであり、その存続期間が50年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものです（法第４条第５項）。「木材の販売を含む」と記載されているとおり、間伐等経営管理権における間伐にはいわゆる搬出間伐も含まれます。

～コラム１　間伐等経営管理権における間伐及び保育の考え方～

間伐等経営管理権における「間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育」は、市町村森林整備計画における間伐及び保育の考え方との調和が保たれたものとします。

なお、間伐等経営管理権における間伐では、搬出した間伐材の販売のほか、間伐を行うに当たり付随する森林作業道その他施設の設置についても可能です。また、保育については、巡視も含むものとして取り扱います。経営管理権集積計画等に記載する間伐等経営管理権に係る経営管理の内容については、「間伐」又は「保育（又は施業名）」という文言を入れることが望ましいと考えられます。被害木の伐倒、危険木の除去などその他個別の内容を記載する場合は、表 6の間伐及び保育の考え方の範囲内で実施することが分かるように記載し、確実に間伐等経営管理権の範囲内で施業が行われるように注意が必要です。

表６：間伐及び保育の森林計画制度における記載

内容	全国森林計画（令和８年６月閣議決定（変更））	市町村森林整備計画制度等の運用について（平成３年７月25日付３林野計第305号林野庁長官通知）
間伐	Ⅱの１の（２） 林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接するようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、目的樹種の一部を伐採する方法であって、単木又は列状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合により、人工林の育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うもの。	第１の１の（４） 森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。
保育	Ⅱの１の（４） 更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため行う下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業。	別記様式　Ⅱの第３の２のア 原則として、下刈り、つる切り及び除伐とし、必要に応じてその他の保育※についても定める。

※その他の保育としては、枝打ち、根踏み、雪起こし、木起こし等が挙げられます。

２－５－５－２　共有林に間伐等経営管理権を設定する場合の同意取得（1/2超の同意）

数人の共有に属する集積計画対象森林について、間伐等経営管理権を設定する場合、「所有権を有する者」については、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとされています（法第４条第５項）（以下、共有者全員の同意ではなく、２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得た場合を「1/2超の同意」という。）。なお、２分の１ちょうどの共有持分を有する者の同意では不十分ですので注意してください。例えば、４人が均等に持分を有する共有林であれば、そのうち２人の同意では不十分であり、３人の同意が必要となります。

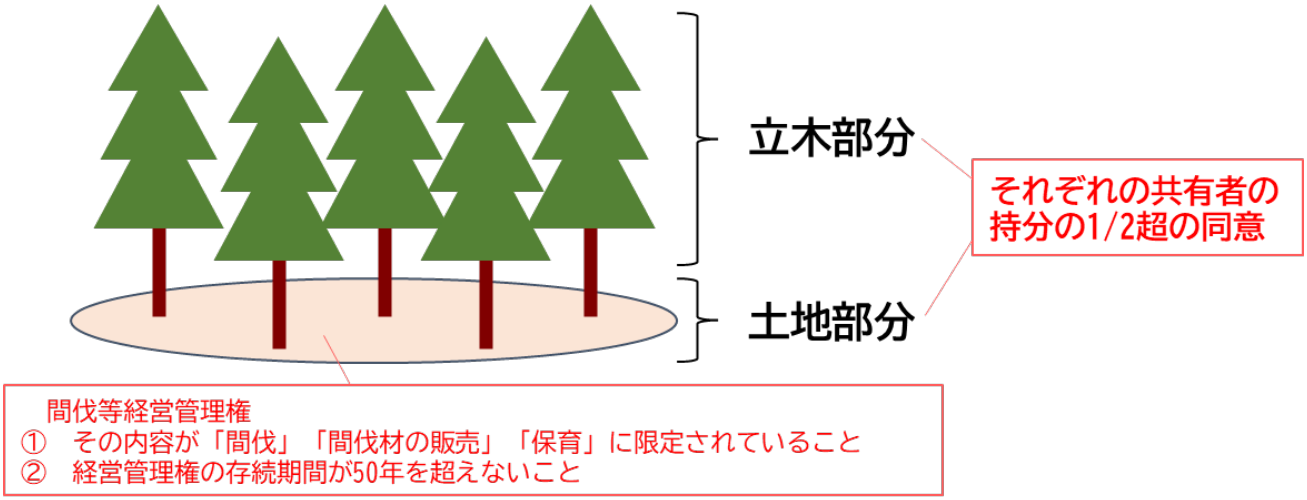
ただし、「所有権を有する者以外の関係権利者」については、通常の同意取得の場合と同様、集積計画対象森林ごとに、全員の同意が得られている必要があります。

ここで、「所有権を有する者」とは、立木竹と森林の土地の所有者が一致している場合にはその者、立木竹と森林の土地の所有者が異なる場合には立木竹の所有者と森林の土地の所有者の双方となります（図 12）。「所有権を有する者以外の関係権利者」とは、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「地上権者等」という。）となります（図 13）。

※ 立木竹と土地の所有者が異なる場合について、立木竹についての所有権を有している者は、土地についても地上権等は有している場合が多いと考えられます。このような者は、立木竹についてみると「所有権を有する者」に該当しているため、間伐等経営管理権の設定に関して1/2超の同意で足りるようにも考えられます。しかしながら、このような者は、土地についてみると「所有権を有する者以外の関係権利者」に該当するため、間伐等経営管理権を設定する場合であっても結局のところ全員の同意が必要になります。

表 7：通常の経営管理権と間伐等経営管理権の比較

要件等	通常の経営管理権	間伐等経営管理権
存続期間の上限	なし	50年
経営管理の内容	制限なし	間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る
同意取得の要件	全員同意	・ 「所有権を有する者」は、立木竹及び土地のそれぞれについて、1/2超の同意 ・ 「所有権を有する者以外の関係権利者」は、全員同意



💡 なお、仮に、立木と土地の所有者（共有者）が異なる場合、立木所有者は、当該土地に使用権等を有している場合が多く、その場合には、「使用貸借による権利・・・を有する者」として、全員同意が必要となります。

図 12：共有林のイメージと要件

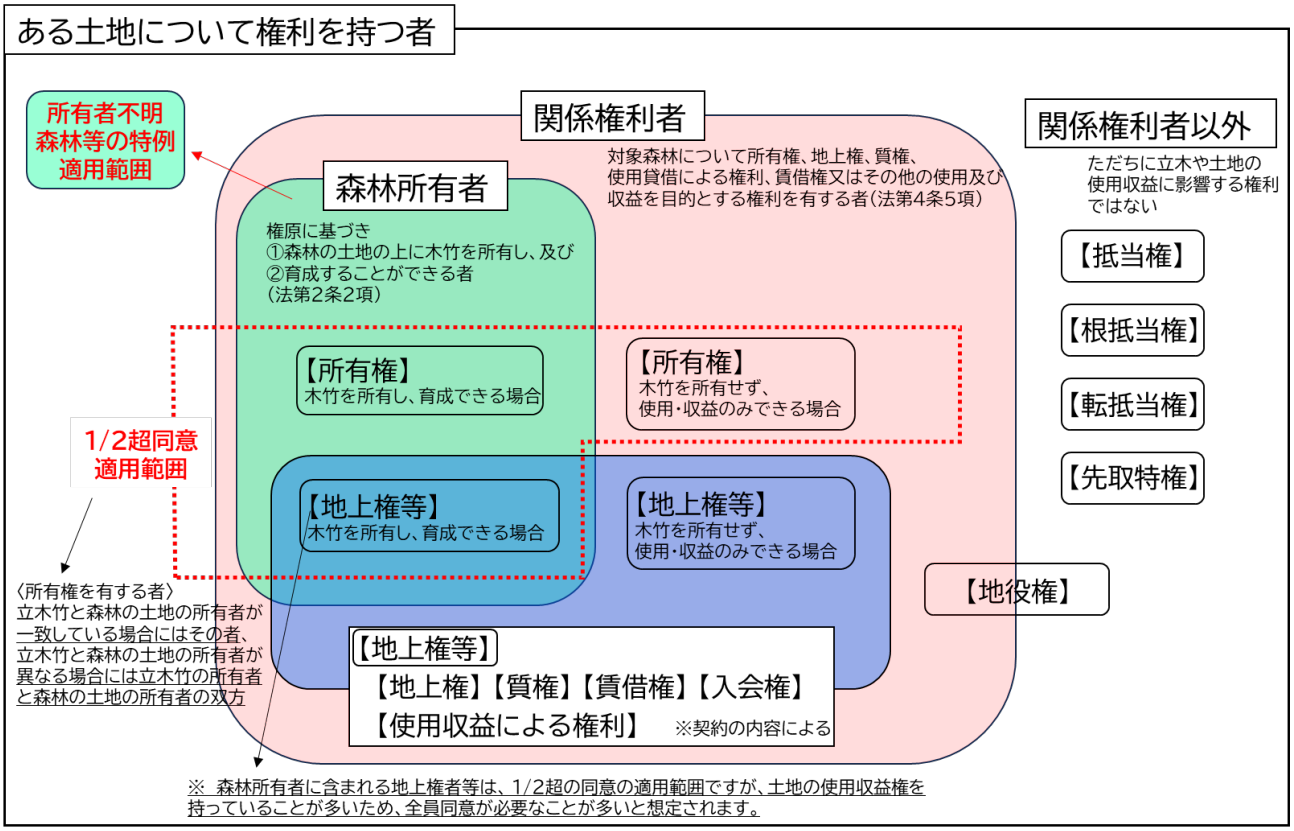


図 13：森林所有者、関係権利者等の概念図

なお、間伐等経営管理権の設定について、所有権を有する者の1/2超の同意を得るに当たり、市町村は、その同意を得る者を任意に選択することとして差し支えありません。したがって、当

該集積計画対象森林の立木竹又は土地の共有持分を有する者のうちに、宛先不明者、連絡がつかない者、当該経営管理権集積計画に対する不同意者（関わりたくない者等）がいる場合であっても、共有持分の1/2超の同意を得ていれば間伐等経営管理権の設定は可能となります。もっとも、明確な反対者がいるにもかかわらず権利設定をすることは望ましくないため、そのような場合には、当該計画に基づき実施する間伐や保育の必要性等について丁寧に説明を行い理解醸成を図ることや、持分買取りにより反対者との共有状態の解消を図ることが考えられます。

また、共有持分の1/2超の同意が確実に得られていることを確認するため、相続が発生している場合には、法定相続人を特定し、相続人関係図を作成することが望ましいと考えられます。これらの作成した書類については、間伐等経営管理権を設定した経営管理権集積計画と併せて保管しておくようにします。

なお、共有持分については、登記簿に記載された持分であるほか、相続登記が未了であって、別途の遺産分割協議による持分の決定が行われていない場合には、法定相続分により算定することとなります。

～コラム２　1/2超の同意を得るために同意取得が必要な範囲～

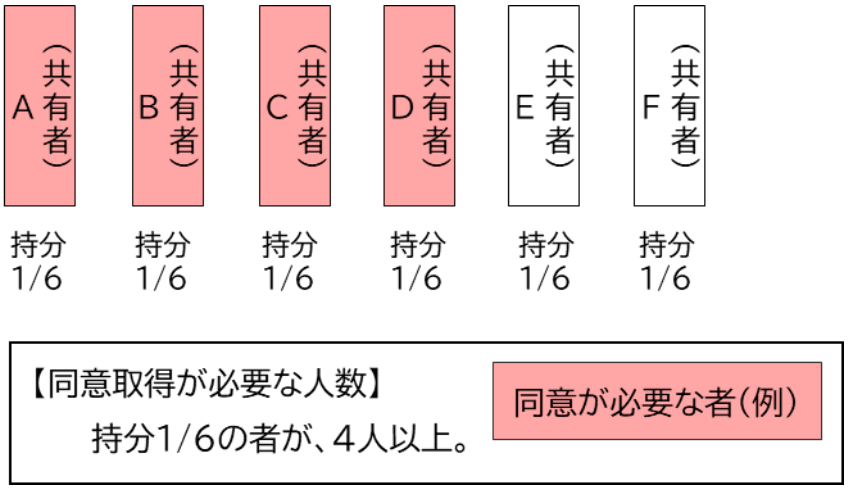


図 14：（例１）共有林における最低限の同意取得範囲

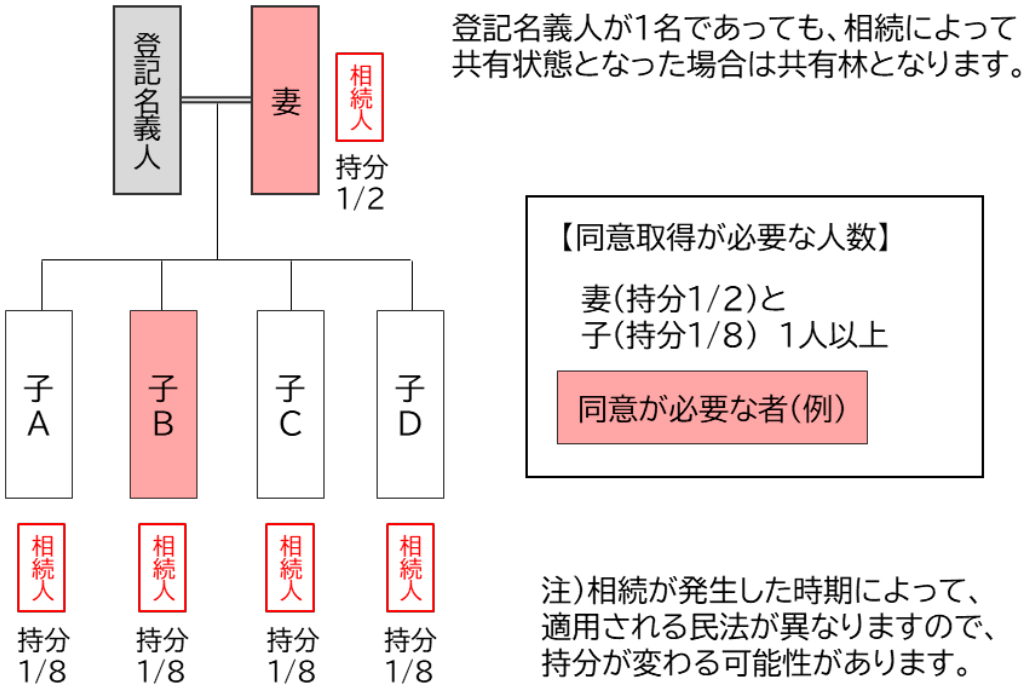


図 15：（例２）相続が発生している場合の最低限の同意取得範囲

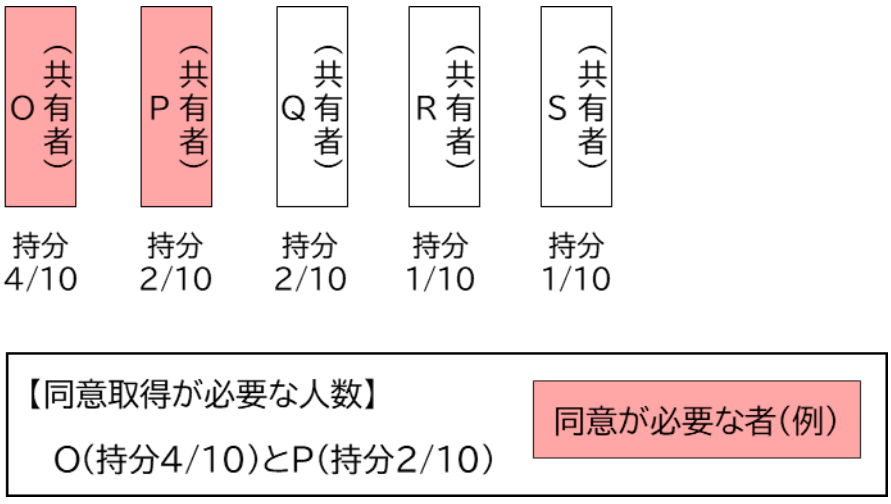


図 16：（例３）共有林における持分割合が異なる場合の最低限の同意取得範囲

２－５－５－３　間伐等経営管理権を設定する際の記載内容等（1/2超の同意）

（１）森林所有者（甲）欄の記載

「経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）」欄には、同意の有無に関わらず、森林所有者全員の住所・氏名を記載します（経営管理権が設定される森林の森林所有者を明確にするため）。なお、例えば同意を得ていない者について、連絡を取っていない等の事情により現在の住所・氏名が不明な場合は、登記簿の住所・氏名を記載することが考えられます。

（２）同意者欄の記載

一方で、「同意者」欄にある「森林所有者（甲）」の区分には、経営管理権の設定に同意した森林所有者の住所・氏名のみを記載します。

（３）「備考」欄の記載

共有者の持分の1/2超の同意を得て間伐等経営管理権を設定する場合は、経営管理権集積計画の「１　個別事項」の「備考」欄に、その旨を明記します。例）1/2超同意

（４）「甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法」欄の記載

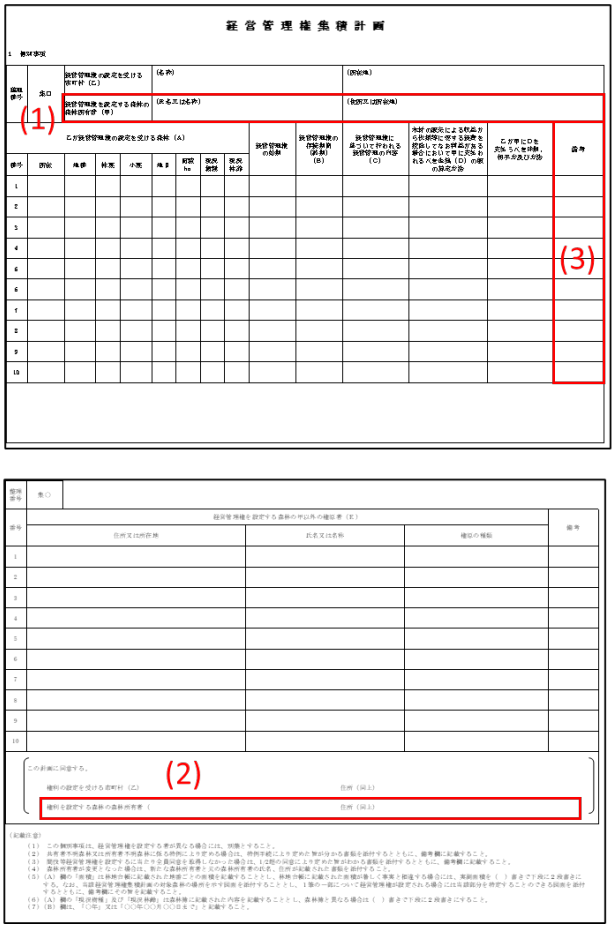
「相手方及び方法」欄について、相手方としては、経営管理権の設定に同意した森林所有者の氏名を記載し、その支払先については相手方の指定する口座などを記載します。また、「相手方として記載した者に対して共有者全員分の金銭について支払う。」旨、「金銭の支払いを受けた者は、同意を得ていない共有者を含む共有者間で適切に分配することとする。」旨、及び「共有者間の金銭の分配方法」について併せて記載します。

※「相手方」には、経営管理権の設定への同意を得ていない森林所有者は記載しません。

※「共有者間の金銭の分配方法」は、例えば「○○自治会に全額を支払う」や、「他の共有者に対して、持分割合に応じて分配する」などが想定されます。

（５）添付書類

相続登記が未了の森林において1/2超の同意を得て経営管理権集積計画を作成する場合には、２－５－５－２に記載のとおり法定相続人を特定して相続関係図を作成し、各相続人の持分を整理しておくことが望ましいと考えられます。この作成した書類については、当該経営管理権集積計画と併せて保管します。



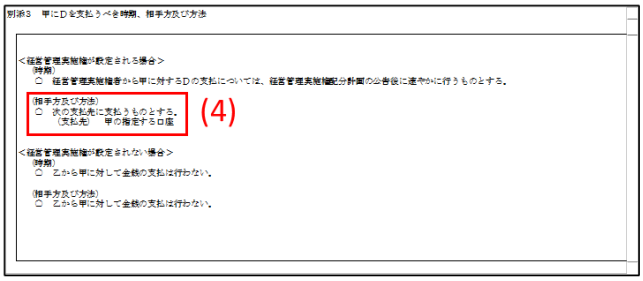


図 17：間伐等経営管理権を設定する際の記載場所

２－５－５－４　金銭の分配方法・供託（1/2超の同意）

共有持分の1/2超の同意によって間伐等経営管理権を設定した場合は、共有者の中に同意を得ていない者が存在することとなります。間伐等経営管理権により搬出間伐等の収益事業も可能であることから、同意を得ていない者も含めた共有者全員に対して金銭を支払うこととなる場合があります。その際の支払い方法については、以下のとおりとします。

共有者間の分配

原則として、共有林における利益については、共有者間でその分配方法を決定した上で分配すべきものと考えられます。このため、市町村等は、２－５－５－３の（４）に記載のとおり、経営管理権集積計画の「甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法」欄のうち「相手方」に関して、経営管理権の設定に同意した森林所有者の氏名のみを記載することとします。このようにすることで、市町村（経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（林業経営者））は、同意を得ていない者に対しては直接債務を負っていない状態となり、同意を得ている共有者のみに対して金銭を支払うこととなりま

す（市町村（又は林業経営者）は、同意を得ていない者に対して直接金銭を支払うことはできません）。

この金銭を支払う相手方としては、例えば共有林の代表者のみとすることや、同意を得ている共有者の全員とすること等が想定されますが、実務上の観点からすると、代表者一名に対して支払いを行い、その者から分配していただくことが想定されます。合わせて、同意を得ていない者も含む共有者間の分配方法についても記載しておくことが望ましいです。「共有者間の金銭の分配方法」の記載は、例えば「〇〇自治会に全額を支払う」や、「他の共有者に対して、持分割合に応じて分配する」などが想定されます。

こうして金銭の支払いを受けた者は、共有者間における取決め等にしたがって金銭の分配等をする必要があります（取決めの内容等にもよりますが、基本的には、金銭の支払いを受けた者が、共有者のうち同意を得ていない者に対して債務を負っている状態になると考えられます）。共有者間で金銭の分配方法について取決めがない場合、一般的には、同意を得ていない者に対して、その持分割合に応じた金銭を支払うこととなります（図 18）。

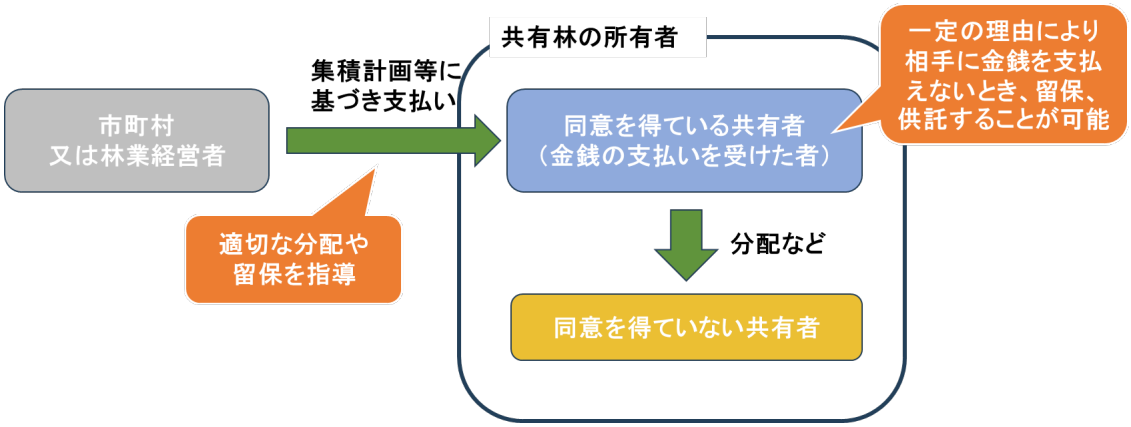


図 18：共有林における金銭の支払い方法

同意を得ていない者に金銭を支払う必要がある場合は、金銭の支払いを受けた者は同意を得ていない者に対して、金銭を支払う旨について通知を送付し、支払いを行います。ただし、同意を得ていない者の所在不明等により支払い先が分からない場合などにあっては、金銭の支払いを受けた者は、同意を得ていない者に支払うべき金銭を留保することになります（図20）。

この場合、同意を得ていない共有者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時（市町村から共有者に対し金銭の支払いをした時など）から10年間行使しないときは、同意を得ていない者の債権の消滅時効が成立します。その後、金銭の支払いを受けた者が時効の援用を行えば、同意を得ていない者以外の共有者間でその金銭を分配することも可能です。（民法第166条第１項各号、同法第145条）

なお、ここまで複数の個人がそれぞれ森林について持分を持っている場合（狭義の共有の場合）について記載してきましたが、登記上は複数の個人による共有となっているものの実質的には自治会が管理している場合（総有などの場合）であって、その団体の規約において「収入

は全て本団体に帰属し、これを構成員に分配しない」など特別な分配方法等が定められている場合は、それに従うことが考えられますので留意してください。

以上の対応を円滑に進めるため、市町村（又は林業経営者）は、金銭の支払いを受けた者に対して、同意を得ていない共有者を含む全ての共有者間で適切に金銭を分配するよう指導・助言する必要があります。

また、同意を得ていない者から市町村（又は林業経営者）に対して金銭の支払いに係る連絡があった場合は、事情を説明した後に、金銭の支払いを受けた者を案内することが考えられます。

なお、金銭の支払いを受ける者が、集積計画に記載した分配方法やあらかじめ定めていた取決め等に従わず、共有者への金銭の分配を適切に行わないことが予見される場合は、市町村（又は林業経営者）は支払いの前に適切な分配について指導するなど、慎重に対応することが望ましいです。

供託（一定の理由により相手に金銭を支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度）

金銭の支払いを受けた者は、同意を得ていない者の所在不明などにより支払い先が分からない場合などにあっては、上記のとおり、原則として時効の成立まで金銭を留保し続ける必要があります。しかしながら、長期にわたる金銭の留保には心理的負担や事務的な手間が伴うことも考えられます。こうした負担を解消するための選択肢として、同意を得ていない共有者等に対する当該金銭の支払いに代えて、支払うべき金銭について、民法第494条の規定に基づき、供託することも考えられます。

なお、２－５－５－３の（４）に記載のとおり対応することで、市町村（又は林業経営者）は、同意を得ていない者に対しては直接債務を負っていない状態となることから、市町村（又は林業経営者）が供託をすることは基本的に想定されません。

第 494 条（供託）
弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
二　債権者が弁済を受領することができないとき。
２　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

実際に供託ができるかどうかについては各法務局の供託官が判断することとなります。手続の詳細等は個別事案ごとに異なる場合があり、状況によって、必ず供託が認められるとも限りませんので、供託手続の活用を検討する際には、まずは供託所となる法務局に事前相談するようにしてください（図 19）。相談先は、債権者の住所地の供託所となるため、遠方となる可能性もあります。電話やファックスで相談を受けてくれることもありますので、まずは一度連絡することをおすすめします。

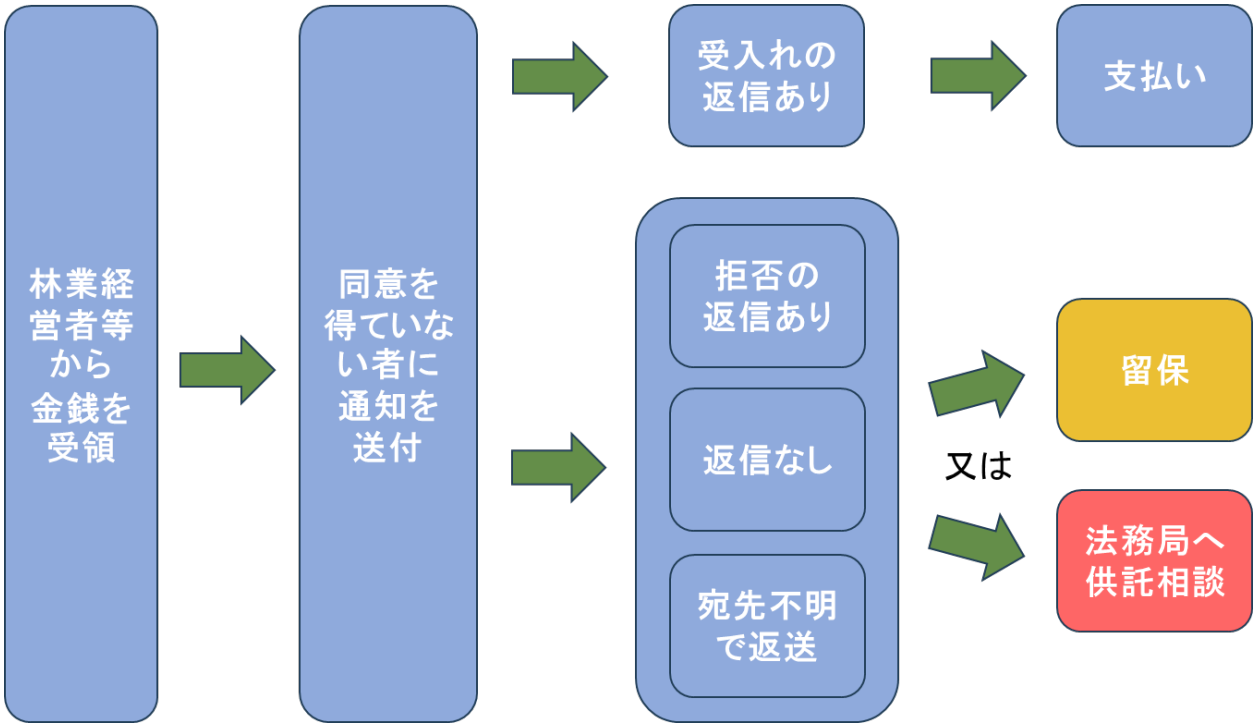


図 19：金銭の支払いを受けた者から、同意を得ていない者への支払いフロー

相談後、供託に至るまでの流れは、法務局の指導に従うこととなりますが、想定される流れとしては、

〇再度同意を得ていない者に対する通知の送付などの対応を行い、供託が必要な理由を整理
〇供託原因等を記載した供託書を作成し、供託所（法務局）に提出
〇供託書の内容が確認された後、各法務局から指定された口座等へ供託金を振り込み

といったものとなります。

また、供託を行うに当たり、そのほかに想定される事項は下表のとおりです。供託を行う意思がある場合、市町村又は林業経営者から金銭の支払いがあり次第、速やかに行うことが望ましいです。

供託者	金銭の支払いを受けた共有者
供託の単位	同意を得ていない共有者ごと
供託の場所	同意を得ていない各共有者の住所地の供託所 ※債権者が所在不明等である場合は、判明している最後の住所地（登記簿に記載の住所など）を記載することが想定されます。
供託の原因たる事実	・当該森林が共有である旨 ・当該経営管理権集積計画等に基づき支払われた金銭であり、同意を得ていない共有者に分配すべき金銭として、自身に支払われた旨及びその額

	・【受領拒否の場合】弁済を提供したが、債権者が金銭の受領を拒否した旨 ・【受領不能の場合】一部共有者（被供託者）の住所若しくは氏名が不明であり、又は一部共有者（被供託者）は確知しているものの、〇〇の事情により、現に金銭の受領をさせることができない旨 ・【債権者不確知の場合】一部共有者（被供託者）が死亡しており、その相続人がいるかどうか不明であるなど、債権者を確知することができない旨
供託金額の計算方法	供託する金額は、市町村又は林業経営者から支払いのあった金額のうち、同意を得ていない共有者に分配すべき金銭（分配に関する取決めがない場合は、支払いのあった金額に、同意を得ていない共有者の持分割合を掛けた額とすることが一般的です。）
時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

供託を行った者は、債権者がその供託を受け取らない場合や、供託が有効であると判断した裁判の判決がまだ確定していない間は、供託した金銭を取り戻すことができます。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第２号）等の法令の定めるところによる必要があります。

供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html)

２－６　経営管理権集積計画の公告等

２－６－１　公告・公開の方法

（経営管理権集積計画の公告等）
第七条　市町村は、経営管理権集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、その公告があった経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利（以下「経営管理受益権」という。）が、それぞれ設定される。
３　前項の規定により設定された経営管理権は、第一項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画の公告）
第五条　法第七条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画を定めた旨及び当該経営管理権集積計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（経営管理権の効力が及ばない森林所有者）
第六条　法第七条第三項の農林水産省令で定める者は、国及び次に掲げる事由により法第七条第一項の規定による公告（以下この条において単に「公告」という。）の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となった者とする。
一　公告の前にされた差押え又は仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとし、以下この条において単に「滞納処分」という。）又は強制執行
二　公告の後にされた差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分又は強制執行（配当等を受けるべき債権者のうちに公告の前に対抗要件を備えた担保権者（当該経営管理権集積計画に同意した担保権者を除く。第四号において同じ。）があるものに限る。）
三　公告の前に対抗要件を備えた担保権（当該経営管理権集積計画について担保権者の同意を得たものを除く。）の実行としての競売
四　公告の後に対抗要件を備えた担保権の実行としての競売（配当等を受けるべき債権者のうちに公告の前に対抗要件を備えた担保権者があるものに限る。）
五　公告の前に仮登記がされた所有権の設定、移転、変更又は消滅に関する請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含み、当該経営管理権集積計画について仮登記の登記名義人の同意を得たものを除く。）の行使

市町村は、経営管理権集積計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第７条第１項）。当該公告があったときは、その公告があった経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利（以下「経営管理受益権」という。）が、それぞれ設定されます（法第７条第２項）。

公告は、経営管理権集積計画を定めた旨及び当該経営管理権集積計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行う必要があります（規則第５条）（別記様式第７号）。

なお、公告の終了後、当該経営管理権集積計画については、当該計画により設定された経営管理権の存続期間中、インターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります（長官通知第７の１）。※

また、市町村は、公告した経営管理権集積計画について、その写しを関係権利者に送付する等の方法により周知するよう努めるものとします（長官通知第７の２）。

※　設定された経営管理権は、公告の後において当該経営管理権に係る森林の所有者となった者に対しても、その効力があります（法第７条第３項。２－６－２－１参照）。そのため、当該森林に経営管理権が設定されていることを知らされずに購入等をした場合、新たな森林所有者に不測の不利益が生じるおそれがあります。よって、市町村は、２－６－２－２に記載しているとおり元の森林所有者から事前通知をさせるだけでなく、経営管理権の存続期間中は誰でも当該森林に経営管理権が設定されている旨を確認できるよう、公告後も経営管理権集積計画をホームページ等で公開しておくこととします。

なお、公告・公開に当たっては個人情報の保護の観点から、森林所有者及び関係権利者の氏名又は名称、住所、支払先等が公表されないように黒塗りにする等、十分留意することとします。

電子データで図形等により色を重ねるだけでは、PDF 編集等でマスキング部分を取り除くことが可能な場合もあります。このため、インターネット上に PDF を掲載する際は、印刷した紙に黒塗りした上でスキャン及び電子化する、あるいは予めデータ上で個人情報を削除したもの

を掲載するなど、個人情報が確実に保護されるようにしてください。また、個人情報が閲覧できない状態になっているかについて、複数人でクロスチェックすることも効果的です。

このほか、市町村が森林経営計画を作成している場合、経営管理権集積計画を公告して新たに経営管理権の設定を受けることで、森林法第12条第１項の規定による森林経営計画の義務的変更を行わなければならない場合がある旨、ご留意ください。（森林経営計画の変更に関しては、森林経営計画制度運営要領（平成24年３ 月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）及び森林経営計画制度の運用上の留意事項について （平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森林整備部計画課長通知）を参照。）

２－６－２　公告後に新たに森林所有者となった者の取扱い

２－６－２－１ 新たに森林所有者となった者への経営管理権の効力

設定された経営管理権は、公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となった者に対しても、その効力があります（法第７条第３項）。

ただし、例外として、国又は次の①から⑤までに掲げる事由により当該公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となった者には、経営管理権の効力は及びません（法第７条第３項及び規則第６条第１～５号）。

① 当該公告の前にされた差押え又は仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとし、以下単に「滞納処分」という。）又は強制執行（規則第６条第１号）

② 当該公告の後にされた差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分又は強制執行（配当等を受けるべき債権者のうちに当該公告の前に対抗要件を備えた担保権者（当該経営管理権集積計画に同意した担保権者を除く。第四号において同じ。）があるものに限る。）（規則第６条第２号）

③ 当該公告の前に対抗要件を備えた担保権（当該経営管理権集積計画について担保権者の同意を得たものを除く。）の実行としての競売（規則第６条第３号）

④ 当該公告の後に対抗要件を備えた担保権の実行としての競売（配当等を受けるべき債権者のうちに当該公告の前に対抗要件を備えた担保権者があるものに限る。）（規則第６条第４号）

⑤ 当該公告の前に仮登記がされた所有権の設定、移転、変更又は消滅に関する請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含み、当該経営管理権集積計画について仮登記の登記名義人の同意を得たものを除く。）の行使（規則第６条第５号）

経営管理権集積計画が公告された後、経営管理権集積計画に記載された森林所有者が変更となった場合であって、新たな森林所有者に効力がない場合（新たな森林所有者が国又は規則第６条第１～５号に該当する場合）、市町村は２－７－１のとおり当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消します。

２－６－２－２ 森林所有者からの権利移転等の通知に対する対応

森林所有者は、集積計画対象森林について新たに権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知する必要があります（法第４条第２項第６号）。この通知は、設定又は移転を予定している権利の種類及び内容等を記載した書類により行うこととします（別記様式第５号参照）。

市町村は、森林所有者から新たに権利を設定又は移転する旨の通知があった場合、経営管理権集積計画に基づく経営管理に支障がないか確認することとし、経営管理を実施する箇所に立ち入る権利を設定しようとしている場合等、経営管理に支障があると認められる場合は、森林所有者と協議することが望ましいと考えられます。

なお、市町村は、森林所有者から新たな関係権利者となる予定の者に対して当該森林に経営管理権が設定されている旨を通知させることとします（長官通知第７の３の⑴）。その際、新たに関係権利者となる予定の者が、経営管理権が設定されていることに異議を有する場合は、市町村は当該森林の経営管理の状況等を踏まえ、市町村、現に経営管理権集積計画の当事者である森林所有者、新たに関係権利者となる予定の者の三者で協議をして対応を検討することが望ましいと考えられます。

また、特に当該森林において経営管理実施権配分計画が定められている場合であって、かつ森林所有者が変更となるときには、市町村は、森林所有者から新たな森林所有者となる予定の者に対して当該森林に経営管理実施権が設定されている旨も合わせて通知させることとします（長官通知第14の４の⑴）。同時に、市町村は、経営管理実施権の設定を受けている林業経営者に対して森林所有者が変更となる旨の通知を行います。その際、新たな森林所有者となる予定の者が、経営管理実施権が設定されていることに異議を有する場合は、市町村、現に経営管理権集積計画の当事者である森林所有者、新たに森林所有者となる予定の者及び経営管理実施権の設定を受けている林業経営者の四者で協議をして対応を検討することが望ましいと考えられます。

なお、集積計画対象森林において相続が発生する場合については、森林所有者があらかじめ市町村にその旨を通知することは困難と考えられます。このため、市町村は、森林法第10条の７の２第１項の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出等を通じて、相続の発生を把握することとなります。その際、新たな森林所有者が、経営管理権や経営管理実施権が設定されていることに異議を有する場合は、市町村は上記と同様の対応をとることが望ましいと考えられます。

２－６－２－３ 経営管理権集積計画の変更手順

２－６－２－２のように、経営管理権集積計画の公告後、集積計画対象森林の関係権利者が変更となった場合、市町村は職権により経営管理権集積計画に記載された関係権利者の名義を変更できます。この名義変更に当たっては、改めて経営管理権集積計画を定めて公告するという手続をとる必要はありません（長官通知第７の３の⑵）。

市町村は、市町村の職権により経営管理権集積計画に記載された関係権利者の名義を変更したときは、当該変更に係る関係権利者に当該計画の写しを送付する等の方法により周知するよう努めることとします（長官通知第７の３の(3)）。同時に、市町村は、関係権利者の変更に関する情報等について整理し、保存することとします（別記様式第８号）。

なお、森林の土地の所有者が変更となる場合には、森林法第10条の７の２第１項の規定により森林の土地の所有者となった旨の届出をするよう指導するとともに、当該届出に基づき、同法第191条の４第２項の規定により林地台帳の記載を修正することとします（長官通知第７の３の(5)）。

２－７　経営管理権集積計画の取消し

市町村は、経営管理権集積計画を公告した後、以下の方法により経営管理権集積計画を取り消すことができます。

取消し	法第８条の規定による取消し	２－７－１
	双方合意による取消し	２－７－２
	全部取消し	２－７－２－１
	一部取消し	２－７－２－２
	その他	２－７－２－３

	2−7−1 法第8条の取消し	2−7−2−1 双方合意　全部取消し	2−7−2−2 双方合意　一部取消し
手続	法第8条で明示的に規定された、 森林所有者の同意を要しない取消し	森林所有者との合意に基づく取消し	森林所有者との合意に基づく一部取消し
どういうときに使うか	①　偽りその他不正な手段により市町村に集積計画を定めさせたことが判明した場合 ②　当該森林に係る権原を有しなくなった場合（承継効がない国などへの権利移転の場合）	（例） 既に予定した施業を実施済みの集積計画対象森林について、森林所有者から「今後は自ら管理を行いたい」旨の申出があり、適切な管理の継続が見込まれる場合など	（例） 集積計画対象森林のごく一部において県道の用地として買収が行われ、その部分についてのみ予定していた森林の経営管理が困難となった場合など
留意点	不利益処分に該当するため、事前に森林所有者に対し意見陳述の機会を与える必要	－	－

２－７－１　法第８条の規定による取消し

２－７－１－１　取消しの要件

（経営管理権集積計画の取消し）
第八条　市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。
一　偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
二　当該森林に係る権原を有しなくなった場合
三　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第九条　市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができます（法第８条）。

①　偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合（法第８条第１号）

②　当該森林に係る権原を有しなくなった場合（法第８条第２号）

①の「偽りその他不正な手段」とは、実際の森林の面積や樹種等と著しく異なる申出を行った場合や当該森林について使用及び収益を目的とする権利を有する関係権利者を把握していたにもかかわらず市町村に申出をしなかった場合等が考えられます。

②の「当該森林に係る権原を有しなくなった場合」とは、経営管理権集積計画を作成した時点の森林所有者が森林の売却等により森林所有者として権原を有しなくなった場合で、かつ新たな森林所有者に対して経営管理の効力がない場合が考えられます。

ちなみに、法第８条第３号においては、森林所有者が「その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合」についても経営管理権集積計画を取り消すことができる旨が規定されていますが、現在、規則に定められている要件はないため、このケースに該当する場合はありません。

なお、市町村による経営管理権集積計画の作成・公告という行為は、市町村が森林所有者に対して一定の利益を与える行政処分であり、これを市町村が取り消すという行政処分については、行政手続法上の不利益処分に該当するものと考えられます。このため、法第８条の規定によ

り市町村が経営管理権集積計画の取消しを行う場合、事前に、行政手続法（平成５年法律第88号）第三章の規定に沿って、森林所有者に対し意見陳述の機会を与える必要があります。また、取消し後には、その処分が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求や、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく取消訴訟の対象となる点にも留意が必要です。

２－７－１－２　取消しの手続

市町村は、法第８条による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第９条第１項）。当該公告があったときは、経営管理権集積計画のうち取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第９条第２項）。

公告は、経営管理権集積計画を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（規則第７条）（別記様式第９号）。合わせて、公開中の当該経営管理権集積計画の公開を終了します。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、公告終了後は掲載等を取りやめることとします。

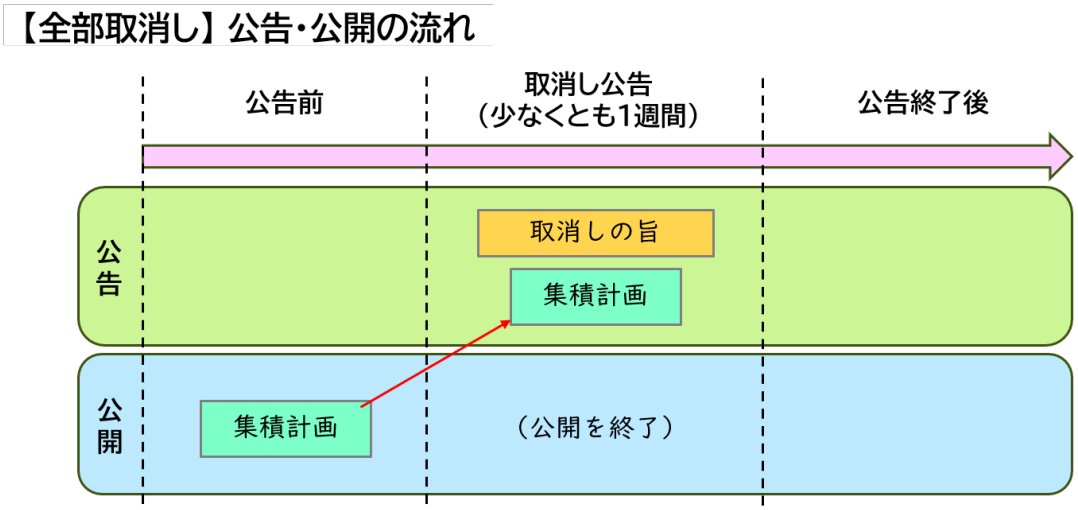


図 20：【全部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨について、関係権利者に対して通知することとします（長官通知第７の３の(4)）（別記様式第10号参照）。

なお、当該森林について経営管理実施権が設定されている場合は、経営管理権集積計画を取り消す前に、あらかじめ林業経営者に対して経営管理権集積計画を取り消す旨を別記様式第11号により通知することとし、経営管理権集積計画を取り消した際には、法第40条第１項の規定により経営管理実施権配分計画を取り消す必要があります（４－９を参照）。この場合、実際には、経営管理権集積計画を取り消す前に、４－９を参照の上、法第40条第１項の規定に基づく経営管

理実施権配分計画の取消しに係る手続も進めておき、両計画の取消しを同時に行うこととします。

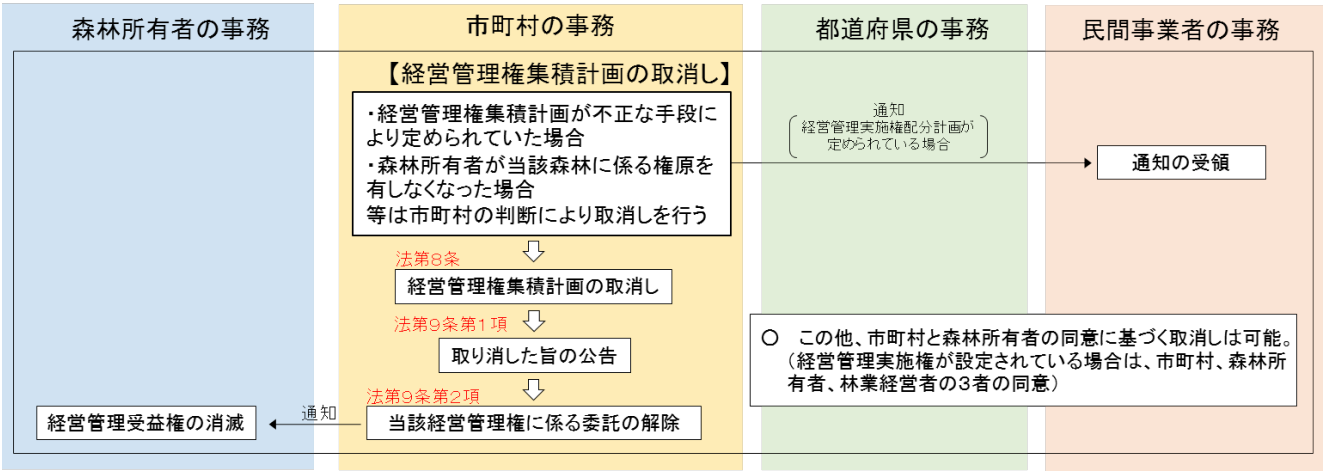


図 21：法第８条の規定による経営管理権集積計画の取消しに係るフロー

２－７－２　双方合意による取消し

２－７－２－１　全部取消し

２－７－１の法第８条の規定による取消しのほか、市町村は、全ての関係権利者と市町村との合意があれば、経営管理権集積計画の全部を取り消すことができます。

双方合意による取消しを行う場合、市町村は、取消しに係る関係権利者との合意内容を確認できる文書を作成し、保管することとします（別記様式第14号）。

市町村は、双方合意による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公告することとします。これらの手続を行ったときは、当該経営管理権集積計画に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます。

公告は、経営管理権集積計画の全部を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（別記様式第12号）。合わせて、公開中の当該経営管理権集積計画の公開を終了します。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、公告終了後は掲載等を取りやめることとします。

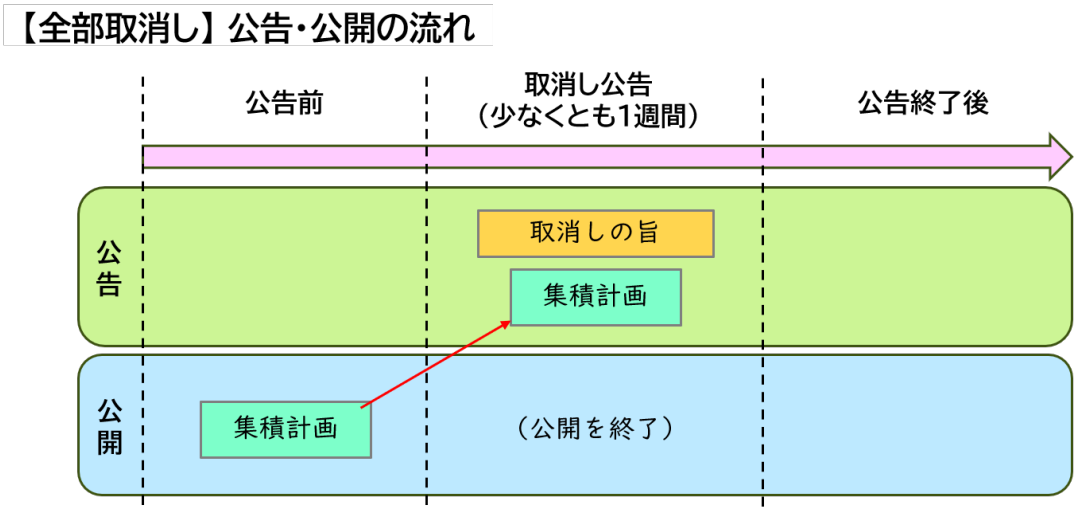


図 22：【全部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該経営管理権集積計画の全部を取り消した旨について、関係権利者に対して通知することとします（別記様式第13号参照）。

ただし、当該集積計画対象森林において経営管理実施権配分計画が公告されている場合は、経営管理権集積計画を取り消した際、併せて経営管理実施権配分計画のうち該当する森林に係る部分も取り消す必要があります（４－９－２－１参照）。そのため、関係権利者との合意に基づき、経営管理権集積計画を取り消そうとする場合には、これに伴って経営管理実施権配分計画のうち該当する森林に係る部分も取り消すことについて、事前に林業経営者の同意を得る必要があります。

このように、経営管理権集積計画は、双方の合意があれば取り消すことが可能ですが、中長期的に安定した森林の経営管理を確保するという制度の趣旨を踏まえれば、森林所有者から取消しの希望があった場合でも、市町村は取消しの可否を慎重かつ抑制的に判断することが必要と考えられます。取消しが想定される主なケースとしては、既に予定した施業を実施済みの経営管理権集積計画対象森林について、森林所有者から、今後は自ら管理を行いたい旨の申出があり、適切な管理の継続が見込まれる場合などが挙げられます。

市町村は、合意による取消しに当たって、森林所有者が今後は自身で森林を経営管理する旨を申し出ている場合、今後の経営管理の方針や施業の委託予定先について聞き取るなどして、その真実性、実現性、継続性等を確認しておくことが望ましいと考えられます。

一方で、合意による取消しの後に転用（林地開発等）が想定される場合には、転用後の状況によっては土砂流出等により地域住民に不利益が生じることが考えられるため、市町村が取消しに合意するか否かの判断に当たっては、都道府県を含めた関係機関に相談の上、転用による土砂流出等の危険性、蓋然性等について問題がないことを確認するなど、慎重に対応することとします。なお、取消し後の開発により、土砂流出等が発生して被害が生じた場合には、被害に遭った住民等から、取消しに合意した市町村の判断の妥当性について問われる可能性があります。この

点からも、前述の相談や確認を行い、市町村としての説明責任を果たせるようにしていただくことが望ましいと考えられます。

なお、関係権利者の合意を得た取消しについては、不利益処分には該当しないものと考えられ、行政手続法に基づく意見陳述手続を行う必要はありません。

～コラム３　経営管理権集積計画の共通事項の記載～

経営管理権集積計画（別記様式第１号）の共通事項の記載例において、「乙（市町村）は、乙の責めに帰すべき事由以外の事由によりこの経営管理権集積計画を取り消す場合にあっては、甲に対し、当該取消しの日から起算して過去５年間以内に実施された当該経営管理権集積計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。」旨の条項があります。経営管理権集積計画を作成する際に、あらかじめ話し合ってこのような条項を記載しておくことにより、市町村が公費を投入して市町村森林経営管理事業を行った後に森林所有者の都合で経営管理権集積計画を取り消すような場合、必要に応じて、事業実施にかかった費用に相当する額を請求することも可能になると考えられます。

２－７－２－２　一部取消し

２－７－２－１のほか、市町村は、関係権利者との合意があれば、経営管理権集積計画をその対象森林の一部について取り消すこともできます（以下２－７－２－２において「一部取消し」といいます）。

一部取消しについては、集積計画対象森林のうちどの部分について経営管理権集積計画を取り消すのか、明確に示して行わなければなりません。このため、筆単位（地番単位）の森林について取り消すのであればその地番を指定することとし、それとは異なる範囲（一筆の一部のみ等）の森林について取り消すのであればその範囲を地図によって明確に指定することとします。

その上で、合意による一部取消しを行う場合、市町村は、一部取消しに係る関係権利者との合意状況を確認できる文書を作成し、保管することとします（別記様式第14号）。この文書には、筆単位と異なる範囲の森林について経営管理権集積計画を取り消す場合にはその範囲を指定する地図を添付するとともに、集積計画対象森林の一部の記載を実際に削除した経営管理権集積計画も添付します。なお、合意を得る対象は、集積計画対象森林のうち一部取消しを行う部分について権利を有する関係権利者のみで差し支えありません。

市町村は、合意による一部取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公告することとします。これらの手続を行ったときは、経営管理権集積計画のうち取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます。

公告は、経営管理権集積計画をその対象森林の一部について取り消した旨、当該取消しをした部分の経営管理権集積計画、そして筆単位とは異なる範囲の森林について取消しをした場合にはその範囲を示す地図につき、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（別記様式第12号）。合わせて公開中の経営管理権集積計画につい

て、引き続き効力を有する部分の当該計画（取消しをした部分を削除した当該計画）に差し替えます。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、その後、引き続き効力を有する部分の経営管理権集積計画については、当該計画により設定されている経営管理権の残りの存続期間中、インターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります。

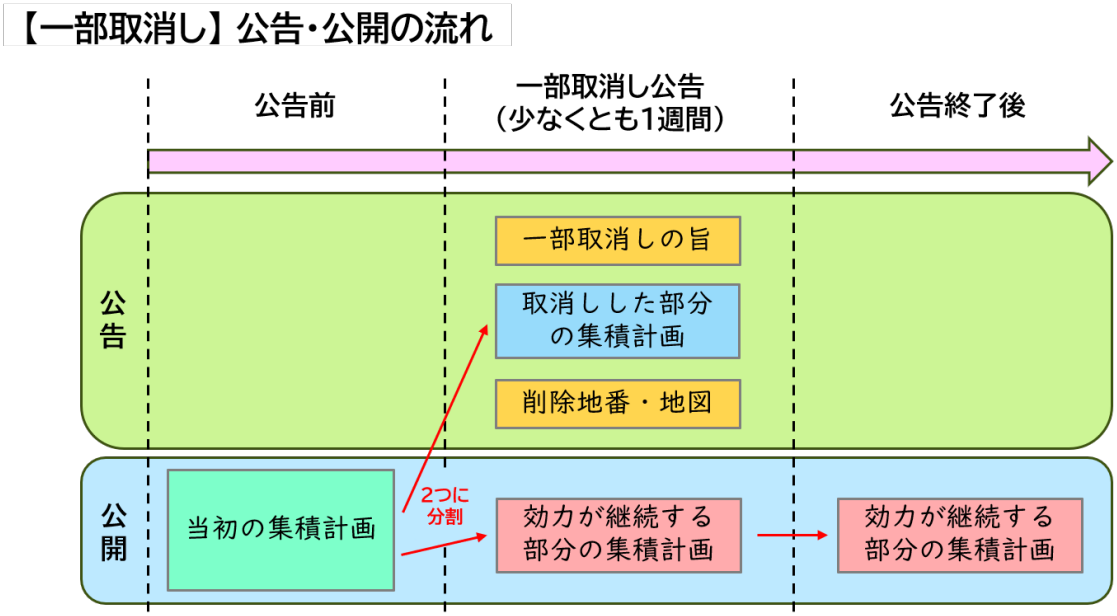


図 23：【一部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該公告をした場合は、経営管理権集積計画をその対象森林の一部について取り消した旨、取り消した集積計画対象森林の地番又は範囲を示す地図、及び集積計画対象森林の一部の記載を実際に削除した経営管理権集積計画の写しについて、関係権利者に対して通知することとします（別記様式第13号参照）。

ただし、当該集積計画対象森林において経営管理実施権配分計画が公告されている場合は、経営管理権集積計画を取り消した際、併せて経営管理実施権配分計画のうち該当する森林に係る部分も取り消す必要があります（４－９－２－１参照）。そのため、関係権利者との合意に基づき、経営管理権集積計画の一部を取り消そうとする場合には、これに伴って経営管理実施権配分計画のうち該当する森林に係る部分も取り消すことについて、事前に林業経営者の同意を得る必要があります。

このように、経営管理権集積計画は、双方の合意があればその対象森林の一部について取り消すことも可能ですが、中長期的に安定した森林の経営管理を確保するという制度の趣旨を踏まえれば、森林所有者から取消しの希望があった場合でも、市町村は取消しの可否を慎重かつ抑制的に判断することが必要と考えられます。取消しが想定される主なケースとしては、集積計画対象森林のごく一部において都道府県道の建設が決定し、その用地として都道府県による買収が行

われ、その部分についてのみ予定していた森林の経営管理が困難となった場合などが挙げられます。

なお、２－７－２－１と同様、関係権利者の合意を得た一部取消しについては、不利益処分には該当しないものと考えられ、行政手続法に基づく意見陳述手続を行う必要はありません。

～コラム４　経営管理権集積計画の共通事項の記載～

経営管理権集積計画（別記様式第１号）の共通事項の記載例において、「乙（市町村）は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、（10）により復旧を行う場合を除き、関係権利者の同意を得て、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。」旨の条項があります。経営管理権集積計画を作成する際に、あらかじめ話し合ってこのような条項を記載しておくことにより、実際に災害等の事象が発生したとき、スムーズに関係権利者の合意を得て、市町村が合意による取消しを行うことができると考えられます。

２－７－２－３　経営管理権の内容を変更する必要が生じた場合

経営管理権集積計画は原則として変更することはできません。（ただし、２－６－２のとおり、関係権利者が変更となった場合については、市町村の職権により経営管理権集積計画に記載された関係権利者の名義を変更することが可能です。）

一度、経営管理権を設定した森林において、経営管理権の存続期間中にその内容を変更する必要が生じた場合には、２－７－２により関係権利者の合意を得て経営管理権集積計画を取り消し、新たな経営管理権集積計画を作成・公告する必要があります。そのため、経営管理権集積計画を作成するに当たっては、経営管理権の存続期間を始めとする計画内容について、関係権利者と念入りに協議することが望ましいと考えられます。

２－８　その他

２－８－１　自動更新等

経営管理権集積計画は、共通事項に必要項目を追記することにより、当該計画に定期的な解除機会を設けたり、当該計画を自動更新したりすることができます。これらは必要に応じて使い分けることができ、以下、A.解除機会型、B.自動更新型と呼びます（図 24）。

なお、自動更新は、経営管理権集積計画の内容を一切変更せずに作成及び公告し直す場合にのみ可能ですので、御留意ください。

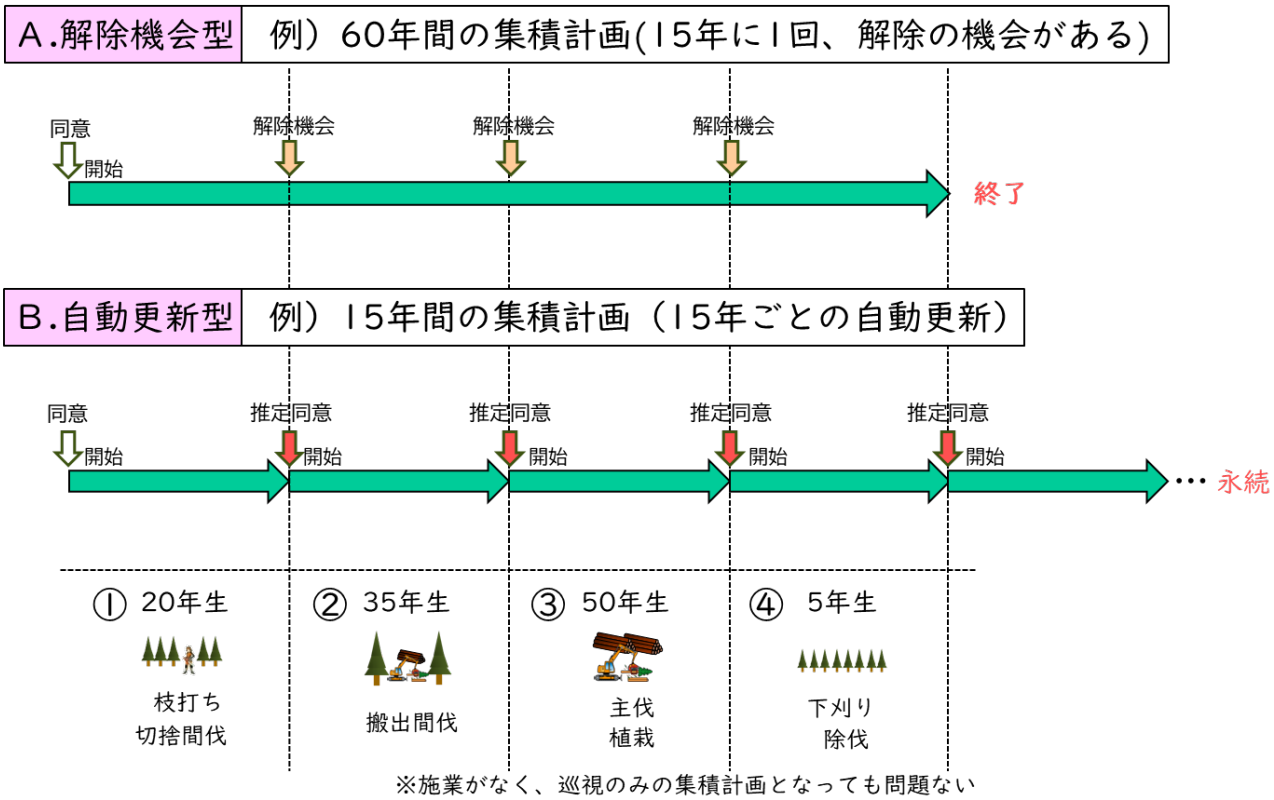


図 24：自動更新等のイメージ

A．解除機会型

比較的長期間の経営管理権集積計画において、定期的に解除できる機会を設けるものです。通常どおり経営管理権集積計画の存続期間を定め、その終期を迎えた際には計画が終了します。なお、当該計画の存続期間及び解除機会の頻度は任意に設定することができます。

1/2超同意により間伐等経営管理権を設定する場合においても、解除機会を設けることができます。また、所有者不明森林等の特例を活用して経営管理権を設定する場合においても可能です。なお、いずれも経営管理権集積計画の存続期間が50年以内である必要があります。

解除機会により市町村又は関係権利者のいずれかが解除権が行使したとき、市町村は経営管理権集積計画を取り消すこととします。なお、解除権が行使されない場合は、引き続き当該計画が継続することとなります。解除機会の間隔が長期にわたる場合は、関係権利者が申し入れの時期を忘失していることが考えられることから、市町村は関係権利者に対して申し入れができる時期に入る旨を通知することが想定されますが、通知をしない場合であっても当該計画を取り消す必要はありません。また、通知して、宛先不明で返送される場合、郵便が到達しているが返信がない場合ともに、解除権が行使されていないとみなすことができます。

【記載例】
（共通事項　(12) 損害の賠償の後などに追記します）
甲は、この経営管理権集積計画の始期から起算して15年、30年および45年が経過する日（以下「解約可能日」という）において、本計画を取り消すよう乙に求めることができる。なお、こ

の求めがあった場合、乙は本計画を取り消さなければならない。また、乙は解約可能日において、本計画を取り消すことができる。
前項に基づき取消しを希望する者は、当該解約可能日の６か月前までに相手方に対して、書面により解約の申し入れを行わなければならない。

また、経営管理実施権を設定する場合においては、その元となる経営管理権が解除機会において解除される可能性があることを考慮して行う必要があります。

B．自動更新型

経営管理権集積計画を定め、存続期間が満了した際には、自動的に次の経営管理権集積計画が開始されるというものです。経営管理権集積計画の存続期間を定める必要がありますが、自動更新の回数は無制限であり、自動更新を繰り返す期間も任意に設定することができます。

1/2超同意により間伐等経営管理権を設定する場合においても、自動更新の規定を設けることができます。この場合も経営管理権集積計画の存続期間（50年以内）を定める必要がありますが、自動更新の回数は無制限であり、自動更新を繰り返す期間も任意に設定することができます。ただし、所有者不明森林等の特例を活用して経営管理権を設定する場合においては、自動更新の規定を設けることができません。

経営管理権集積計画が自動更新される６か月前までであれば、関係権利者と市町村は更新の拒絶を申し入れることができます。自動更新に当たっては、新たな経営管理権集積計画が成立することとなりますので、関係権利者からの同意を取得する必要がありますが、以下の方法による推定同意によってこの同意に代えることができます。

市町村は、関係権利者に対して申し入れができる時期に入る旨を、申し入れ期限に十分な余裕をもって、通知することとします。この通知が到達し、返信がない場合は推定同意が成立することとなります。なお、記載例では６か月としていますが、この期間については、関係権利者と市町村間で自由に設定することができます。

【記載例】
（共通事項　(12) 損害の賠償の後などに追記します）
経営管理権の存続期間が満了する６か月前までに、当事者のいずれからも、相手方に対して、計画の更新を拒絶する旨の書面による申し入れが行われなかった場合、本計画は従前と同一の条件でさらに●年間更新されるものとし、以下同様とする。なお、自動更新は最大●回（通算●年まで）とする。

（経営管理の内容）
経営管理実施権者が、主林分が●年生～●年生の間において間伐を実施し、●年生～●年生の間においてに間伐を実施、●年生～●年生の間においてに主伐、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び木材の販売を実施、●年生～●年生の間において保育を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。

なお、自動更新により新たに定める計画は、計画を定めた旨を公告する必要があります。

自動更新の記載がある計画は、当初作成した計画の記載内容がそのまま更新されていくことになるため、最初に作成する段階で自動更新後の経営管理の内容等についても定めておく必要があります。そのため、「主林分が●年生～●年生の間に間伐を行う」、「令和●年～●年の間に主伐・植栽を行う」などと記載することが考えられます。なお、主伐について記載する場合は、主伐後に10年間以上の保育期間を設ける必要があるため、主伐後10年未満の間に自動更新の年が来ることがないよう留意して期間や伐採を行う時期を定める必要があります。

各計画の終期においては、存続期間が延長されるのではなく、一度計画が終了し、新たな計画が作成されることになるため、存続期間の終期において経営管理の内容が確実に実施されていたか確認することが必要です。

なお、経営管理実施権を設定している場合は、経営管理権の存続期間の範囲内で経営管理実施権の存続期間を定める必要がありますので、特に注意が必要です。経営管理権集積計画に自動更新規定があった場合でも、現在有効な経営管理権集積計画の存続期間内で経営管理実施権を定める必要があります。

３．市町村森林経営管理事業について

３－１　概要

（市町村森林経営管理事業）
第三十三条　市町村は、経営管理権を取得した森林（第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものを除く。）について経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施するものとする。
２　市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うものとする。

市町村は、経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、複層林化その他の方法により、経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施する必要があります。

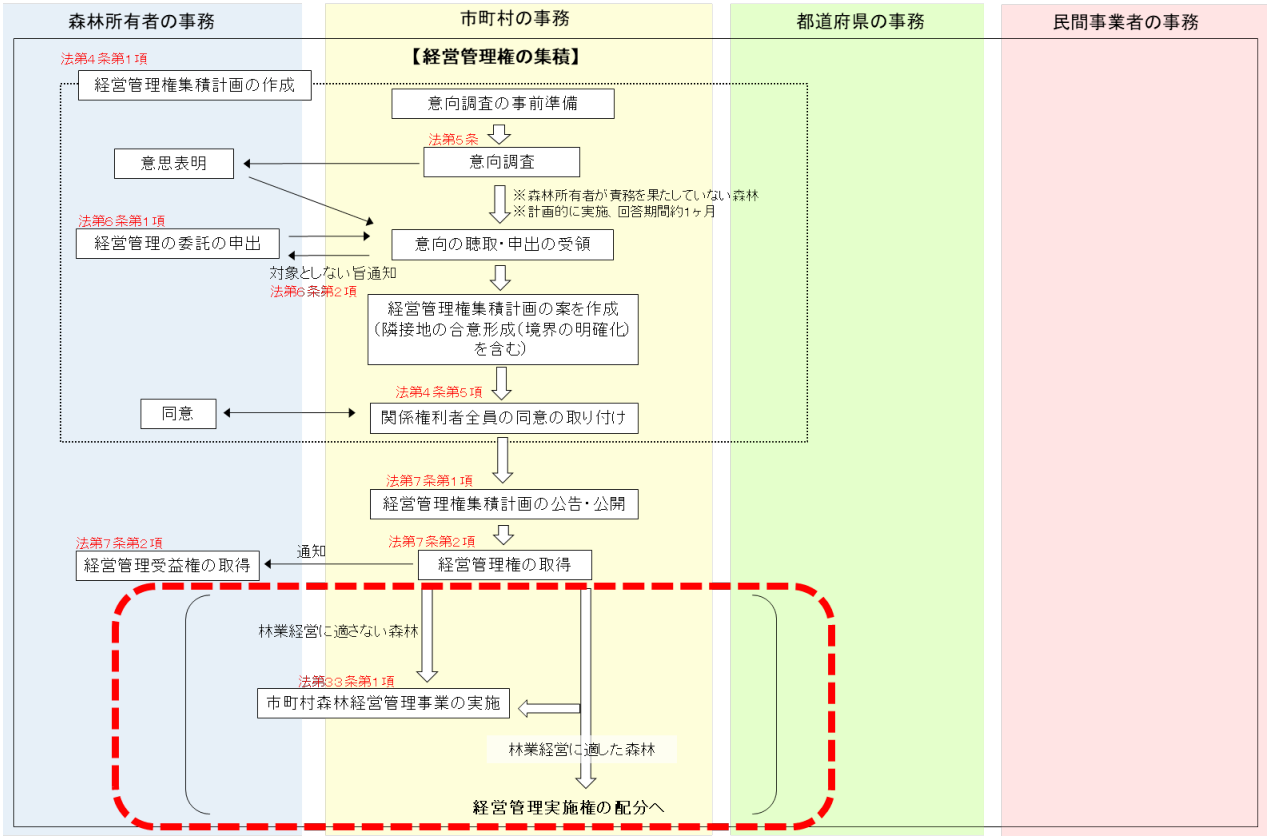


図 25：市町村森林経営管理事業の流れ

３－２　民間事業者の能力の活用

市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、事業を行う必要があります（法第33条第２項）。

「民間事業者の能力の活用に配慮」とは、実際に施業を実施する際に請負事業を地域の民間事業者に発注すること等により、民間事業者の有する技術的能力を生かすことを指します。なお、都道府県では、効率的かつ安定的な経営管理を行う能力等を有すると認められる民間事業者を公表することとしています（法第36条第２項）ので、そのような情報も参考としてください。また、事業の発注に当たっては、経営管理実施権配分計画を定める場合とは異なり、発注先となる民間事業者の選定方法に特段の決まりはありません。通常の市町村有林における請負事業の発注と同様、適正な発注となるよう留意することとします（長官通知第11の１）。

３－３　経営管理の実施方法

市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行う必要があり

ます（法第33条第２項）。当該事業の実施に必要な財源については森林環境譲与税を想定しています。

「当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行う」とは、自然的条件等が悪く今後とも経済的に成り立たない森林においては、間伐を繰り返して複層林化する方法など、自然的条件等が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林においては、森林を良好な状態で維持するための間伐又は枯損木及び危険木の伐採等により経済的条件等を維持・向上する方法などを選択することとします（長官通知第11の２）。

なお、２－５－２－４で記載したとおり、主に、市町村森林整備計画において複層林施業森林、択伐複層林施業森林や長伐期施業森林として定められているものが該当すると考えられます。

また、市町村森林経営管理事業が当該森林の公益的機能の発揮のために実施されることを踏まえれば、必要に応じて、当該事業終了後に当該森林の保安林指定について、都道府県と調整する等の対応を検討する（長官通知第11の３）ほか、市町村森林整備計画において、複層林施業森林、択伐複層林施業森林や長伐期施業森林として定められていない場合には、当該計画のゾーニングを見直すなど、将来に向かって経営管理の方針が継続されるよう取り組むことが重要です。

３－４　事業経費及び収益の取扱

市町村森林経営管理事業に要する経費の算定方法は、森林環境保全整備事業における標準単価等を活用する等により、適正な額が算定されるよう努めることとします。

また、経営管理権集積計画の作成に当たっては、市町村森林経営管理事業に森林環境譲与税を充当して収益が発生した場合、その収益は事業を実施するための財源として基金に積み立て、歳入予算に計上する旨等を計画に記載し、市町村が経営管理権に基づいて実施する経営管理に要する経費に充てることとします。なお、市町村森林経営管理事業が林業経営に適さない森林において行う事業であるという位置付けを踏まえれば、同事業において経費を上回る収益が発生する場合は基本的に想定されませんが、そのような場合の差額（利益）の取扱いについては、地域の実情等を踏まえつつ、対応願います。

４．民間事業者への経営管理実施権の配分

４－１　経営管理実施権配分計画の作成について

（経営管理実施権配分計画の作成）
第三十五条　市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。
２・３　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理実施権配分計画の作成）
第二十九条　市町村は、法第三十五条第一項の規定により経営管理実施権配分計画を定めるときには、林業経営の効率化を図ることを旨として、当該経営管理実施権配分計画の作成の時期及び経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等につき適切な配慮をするものとする。

市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、経営管理実施権配分計画を定める必要があります（法第35条）。また、市町村は、経営管理実施権配分計画を定めるときには、林業経営の効率化を図ることを旨として、当該経営管理実施権配分計画の作成の時期及び経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等につき適切な配慮をする必要があります（規則第29条）。

ここで、「林業経営の効率化を図ることを旨として、当該経営管理実施権配分計画の作成の時期及び経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等につき適切な配慮をする」のうち「当該経営管理実施権配分計画の作成の時期」とは、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者がいると見込まれる森林（２－５－２－３参照）について経営管理権を設定し、経営管理実施権配分計画を定めようとする場合は、速やかに経営管理実施権配分計画を作成することに配慮することとします（長官通知第12の１）。

また、「経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等」とは、経営管理実施権を設定する森林については、林業経営の効率化の促進を図る観点から、面的にまとまりのある森林となるよう配慮することとします（長官通知第12の１）。

４－２　経営管理実施権配分計画作成の事務の流れ

市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、都道府県が公表した民間事業者の中から選定する必要があります（法第36条第１項から第３項）。

そのため、都道府県は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、応募した民間事業者のうち法に規定する要件に適合する者の情報を整理し公表することが必要です（法第36条第１項及び第２項。４－３参照）。

市町村は、経営管理権を有する森林について、都道府県が公表した民間事業者の中から経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し（法第36条第３項。４－４参照）、経営管理実施権配分計画を作成します（法第35条第１項。４－５参照）。

市町村は、作成した経営管理実施権配分計画について民間事業者から同意を得た後（法第35条第３項。４－５参照）、経営管理実施権配分計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定されます（法第37条第１項及び第２項。４－６参照）。

経営管理実施権配分計画作成の事務の運用は次のような手順となります（図 26）。

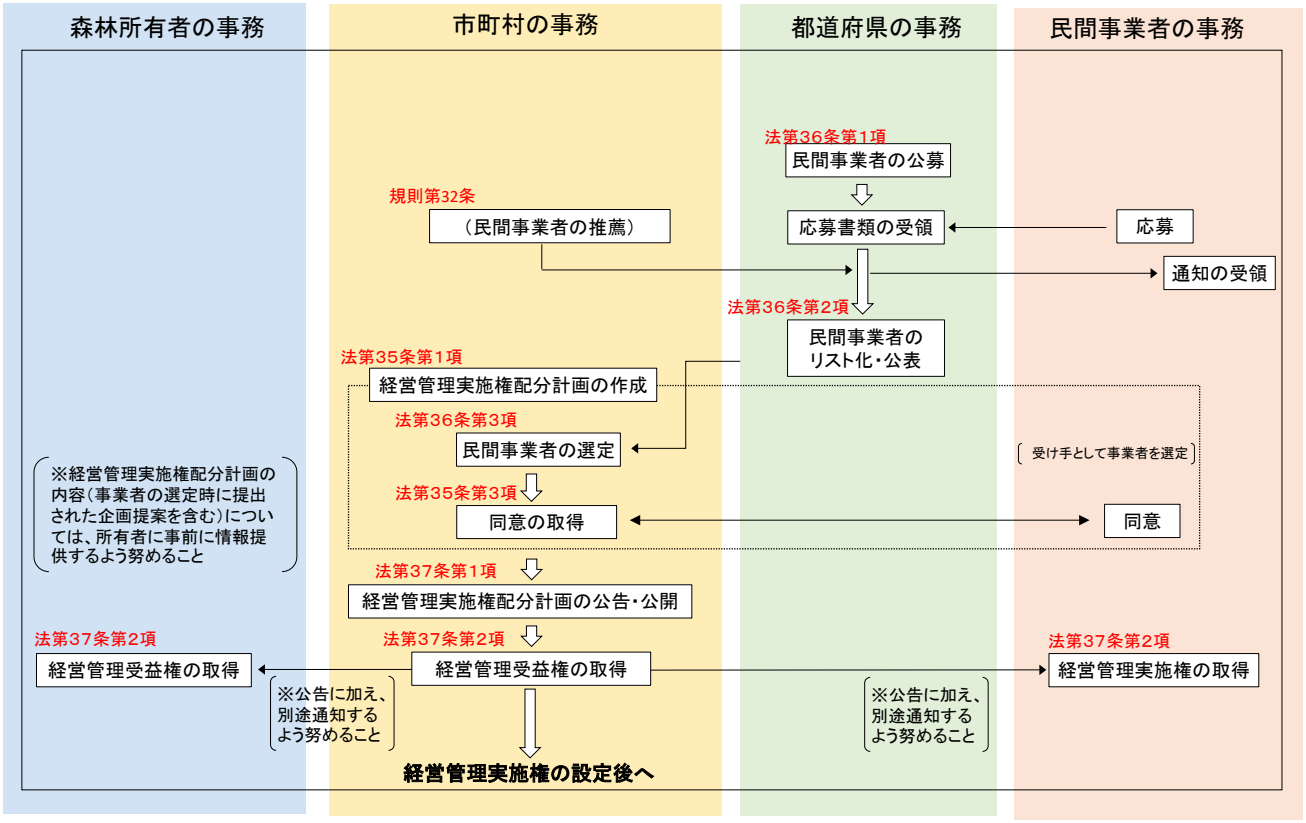


図 26：経営管理実施権配分計画の作成に係るフロー

４－３　民間事業者の公募・公表（都道府県実施）

（民間事業者の選定等）
第三十六条　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。
２　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。
一　経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
二　経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。
３　（略）
４　都道府県及び市町村は、前三項の規定による公募及び公表並びに選定に当たっては、これらの過程の透明化を図るように努めるものとする。

（森林経営管理法施行規則）
（法第三十六条第一項の規定による民間事業者の公募）
第三十一条　法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表）
第三十二条　市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。
２　法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

４－３－１　民間事業者の公募・公表の進め方

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募・公表に係る事務の流れは図27のとおりですが、経営管理実施権の設定を受けた民間事業者は長期にわたって森林の経営管理を行うことになるため、このような責務を担える者が適切に公表・選定されるよう手続を進めることが重要です。

民間事業者の公募・公表の事務については都道府県が行うこととしています（法第36条第１項及び第２項）が、これは以下の理由によるものであり、これらに留意して取り組む必要があります。

①　民間事業者には市町村域を越えて活動する者が多いため、市町村がそれぞれに公募すると、民間事業者は個々の市町村に応募することとなり負担が大きくなること。

②　都道府県が一括して公募・公表することで市町村の事務負担の軽減につながること。

③　都道府県の有する民間事業者に関する知見やノウハウを活用できること。

都道府県が民間事業者の公募・公表を行う際には、市町村の意向が反映されるように、市町村との連携を図ることとします（長官通知第13の１の⑴）。

また、法第64条第１項の規定に鑑み、都道府県と森林管理局及び森林管理署等は、民間事業者の公募・公表が円滑に行われるよう相互に必要な情報を共有する等連携を図るよう努めることとします（長官通知第13の１の⑵）。

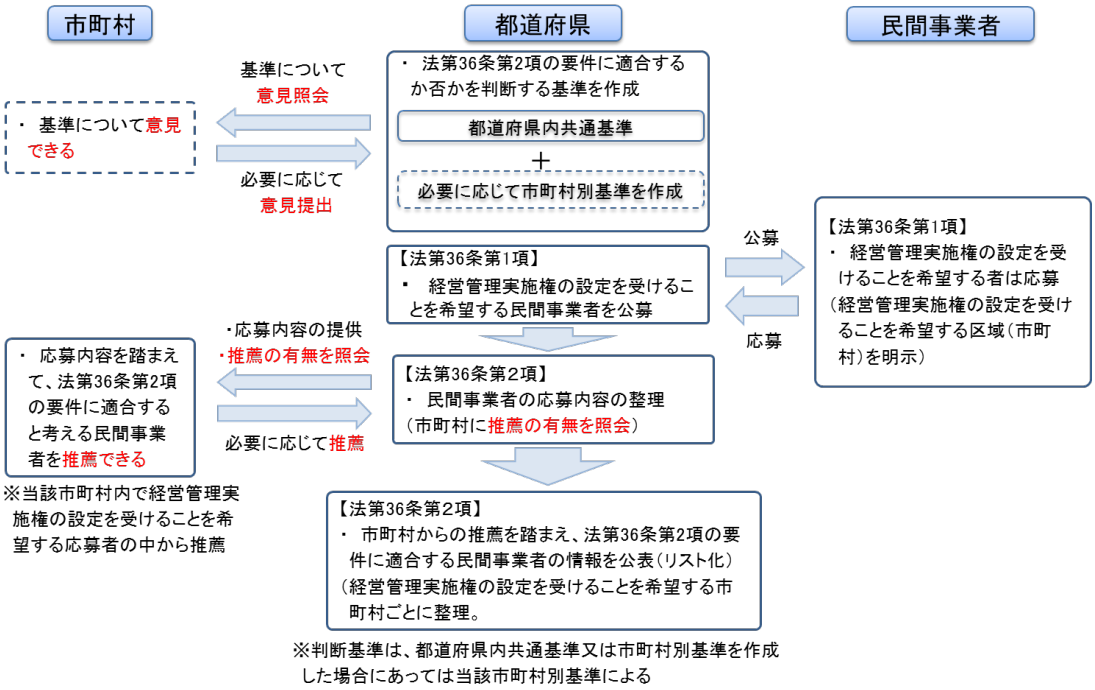


図 27：民間事業者の公募・公表について

４－３－２　都道府県による民間事業者の公募

４－３－２－１　公募の実施

都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募する必要があります（法第36条第１項）。

また、当該公募は過程の透明化を図るように努める必要があることから（法第36条第４項）、インターネットの利用その他適切な方法により行う必要があります（規則第31条）。具体的には、都道府県は公募要領等を作成し（４－３－２－２）、都道府県のホームページ等を利用して、広く公募について周知することとします。また、市町村や民間事業者等が組織する団体等にも周知することが望まれます（長官通知第13の２の(1)）。

都道府県は年１回以上定期的に、当該公募の開始の日から30日以上の期間を定めて公募を行う必要があります（規則第31条）。そのため、規則第31条で定める回数及び期間以上であれば、公募の回数や募集期間について、都道府県の事務や地域の実情を踏まえて設定することが可能です。

市町村が経営管理実施権を設定することを踏まえ、「都道府県が定める区域」については、市町村単位を基本とします※１が、公募の方法としては、都道府県全域で一括して公募を行い、民間事業者が応募する際に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）※２を記載させることをもって、都道府県が定める区域（市町村）ごとに公募したものとして差し支えありません。なお、都道府県は、４－３－１の趣旨を踏まえた上で、都道府県の出先機関等の単位でそれぞれ公募手続を行うことも可能です（長官通知第13の２の(2)）。

※1　市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定する際には、当該市町村内の森林において経営管理実施権の設定を受けることを希望している民間事業者が対象となるため、民間事業者がどの市町村において経営管理実施権の設定を受けることを希望しているのかを整理する必要があります。

※2　民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域については、都道府県が定める区域（市町村）のうち、①既に経営管理権が設定されている区域に限定することや、②将来的に経営管理権が設定されることを前提として経営管理の再委託を受けることが可能な区域に限定することも可能です。

また、民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域がその事務所から遠隔地である場合は、適切な経営管理を実施することができる根拠を民間事業者から求めることが望まれます。

４－３－２－２　公募要領等の策定

都道府県は、民間事業者を公募するに当たり、公募要領等をあらかじめ定めることとします（長官通知第13の３）。その際、当該公募要領等には以下を明記することとします（長官通知第13の３の⑴から⑷）。

① 応募のあった民間事業者のうち、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること（法第36条第２項第１号）及び経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること（法第36条第２項第２号）という要件（以下「法の要件」という。）に適合するものについて、その応募の内容に関する情報を整理して公表すること

② 応募の内容のうち公表（閲覧に供するものを含む。）されることとなる情報の範囲

③ 法の要件に適合するか否かを判断する基準

④ 法の要件に適合するか否かを判断するために必要な情報として民間事業者に提出を求める内容。なお、２つの公募・公表制度が併存していますが、両者の要件、基準は同一であることから、一括して公募・公表手続を実施することも可能とします（都道府県の判断で法第36条第２項に係る公表基準と法第44条第２項に係る公表基準とで異なる基準を定めることも可能です。）。また、同項の規定により公表されている民間事業者において、法の要件に適合することが確認できている内容については提出を省略することができるものとします（別記様式第15号参照）。

４－３－３　法の要件に適合する民間事業者の公表

４－３－３－１　法の要件に適合するか否かを判断する基準

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者が法の要件に適合するか否かを判断する基準については、長官通知の別紙１（第13の４の⑴、第18関係）（下記参照）の考え方を参考に都道府県において定めることとします（長官通知第13の４の⑴）。

また、都道府県は、公表すべき民間事業者について市町村が都道府県に対して推薦できること（規則第32条第１項）を踏まえ、基準の設定に当たって事前に市町村に意見照会し、市町村からの意見を踏まえて基準を定めることとします（長官通知第13の４の⑵）。

基準については、都道府県内で共通のものが想定されますが、都道府県は、市町村からの意見があった場合等には、当該市町村の地域事情を踏まえた当該市町村にのみ適用する基準を定めることもできます（長官通知第13の４の⑶）。

「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号）（抜粋）

別紙１（第13の４の⑴、第18関係）

法第36条第２項及び法第44条第２項に規定する要件に適合するか否かを判断する項目とその基準の考え方

法第36条第２項及び法第44条第２項に規定する要件に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

法第36条第１項及び法第44条第１項の規定による公募に応募できる民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者」とする。

１．経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

民間事業者が、以下の（１）から（９）までの項目（（１）の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

【例外・留意事項】

① 規則第32条第１項及び第42条第１項の規定による市町村の推薦があったときは、当該推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって（１）の項目の基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

② 各地域における民間事業者の育成方針等を踏まえ、必要に応じ、項目の追加や統合、各項目の基準の変更等を行うことや、法第36条第２項の規定に係る公表基準と法第44条第２項の規定に係る公表基準とで異なる基準を定めることとして、差し支えな

いものとする。

③　造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が（２）から（７）までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断するものとする。

項目	基準	説明
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等を設けることのないよう留意されたい。 「一定の割合」については、５年間で約２割又は３年間で約１割を目安とする。 「一定の水準」については、生産量に関し5,000㎥/年、生産性に関し間伐８㎥/人日、主伐11㎥/人日を目安とする。 生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。
(1)②経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ・　当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・　当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・　５年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 のいずれかとする。 「一定の割合」については、５年間で約２割又は３年間で約１割を目安とする。 「一定の水準」については、30haを目安とする。

(2)生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当すること。 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。 ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。	
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。	
(4)主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当すること。 ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること）とする。

（5）生産や造林･保育の実施体制の確保	以下のいずれかに該当すること。 ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。 イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。 ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができるものする。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」については、連続していることを要しない。
（6）伐採･造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。 また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。
（7）雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく	「第4条に基づく（中略）取組又はこれに準ずる取組」については、例えば、以下の取組が該当する。 ・ 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善 ・ リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による

	安全衛生教育を行っていること。 ウ　労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 エ　以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 ・　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 ・　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ・　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出 オ　過去３年以内に休業４日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。	安全診断・指導等の労働安全対策 「現場作業職員等」には事業主自身を含むものとする。 「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。 「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。
(8)コンプライアンス の確保	以下のいずれにも該当していること。 ア　以下のいずれにも該当しないこと。 ・　業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者 ・　業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・　国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・　（６）の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・　その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 「その他(中略)相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。

	る相当の理由がある者 イ　以下のいずれにも該当すること（令和８年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。）。 ・　民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。 ・　個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。	
(9)常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。	

２．経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

（１） 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

（２） 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

(説明)

「経理状況が良好であること」については、以下のとおりとする。

・ 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が０％未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近３年間において全てマイナスという状態になっていないこと。
・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近３年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。
・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

【補足】

・ １（７）オの基準については、死傷災害が発生した民間事業者を公表の対象から除外することを意図したものではなく、民間事業者における労働安全対策の取組を促進するためのものです。このため、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、本基準を満たしているものとしています。

・ 「適切な再発防止策が定められた場合」の判断基準については、林野庁 HP（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり：https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html）などにおいて示される災害事例別の再発防止策と同等の内容が定められており、それが現場作業職員を含む民間事業者の組織内全員に周知されているか否かとします。

・ ただし、再発防止策が定められた場合であっても、保護具等の着用など労働安全衛生規則等において定められた事項を遵守せず、都道府県等から指導を受けたにも関わらず、再発防止策を守らずに死傷災害を繰り返し発生させた場合は、公表の取りやめも検討することとなります。

４－３－３－２　市町村による民間事業者の推薦

市町村は、都道府県に対し、応募した民間事業者の中から、都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができます（規則第32条第１項）。

そのため、都道府県は、応募のあった民間事業者に関する情報を整理した上で、公表する前に、民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村ごとに、民間事業者に関する情報を当該市町村に提示することとします（長官通知第13の５の⑴）。

また、市町村は、提示された情報及び法の要件を踏まえて、必要に応じて公表すべき民間事業者の推薦を行うこととします（長官通知第13の５の⑵）。

市町村の推薦を受けた民間事業者については、長官通知の別紙１の項目のうち（１）に関して都道府県知事があらかじめ定めた項目において基準を満たさない場合であっても基準を満たしたとみなし、当該市町村において経営管理実施権の設定を受ける者としてふさわしい者として公表されるよう配慮できるものとします（長官通知第13の５の(3)）。

４－３－３－３　民間事業者の公表

都道府県は、応募のあった民間事業者の中から、法の要件に適合する者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表する必要があります（法第36条第２項）。また、当該公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う必要があります（規則第32条第２項）。

都道府県は、市町村から推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、４－３－３－１の基準に基づき、応募のあった民間事業者が法の要件に適合するか否かを判断する※こととします（長官通知第13の６の⑴）。

※この場合、都道府県は、都道府県内共通基準又は市町村別基準を作成した場合にあっては当該市町村別基準（４－３－３－１（又は長官通知第13の４の⑶参照）に基づき、法の要件に適合するか否かを判断することとなります。また、法の要件に適合すると認められれば、当該民間事業者は市町村の行う選定（４－４参照）に参加することができることとなります。

また、都道府県は、応募のあった民間事業者に対し、法の要件に適合するか否かについて事前に通知することが望まれます（長官通知第13の６の⑵）。

都道府県は、公表に当たり、法第36条第４項の規定に基づき過程の透明化を図る観点から、都道府県のホームページ等を利用して、誰でも閲覧できるようにすることとします。なお、ホームページ等では民間事業者の名簿（一覧表）のみを掲載し、詳細の情報については都道府県の担当課等において閲覧できるようにすることも可能です（長官通知第13の６の⑶）。

４－３－３－４　公表内容の有効期間と内容の修正

都道府県は、公表内容の有効期間を３年、５年等の複数年とすることも、当該年度限りとすることも可能です。有効期間を複数年とした場合、民間事業者を公表した年以降で少なくとも年１

回は当該民間事業者に対して公表内容の変更の有無を照会することが望まれます（長官通知第13の７の⑴）。

都道府県は、公表内容に変更が生じた場合は、速やかに公表内容を修正し、修正した旨を関係する市町村（民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村）に通知することとします（長官通知第13の７の⑵）。

４－３－３－５　公表の取りやめ

都道府県は、公表した民間事業者が、公表後に法の要件に適合しなくなったと認められる場合は、当該民間事業者の情報についての公表を取りやめることとします（長官通知第13の８の⑴）。公表後に法の要件に適合しなくなったと認められる場合の具体例としては、定期的な公表情報の照会や、経営管理実施権が設定された森林において適切な経営管理が行われていない旨の市町村等からの報告等により法の要件に適合しなくなったと認められる場合を想定しています。

都道府県は、公表を取りやめた場合は、速やかに関係する市町村及び当該民間事業者にその旨を通知するとともに、当該民間事業者名及び公表を取りやめた理由を法第36条第２項の規定による民間事業者の公表と同様の手法により公表することとします（長官通知第13の８の⑵）。

市町村は、公表を取りやめた民間事業者が経営管理実施権の設定を受けていた場合、経営管理実施権配分計画のうち、当該民間事業者に係る部分を取り消すことができます。

なお、公表の取りやめは行政手続法第2条に規定される不利益処分に該当しません。

４－４　民間事業者の選定

４－４－１　選定の実施方法

（民間事業者の選定等）
第三十六条　（略）
２　（略）
３　市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、前条第二項第一号に規定する民間事業者を、前項の規定により公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。
４　都道府県及び市町村は、前三項の規定による公募及び公表並びに選定に当たっては、これらの過程の透明化を図るように努めるものとする。

（森林経営管理法施行規則）
（法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者の選定）
第三十三条　市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、同条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までに掲げる事項について提案を求めるものとする。
２　市町村は、前項の規定に基づく提案を適切に審査し、及び評価するものとする。
３　市町村は、第一項の規定により提案を求めるに当たっては、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表してするものとする。

市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を、都道府県が公表している民間事業者（４－３－３）の中から、公正な方法により選定する必要があります（法第36条第３項）。また、選定に当たっては、過程の透明化を図るように努める必要があります（法第36条第４項）。

市町村が民間事業者を選定するときには、①都道府県が公表している民間事業者に対し、経営管理実施権配分計画に記載する法第35条第２項第４号から第８号の事項（４－５参照）について、提案を求めるとともに（規則第33条第１項）、②当該提案を適切に審査し、及び評価する必要があり（規則第33条第２項）、③当該提案を求めるに当たっては、あらかじめ提案を求める旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表する必要があります（規則第33条第３項）。

そのため、市町村は、民間事業者を選定する場合には、経営管理実施権配分計画に記載する事項等について民間事業者から提案を求める旨及び当該提案の評価方法に関するものを作成し、これを公表することとし、提案を評価した後にその結果を公表することとします。

標準的な方法は以下のとおりです（図 28）。

① 市町村は、民間事業者から提案を求める旨及び当該提案の評価方法に係るものとして、以下のア～ウを作成し、公表する。

ア 経営管理実施権配分計画を定めようとする森林、選定スケジュール、企画提案書により選定を行う旨等を定めた選定要領（別記様式第16号参照）

イ 民間事業者の審査及び選定に関する事項を処理する委員会を設置することを定めた選定委員会要綱（別記様式第17号参照）

ウ 森林所有者に支払う金額、森林経営計画の作成予定等の事項について審査することを定めた審査基準（別記様式第18号参照）

② 市町村は、当該市町村内で経営管理実施権の設定を希望している民間事業者全員（都道府県が公募・公表しているリストには、経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村名が記載されている）に対して、企画提案書を求める旨の通知書（別記様式第19号参照）及び選定要領を送付し、企画提案書（別記様式第20号参照）を募集する（募集期間は１月程度確保することが望ましいです。）。

③ 選定委員会は、審査基準に基づいて、民間事業者が提出した森林所有者に支払う金額等が記載された企画提案書を審査し、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、その選定結果について企画提案書を提出した民間事業者に通知するとともに公表する（別記様式第21号、別記様式第22号参照）。

④ 市町村は、選定された民間事業者と協議した上で、経営管理実施権配分計画を作成し、民間事業者から同意を取得した上で公告する（４－５、４－６参照）。

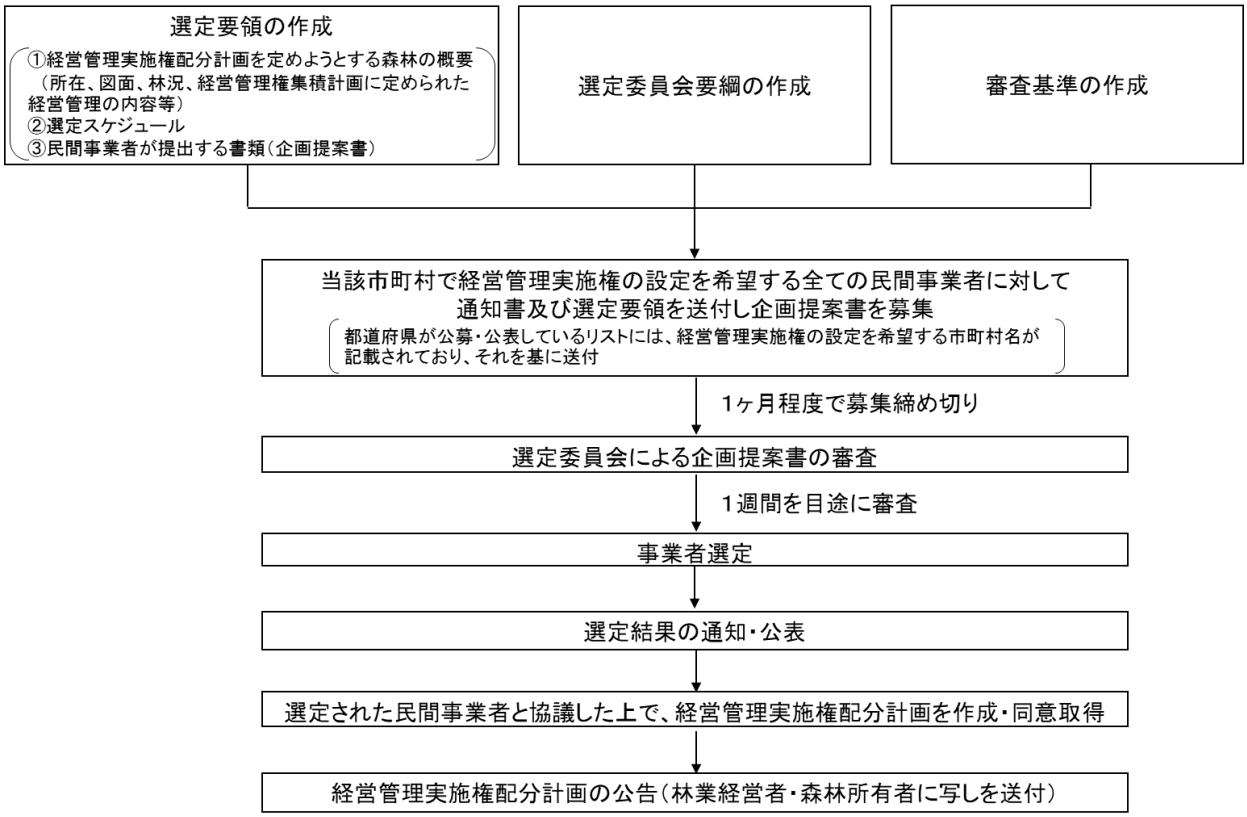


図 28：民間事業者選定の流れ

４－４－２　選定における留意事項

市町村が選定委員会を設置する場合、委員会の構成員は、市町村職員だけでなく県職員や公益法人の職員等の外部委員を構成員とすることが望ましいです。なお、当該委員会は、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられる委員会であり、外部の者を構成員とするからといって、ただちに地方自治法第138条の４第３項の附属機関に該当するわけではないと考えますが、委員に報酬を支払う場合等、訴訟リスクが内在する場合は、当該委員会を条例によって設置することも検討願います。

企画提案書を審査するに当たっては、民間事業者が企画提案した内容が経営管理権集積計画に定めた経営管理権の存続期間、経営管理の内容等を踏まえたものであるかについて留意することとします。

また、民間事業者が森林所有者に支払う金銭の額が重要な考慮事項となることから、民間事業者に提出を求める企画提案書の記載項目に、「販売収益の見積額」「経費の見積額」を設けることとします。

さらに、経営管理実施権が設定される森林について、計画的な経営管理を行うことが重要なことから、経営管理実施権の設定後に民間事業者が森林経営計画を定めることができるかどうかについても考慮することが望ましいです。

このほか、地域の実情に応じ、「地域への貢献度（地元住民の雇用等）」や「労働安全」等を記載項目として設けることとしてかまいません（別記様式第18号の審査基準参照。）。

（参考）
◎ 地方自治法
第百三十八条の四 （略）
○2 （略）
○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

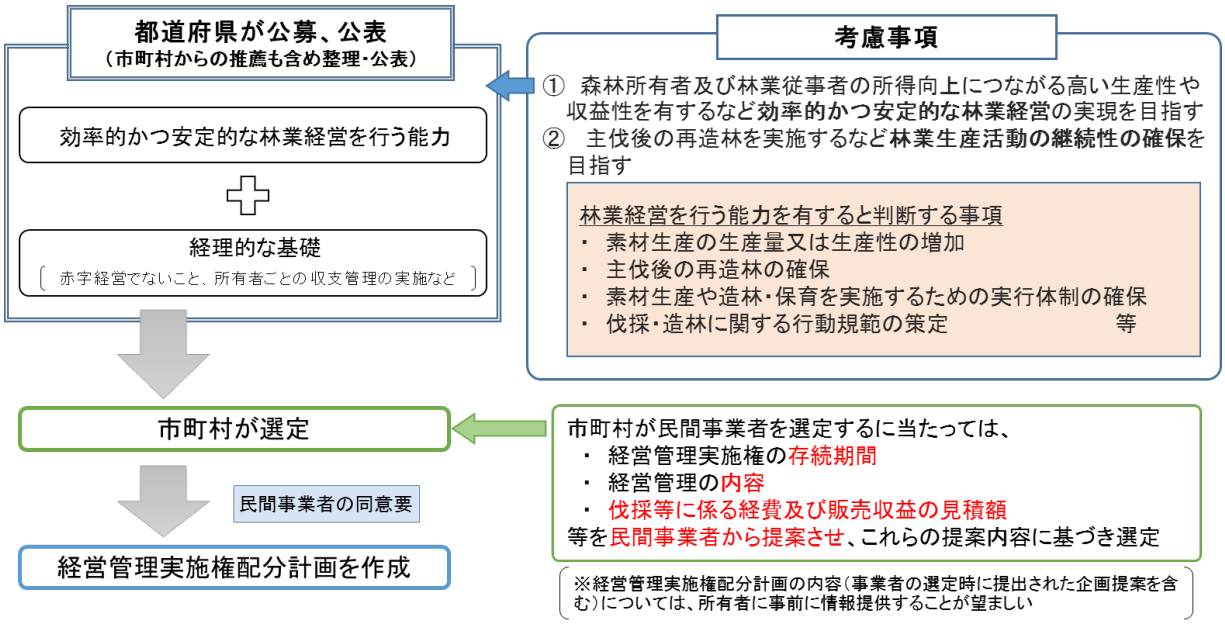


図 29：民間事業者の公募から市町村が選定するまでのイメージ

４－５　経営管理実施権配分計画の作成・同意取得

４－５－１　記載事項

（経営管理実施権配分計画の作成）
第三十五条 （略）
2 経営管理実施権配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の氏名又は名称及び住所
二 民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
三 前号に規定する森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
四 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
五 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
六 第二号に規定する森林に係る経営管理権集積計画において定められた第四条第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

七　市町村に支払われるべき金銭がある場合（次号に規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
八　第四号に規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
九　その他農林水産省令で定める事項
3　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理実施権配分計画に定めるべき事項）
第三十条　法第三十五条第二項第九号の農林水産省令で定める事項は、民間事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第四号から第八号までに掲げる事項を除く。）とする。

経営管理実施権配分計画においては、経営管理権集積計画の内容及び民間事業者から提出される企画提案等の内容を踏まえて、次の表に掲げる事項を定める必要があります（法第35条第２項各号。別記様式第23号参照）。当該経営管理実施権配分計画は、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者ごとに作成する必要があります。

表８：経営管理実施権配分計画において定める事項（法第35条第２項各号）

記載事項	記載内容	備考
一　民間事業者の氏名又は名称及び住所	当該経営管理実施権配分計画の当事者となる民間事業者の氏名又は名称及び住所を記載すること。	
二　民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積	経営管理実施権を設定する森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積を記載すること。※	経営管理権集積計画及び林地台帳の情報と整合性をとること。 対象森林の場所を示した図面を添付すること。
三　二の森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所	当該経営管理実施権配分計画の対象となる森林の森林所有者（共有林の場合は共有者全員）の氏名又は名称及び住所を記載すること。	経営管理権集積計画から転記すること。 また、計画作成後に、森林所有者が変更となり、市町村の職権により森林所有者の名義を変更する場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類（森林の土地の所有者届出書（森林法第10条の７の２）の写し等）を添付すること。

※　P71の記載例において、森林の所在として地名、林班、小班を記載することとしておりますが、ここでいう小班とは、林班内を所有者別や林況別に細分し、アラビア数字による連続番号が振られたものを指しています。小班という表現に代えて、分班や施業区分と表している場合は当該数字を明記ください。

		なお、共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により計画を定める場合は、森林所有者の名称等が不十分又は空白となるため、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
四　民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間	「始期」には、二の森林について経営管理実施権に基づく経営管理を開始する時期を記載すること。 「存続期間」には、二の森林について経営管理実施権に基づく経営管理を行う期間を記載すること。	「始期」は少なくとも経営管理権の始期以降とすること。 「存続期間」は、経営管理権の存続期間の満了時期以内とすること。 なお、経営管理の内容に植栽を伴う主伐を含む場合は、存続期間中に成林に一定の目処がつくよう、15年以上の期間（主伐後10年以上）が確保されるよう設定すること。その際、経営管理権の存続期間の満了までの期間が15年未満の場合は、経営管理実施権の存続期間が15年以上となるよう、経営管理権集積計画を作成しなおすこと。
五　民間事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	二の森林において、林業経営者が経営管理実施権に基づいて行う立木の伐採、木材の販売、造林、保育等の具体的な経営管理の内容を記載すること。	また、主伐を含む場合にあっては、天然更新ではなく、植栽による造林が確保されるよう、その旨記載すること。 なお、経営管理権集積計画に記載した経営管理の内容以外について記載する場合は、経営管理権集積計画を作成しなおすこと。
六　第二号に規定する森林に係る経営管理権集積計画において定められた第四条第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	経営管理権集積計画に記載した算定方法、支払時期、相手方及び方法を記載すること（２－５－１参照）。	金銭の額の算定内容の詳細が分かるよう、林業経営者が提出した見積額が記載された企画提案書を添付すること。

七　市町村に支払われるべき金銭がある場合（次号に規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期	市町村に支払われるべき金銭が生じない場合は、その旨を記載すること。	市町村に支払われるべき金銭は基本的にないと考えられるが、市町村に支払われるべき金銭が生じる場合には金銭の詳細を記載することができる。
八　存続期間の満了時及び経営管理権集積計画に基づく委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	林業経営者が森林所有者（及び市町村）に対して支払うべき金銭が残る場合は、その金銭を支払う相手方及びその方法の詳細を記載すること。 なお、森林所有者又は市町村が金銭を負担する可能性がある場合には、森林所有者及び市町村が金銭を林業経営者に支払う方法も記載すること。	市町村に支払うべき金銭が残る場合は、七に市町村に支払われるべき金銭が生じると記載した場合を想定。 森林所有者又は市町村が経費の一部を負担することを申し出た場合を想定。
九　その他農林水産省令で定める事項	民間事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（四から八までに掲げる事項を除く。）を記載すること（規則第30条）。 「経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項」とは以下の事項をいう。 ア　経営管理実施権が設定された森林について、災害が生じることで当該経営管理実施権配分計画に記載された経営管理の内容を実施することが著しく困難となった場合は、受託者である林業経営者は経営又は管理をする責任から免れること。また、経営管理実施権を設定する理由がなくなるため、市町村が取り消すことができること。 イ　森林所有者又は林業経営者が経営管理実施権配分計画の取消しを望む場合は、森林所有者、林業経営者及び当該経営管理実施権配分計画を定めた市町村の同意が必要であること。	

	ウ　林業経営者は、設定された経営管理実施権を第三者に移転若しくは設定できないこと。 エ　経営管理実施権の設定を受けた林業経営者又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理実施権が設定された森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できること。 オ　経営管理実施権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属すること。 カ　販売収益が生じた場合には、森林所有者に対して販売収益及び経費の明細書を提出すること。 キ　その他計画に定めのない事項や疑義が生じた場合は協議により定めること。	明細書の記載事項は５－３を参照

経営管理実施権配分計画の詳細な記載例は、次のとおり。

４－５－２　（記載例）経営管理実施権配分計画

経 営 管 理 実 施 権 配 分 計 画

様式は、適宜形式などを変更しても構いません。

1　個別事項

整理番号	配○	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	（氏名又は名称） ●●	（住所又は所在地） ●●県●●市●▲◆
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）	（名称） ●●市長　●●●●	（所在地） ●●県●●市●●●

※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。
※経営管理権の存続期間内で設定する。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	2026.12.1	19年（2045.11.30）	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	－	集○
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	－	集○
3	同上	124	12	19	山林	4.64	ヒノキ	64	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	－	集○
4	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添１のC-1参照	別添２のD-1参照	－	集○
5	同上	124	12	22	山林		スギ	60	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-1参照	－	集△
6	同上	124	12	23	山林		スギ	58	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-1参照	－	集△
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	同上	同上	別添１のC-3参照	別添２のD-2参照	－	集△
8	同上	125	13	7	山林		スギ	63	同上	同上	別添１のC-2参照	別添２のD-1参照	－	集△
9	同上	126	13	8	山林	2.85	スギ	65	同上	同上	別添１のC-3参照	別添２のD-2参照	－	集◇
10	同上	126	13	10	山林		スギ	51	同上	同上	別添１のC-3参照	別添２のD-2参照	－	集◇

※経営管理権集積計画の整理番号を記載

整理番号	配○

番号	Aの森林所有者		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	●●県●●市◆◆◆	◆◆◆◆	別添３の①	－	
2	●●県●●市◆◆◆	◆◆◆◆	別添３の①	－	
3	●●県●●市◆◆◆	◆◆◆◆	別添３の①	－	
4	●●県●●市◆◆◆	◆◆◆◆	別添３の①	－	
5	●●県●●市▲▲▲	▲▲▲▲	別添３の②	－	
6	●●県●●市▲▲▲	▲▲▲▲	別添３の②	－	
7	●●県●●市▲▲▲	▲▲▲▲	別添３の②	－	
8	●●県●●市▲▲▲	▲▲▲▲	別添３の②	－	
9	▲▲県▲▲町■■■	■■■■	別添３の③	－	
10	▲▲県▲▲町■■■	■■■■	別添３の③	－	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）　●●　住所（同上）

権利の設定をする市町村（乙）　●●市長　●●●●　住所（同上）

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
（2） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
（3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
（4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（5） 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得せずに定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（6） 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（7） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2　共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（２）善管注意義務

①　丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

②　甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

（３）監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年１回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

（４）報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回報告しなければならない。

（５）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

（６）経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（７）経営管理実施権の設定等の条件

①　乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画のうち該当する部分を取り消すものとする。

②　乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア　偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ　森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ　当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ　経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ　正当な理由がなくて（４）の報告をしない場合

③　乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10) により復旧を行う場合を除き、丙の同意を得て、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④　（７）①から③までのほか、当該経営管理実施権配分計画は、乙又は丙から申出があり、乙及び丙の合意が得られた場合には、その全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、乙は、制度の趣旨、当該森林における経営管理の状況その他事情を勘案するものとする。

⑤　乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥　丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦　丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、（1）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、（1）及び（10）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（10）森林保険

※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

（11）災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（12）損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

（13）経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

（14）その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添１　経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
C-1	○　主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・コンテナ苗を2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年１回以上、10年生時に除伐１回を実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※　なお、経済動向、木材需給状況その他の情勢変化により、主伐並びに主伐後の植栽及び保育の実施が困難になるなど丙による中長期的かつ安定的な林業経営の支障となる状況が生じたときにあっては、主伐に代わり間伐等を実施すること又は主伐を取りやめることについて、丙から乙に協議することができる。 **※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。**
C-2	○　主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ・裸苗を2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間内に成林するよう、2～6年生時に下刈を年１回、10年生時に除伐１回を実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ※　なお、経済動向、木材需給状況その他の情勢変化により、主伐並びに主伐後の植栽及び保育の実施が困難になるなど丙による中長期的かつ安定的な林業経営の支障となる状況が生じたときにあっては、主伐に代わり間伐等を実施すること又は主伐を取りやめることについて、丙から乙に協議することができる。
C-3	○　存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○　なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（ア　甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した利益とし、乙が算定する。 ○　乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（ア　甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例）

	丙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法
①	＜時期＞ ○　丙から甲に対するＤの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座
②	＜時期＞ ○　丙から甲に対するＤの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座
③	＜時期＞ ○　丙から甲に対するＤの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
D-1	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 ○　乙が伐採等に要する経費を算定する際、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価が見積実施時点から経費算定時点で大幅に上昇又は下落し、丙の中長期的かつ安定的な林業経営に支障が生じる等の場合には、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額から、標準単価の増減率を参考として見積額を見直すことについて、丙が乙に協議することができる。 ※経営管理実施権の期間が長期にわたる場合に必要に応じて記載して下さい。
D-2	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積りの実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （４．留意事項） ○　丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 ○　乙が伐採等に要する経費を算定する際、●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価が見積実施時点から経費算定時点で大幅に上昇又は下落し、丙の中長期的かつ安定的な林業経営に支障が生じる等の場合には、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、権利集積配分一括計画に添付された経費の見積額から、標準単価

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（イ　甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例）

	丙が甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法
①	＜時期＞ ○　丙から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座
②	＜時期＞ ○　丙から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座
③	＜時期＞ ○　丙から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 ＜相手方及び方法＞ ○　次の支払先に支払うものとする。 （支払先）　甲の指定する口座

４－５－３　同意取得

（経営管理実施権配分計画の作成）
第三十五条　（略）
２　経営管理実施権配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～九　（略）
３　経営管理実施権配分計画は、前項第二号に規定する森林ごとに、同項第一号に規定する民間事業者の同意が得られているものでなければならない。

経営管理実施権配分計画は、経営管理実施権配分計画を定める森林ごとに、選定した民間事業者の同意が得られている必要があります（法第35条第３項）。そのため、市町村は、選定した民間事業者と経営管理実施権配分計画の内容について協議し、同意を得た上で４－６により経営管理実施権配分計画を公告するものとします。

また、市町村は、経営管理実施権配分計画の内容及び企画提案の内容について、経営管理実施権配分計画の公告を行う前に森林所有者に対して情報を提供するよう努めることとします（長官通知第14の１）。

４－６　経営管理実施権配分計画の公告等

４－６－１　公告・公開の方法

（経営管理実施権配分計画の公告等）
第三十七条　市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、その公告があった経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
３　前項の規定により設定された経営管理実施権は、第一項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
４　（略）

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理実施権配分計画の公告）
第三十四条　法第三十七条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画を定めた旨及び当該経営管理実施権配分計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（経営管理実施権の効力が及ばない森林所有者）
第三十五条　法第三十七条第三項の農林水産省令で定める者については、第六条の規定を準用する。この場合において、第六条中「法第七条第一項」とあるのは、「法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第37条第１項）。当該公告があったときは、その公告があった経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定されます（法第37条第２項）。

公告は、経営管理実施権配分計画を定めた旨及び当該経営管理実施権配分計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行う必要があります（規則第34条）（別記様式第24号）。

なお、公告の終了後、当該経営管理実施権配分計画については、当該計画により設定された経営管理実施権の存続期間中、インターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります（長官通知第14の２）。※

また、市町村は、公告した経営管理実施権配分計画について、その写しを林業経営者及び森林所有者に送付する等の方法により周知するよう努めるものとします（長官通知第14の３）。

※　設定された経営管理実施権は、公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者に対しても、その効力があります（法第37条第３項。４－６－２－１参照）。そのため、当該森林に経営管理実施権が設定されていることを知らされずに購入等をした場合、新たな森林所有者に不測の不利益が生じるおそれがあります。よって、市町村は、４－６－２－２に記載しているとおり元の森林所有者から事前通知をさせるだけでなく、経営管理実施権の存続期間中は誰でも当該森林に経営管理実施権が設定されている旨を確認できるよう、公告後も経営管理実施権配分計画をホームページ等で公開しておくこととします。

なお、公告・公開に当たっては個人情報の保護の観点から、森林所有者の氏名又は名称、住所、支払先等が公表されないように黒塗りにする等、十分留意することとします。

電子データで図形等により色を重ねるだけでは、PDF 編集等でマスキング部分を取り除くことが可能な場合もあります。このため、インターネット上に PDF を掲載する際は、印刷した紙に黒塗りした上でスキャン及び電子化する、あるいはデータ上で個人情報を削除したものを掲載するなど、個人情報が確実に保護されるようにしてください。また、個人情報が閲覧できない状態になっているかについて、複数人でクロスチェックすることも効果的です。

４－６－２　公告後に新たに森林所有者となった者の取扱い

４－６－２－１　新たに森林所有者となった者への経営管理実施権の効力

設定された経営管理実施権は、経営管理権と同様に、公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者に対しても、その効力があります（法第37条第３項）。

ただし、例外として、国又は２－６－２－１の①から⑤までに掲げる事由により当該公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者には、経営管理実施権の効力は及びません（法第37条第３項及び規則第35条）（２－６－２－１も参照）。

経営管理実施権配分計画が公告された後、経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者が変更となった場合であって、新たな森林所有者に効力がない場合（新たな森林所有者が国又は規則第６条第１～５号に該当する場合）、市町村は４－９－１－１のとおり経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消します。

４－６－２－２　森林所有者からの権利移転等の通知に対する対応

市町村は、２－６－２－２に記載したとおり、森林所有者から新たに権利を設定又は移転する旨の通知があった場合、特に森林所有者が変更となるときには、森林所有者から新たな森林所有者となる予定の者に対して当該森林に経営管理実施権が設定されている旨も合わせて通知させる

こととします（長官通知第14の４の⑴）。同時に、市町村は、経営管理実施権の設定を受けている林業経営者に対して森林所有者が変更となる旨の通知を行います。その際、新たな森林所有者となる予定の者が、経営管理実施権が設定されていることに異議を有する場合は、市町村、現に経営管理権集積計画の当事者である森林所有者、新たに森林所有者となる予定の者及び経営管理実施権の設定を受けている林業経営者の四者で協議をして対応を検討することが望ましいと考えられます。

４－６－２－３　経営管理実施権配分計画の変更手順

４－６－２－２のように、経営管理実施権配分計画の公告後、当該計画に係る森林の森林所有者が変更となった場合、市町村は職権により経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者の名義を変更できます。この名義変更に当たっては、改めて経営管理実施権配分計画を定めて公告するという手続をとる必要はありません（長官通知第14の４の⑵）。

市町村は、市町村の職権により経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者の名義を変更したときは、当該変更に係る林業経営者及び森林所有者に当該計画の写しを送付する等の方法により周知するよう努めることとします（長官通知第14の４の⑶）。同時に、市町村は、森林所有者の変更に関する情報等について整理し、保存することとします（長官通知第14の４の⑸）（別記様式第25号）。

４－７　計画的かつ確実な伐採後の植栽等の実施のための経費の留保について

（計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育の実施）
第三十八条　林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

林業経営者は販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければなりません（法第38条）。そのため、林業経営者は植栽及び保育に要すると見込まれる額を販売収益から経費として差し引き、その差し引いた金銭により確実に伐採後の植栽・保育等を実施することとします。

差し引いた金銭は、伐採後の植栽・保育等を行うための経費として森林所有者から事前に受け取っているものであり、実質的には森林所有者からの預り金です。このため、市町村は林業経営者に対し、当該金銭について森林所有者ごとに個別の口座を開設する又は個別の帳簿を作成するなどの方法により適切に管理した上で、確実に伐採後の植栽・保育等の経費に充てるよう、指導することとします（長官通知第15の１の⑴）。

林業経営者が預り金を適切に管理・使用し、伐採後の植栽・保育等を確実に実施するよう、市町村は、森林所有者からの預り金の管理・使用状況について、林業経営者から報告を求めるよう努めることとします（４－８参照）。

なお、４－９により経営管理実施権配分計画を取り消そうとする際であって、林業経営者が既に主伐を実施しており、植栽や保育の途上にある場合には、上記のとおり、それらを履行するとともに必要な経費を留保する義務があることから、慎重に判断する必要があります。

４－８　林業経営者に対する報告の徴収

（報告）
第三十九条　市町村は、林業経営者に対し、当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

市町村は、林業経営者に対し、経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができます（法第39条）。

市町村は森林所有者から経営管理権の設定を受けている立場であり、当該森林について経営管理が確実に実施されるよう林業経営者を指導、監督する必要があります。このことを踏まえ、市町村は、経営管理実施権配分計画を作成・公告した場合、経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対し、当該森林の経営管理の状況その他必要な事項等に関して報告を求めることとします。当該報告は、報告の期日等について記載した別記様式第26号により行うこととし、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に報告を求めることが望ましいと考えられます（長官通知第15の１の⑵）。

なお、「経営管理の状況その他必要な事項」とは、①当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）の実施状況、②留保している主伐後の植栽・保育経費の状況、③林業経営者の経営状況等の事項とします。

また、林業経営者に対する指導、監督に当たっては、選定の際の選定委員会を活用するなど、適当な指導監督体制の確立に努めることとします。

４－９　経営管理実施権配分計画の取消し

市町村は、経営管理実施権配分計画を公告した後、以下の方法により経営管理実施権配分計画を取り消すことができます。

取消し	法第 40 条の規定による取消し	４－９－１
	第１項の規定による取消し	４－９－１－１
	第２項の規定による取消し	４－９－１－２
	双方合意による取消し	４－９－２
	全部取消し	４－９－２－１
	一部取消し	４－９－２－２
	その他	４－９－２－３

	法第40条		双方合意	
	4－9－1－1 法第40条第1項の取消し	4－9－1－2 法第40条第2項の取消し	4－9－2－1 双方合意　全部取消し	4－9－2－2 双方合意　一部取消し
手続	法第40条第1項で明示的に規定された、 林業経営者の同意を要しない取消し	法第40条第2項で明示的に規定された、 林業経営者の同意を要しない取消し	林業経営者との合意に基づく取消し	林業経営者との合意に基づく一部取消し
どういうときに使うか	集積計画が取り消された場合 （法第9条第2項、第15条第2項、第23条第2項、第32条第2項による取消しに限る）	① 偽りその他不正な手段により市町村に配分計画を定めさせたことが判明した場合 ② 法第36条第2項各号の要件を充たさなくなった場合 ③ 配分計画に定める内容に沿った経営管理を実施していない場合 ④配分計画に定める金銭の支払時期に、正当な理由無く金銭の支払わない場合 ⑤市町村が法第39条に基づき求めた報告を、期日になっても行わない場合	（例） 既に予定した施業を実施済みの集積計画対象森林について、森林所有者から「今後は自ら管理を行いたい」旨の申出があり、適切な管理の継続が見込まれるなどの理由により、 集積計画が取り消されることとなった場合	（例） 集積計画対象森林のごく一部において県道の用地として買収が行われ、その部分についてのみ予定していた森林の経営管理が困難となったなどの理由により、 集積計画の一部が取り消されることとなった場合
留意点	不利益処分に該当するため、事前に林業経営者に対し意見陳述の機会を与える必要	不利益処分に該当するため、事前に林業経営者に対し意見陳述の機会を与える必要	－	－

４－９－１　取消しの要件

４－９－１－１　法第40条第１項の規定による取消し

（経営管理実施権配分計画の取消し）
第四十条　市町村は、第九条第二項又は第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。
２　（略）

（経営管理実施権配分計画の取消しの公告等）
第四十一条　市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理実施権配分計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理実施権配分計画の取消しの公告）
第三十六条　法第四十一条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理実施権配分計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

市町村は、経営管理実施権配分計画に係る森林において、法第９条第２項・法第15条第第２項・法第23条第２項・法第32条第２項のいずれかの規定により経営管理権集積計画が取り消され、これに基づき森林所有者から市町村への経営管理権に係る委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち、当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る部分を取り消す必要があります（法第40条第１項）。

この場合、取消しについては、経営管理実施権配分計画に係る対象森林のうちどの部分について当該計画を取り消すのか、明確に示して行わなければなりません。このため、筆単位（地番単位）の森林について取り消すのであればその地番を指定することとし、それとは異なる範囲（一筆の一部のみ等）の森林について取り消すのであればその範囲を地図によって明確に指定することとします。

なお、市町村による経営管理実施権配分計画の作成・公告という行為は、市町村が林業経営者に対して一定の利益を与える行政処分であり、これを市町村が取り消すという行政処分については、行政手続法上の不利益処分に該当するものと考えられます。このため、法第40条の規定により市町村が経営管理実施権配分計画の取消しを行う場合、事前に、行政手続法第三章の規定に沿って、林業経営者に対し意見陳述の機会を与える必要があります。また、取消し後には、その処分が、行政不服審査法の規定に基づく審査請求や、行政事件訴訟法の規定に基づく取消訴訟の対象となる点にも留意が必要です。

市町村は、法第40条第１項による取消しをしたときには、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第41条第１項）。当該公告があったときは、経営管理実施権配分計画のうち取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第41条第２項）。

公告は、経営管理実施権配分計画をその対象森林の一部について取り消した旨、当該取消しをした部分の当該経営管理実施権配分計画、そして筆単位とは異なる範囲の森林について取消しをした場合にはその範囲を示す地図につき、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（規則第36条）（別記様式第27号参照）。合わせて、公開中の当該経営管理実施権配分計画について、引き続き効力を有する部分の当該計画（取消しをした部分を削除した当該計画）に差し替えます。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、その後、引き続き効力を有する部分の経営管理実施権配分計画については、当該計画により設定されている経営管理実施権の残りの存続期間中、インターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります。

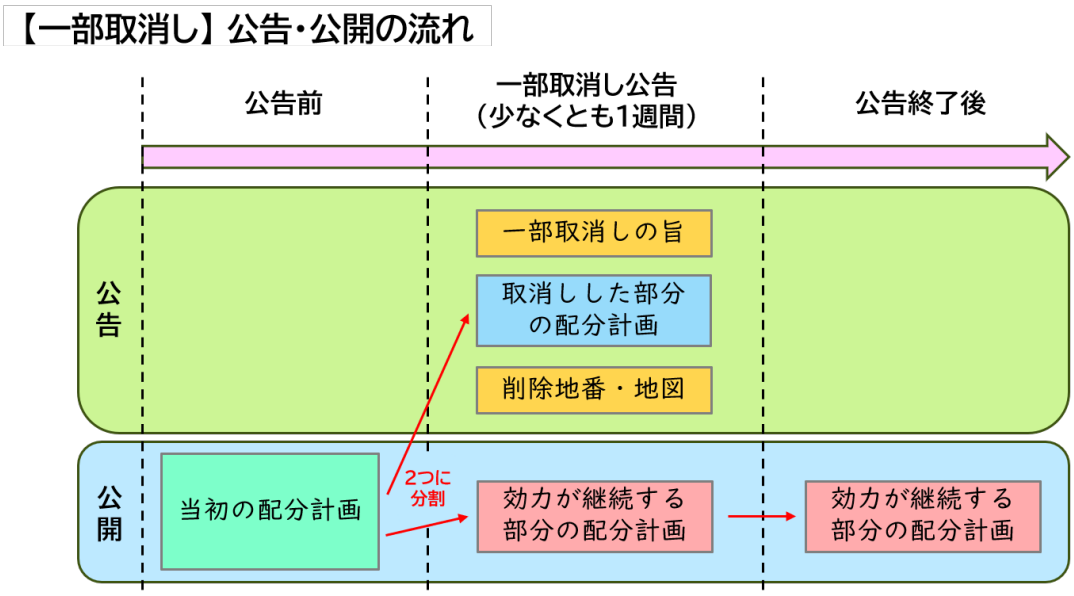


図 29：【一部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該公告をした場合は、経営管理実施権配分計画をその対象森林の一部について取り消した旨、取り消した対象森林の地番又は範囲を示す地図、及び対象森林の一部の記載を実際に削除した経営管理実施権配分計画の写しについて、林業経営者及び森林所有者に通知することとします（長官通知第14の４の(4)）（別記様式第28号参照）。

４－９－１－２　法第40条第２項の規定による取消し

（経営管理実施権配分計画の取消し）
第四十条　（略）
２　市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。
一　偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
二　第三十六条第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
三　経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合
四　経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
五　正当な理由がなくて前条の報告をしない場合
六　その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

（経営管理実施権配分計画の取消しの公告等）
第四十一条　市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理実施権配分計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理実施権配分計画の取消しの公告）

第三十六条　法第四十一条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理実施権配分計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

市町村は、林業経営者が次の表 9のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができます（法第40条第２項）。

表 9：法第40条第２項各号に定める経営管理実施権配分計画の取消しの要件及び考えられる例

要件	例
一　偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合	林業経営者が虚偽の応募により都道府県に公表され、市町村に選定されていた場合
二　法第三十六条第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合	経営管理実施権の設定を受けた林業経営者が経営状況の悪化等により本法第36条第２項各号の要件を充たさなくなり、これ以上、経営管理を継続するにふさわしくないと考えられる場合
三　経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合	林業経営者が経営管理実施権配分計画に定める内容に沿った経営管理を実施していない場合
四　経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合	林業経営者が経営管理実施権配分計画に定める金銭の支払時期に、正当な理由無く金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
五　正当な理由がなくて前条の報告をしない場合	市町村が法第39条の規定により報告を求めたにもかかわらず、報告の期日になっても林業経営者が報告をしない場合

ちなみに、法第40条第２項第６号においては、林業経営者が「その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合」についても経営管理実施権配分計画を取り消すことができる旨が規定されていますが、現在、規則に定められている要件はないため、このケースに該当する場合はありません。

また、法第40条第２項の条文においては、「経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消す」という記載となっていますが、４－５－１に記載のとおり、経営管理実施権配分計画は経営管理実施権の設定を受ける民間事業者ごとに作成することとしているため、通常、法第40条第２項の規定による手続において計画の一部だけを取り消すことは想定されません（計画の全部を取り消すことが想定されます）。

なお、市町村による経営管理実施権配分計画の作成・公告という行為は、市町村が林業経営者に対して一定の利益を与える行政処分であり、これを市町村が取り消すという行政処分については、行政手続法上の不利益処分に該当するものと考えられます。このため、法第40条の規定により市町村が経営管理実施権配分計画の取消しを行う場合、事前に、行政手続法第三章の規定に沿って、林業経営者に対し意見陳述の機会を与える必要があります。また、取消し後には、その処

分が、行政不服審査法の規定に基づく審査請求や、行政事件訴訟法の規定に基づく取消訴訟の対象となる点にも留意が必要です。

市町村は、法第40条第２項による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公告する必要があります（法第41条第１項）。当該公告があったときは、経営管理実施権配分計画のうち取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第41条第２項）。

公告は、経営管理実施権配分計画を取り消した旨及び当該経営管理実施権配分計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（規則第36条）（別記様式第27号参照）。合わせて、公開中の当該経営管理実施権配分計画の公開を終了します。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、公告終了後は掲載等を取りやめることとします。

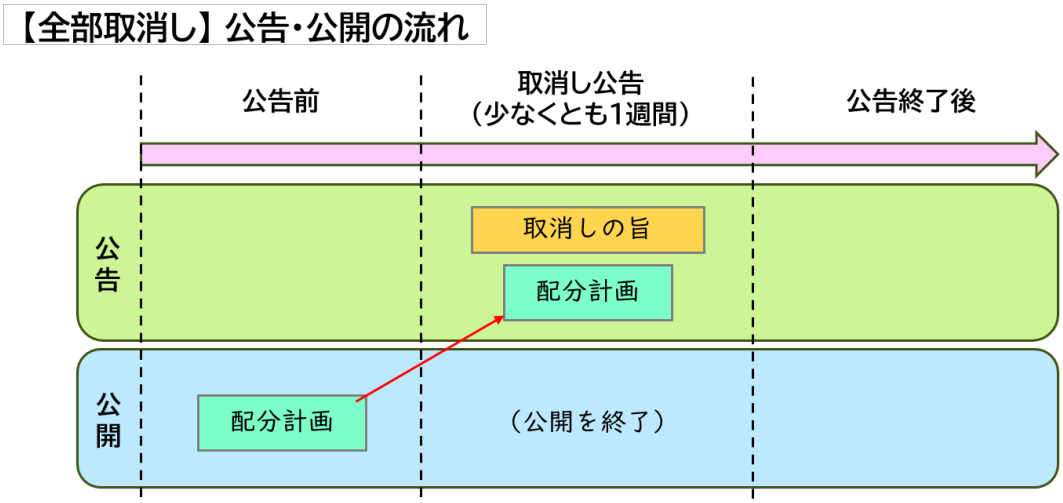


図 30：【全部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該経営管理実施権配分計画を取り消した旨について、林業経営者及び森林所有者に対して通知することとします（長官通知第14の４の(4)）（別記様式第28号参照）。

４－９－２　双方合意による取消し

４－９－２－１　全部取消し

４－９－１の法第40条の規定による取消しのほか、市町村は、林業経営者と市町村との合意があれば、経営管理実施権配分計画の全部を取り消すことができます。

双方合意による取消しを行う場合、市町村は、取消しに係る林業経営者との合意内容を確認できる文書を作成し、保管することとします（別記様式第31号）。

市町村は、双方合意による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公告することとします。これらの手続を行ったときは、当該経営管理実施権配分計画に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなされます。

公告は、経営管理実施権配分計画の全部を取り消した旨及び当該経営管理実施権配分計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（別記様式第29号）。合わせて、公開中の当該経営管理実施権配分計画の公開を終了します。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、公告終了後は掲載等を取りやめることとします。

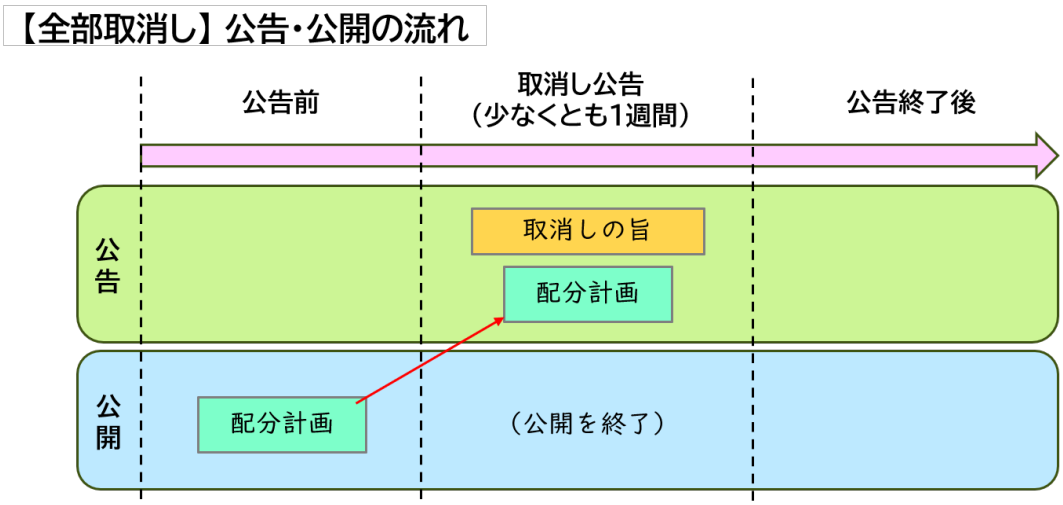


図 31：【全部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該経営管理実施権配分計画の全部を取り消した旨について、林業経営者及び森林所有者に対して通知することとします（別記様式第30号参照）。

このように、経営管理実施権配分計画は、双方の合意があれば取り消すことが可能ですが、中長期的に安定した森林の経営管理を確保するという制度の趣旨を踏まえれば、林業経営者から取消しの希望があった場合でも、市町村は取消しの可否を慎重かつ抑制的に判断することが必要と考えられます。林業経営者は、経営管理実施権配分計画の作成に当たって自ら希望して提案を行い、当該計画に同意した者であることから、災害その他やむを得ない事情がなければ、当該計画に記載された施業が実施済みとなるまで合意取消しを行うべきではないものと考えられます。取消しが想定される主なケースとしては、既に予定した施業を実施済みの対象森林について、森林所有者から、今後は自ら管理したい旨の申出があり、適切な管理の継続が見込まれると判断して経営管理権集積計画と同時に取り消す場合などが挙げられます。

なお、林業経営者合意を得た取消しについては、不利益処分には該当しないものと考えられ、行政手続法に基づく意見陳述手続を行う必要はありません。

４－９－２－２　一部取消し

４－９－２－１の双方合意による全部取消しのほか、市町村は、林業経営者と市町村との合意があれば、経営管理実施権配分計画をその対象森林の一部について取り消すこともできます。（以下４－９－２－２において「一部取消し」といいます。）

一部取消しについては、対象森林のうちどの部分について経営管理実施権配分計画を取り消すのか、明確に示して行わなければなりません。このため、筆単位（地番単位）の森林について取り消すのであればその地番を指定することとし、それとは異なる範囲（一筆の一部のみ等）の森林について取り消すのであればその範囲を地図によって明確に指定することとします。

その上で、双方合意による一部取消しを行う場合、市町村は、一部取消しに係る林業経営者との合意内容を確認できる文書を作成し、保管することとします（別記様式第31号）。この文書には、筆単位と異なる範囲の森林について経営管理実施権配分計画を取り消す場合にはその範囲を指定する地図を添付するとともに、対象森林の一部の記載を実際に削除した経営管理実施権配分計画も添付します。

市町村は、双方合意による一部取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公告することとします。これらの手続を行ったときは、経営管理実施権配分計画のうち取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなされます。

公告は、経営管理実施権配分計画をその対象森林の一部について取り消した旨、当該取消しをした部分の経営管理実施権配分計画、そして筆単位とは異なる範囲の森林について取消しをした場合にはその範囲を示す地図につき、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととします（別記様式第29号）。合わせて、公開中の当該経営管理実施権配分計画について、引き続き効力を有する部分の当該計画（取消しをした部分を削除した当該計画）に差し替えます。なお、当該公告については、少なくとも１週間、掲載等を行い、その後、引き続き効力を有する部分の経営管理実施権配分計画については、当該計画により設定されている経営管理実施権の残りの存続期間中、インターネットや市町村の担当課等において公開しておく必要があります。

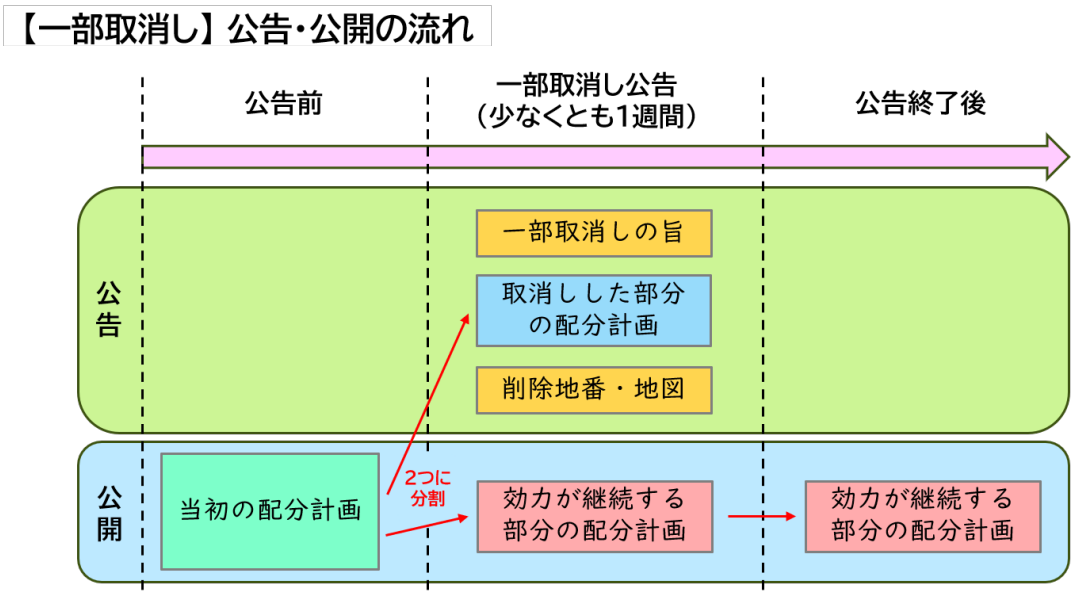


図 32：【一部取消し】公告・公開の流れ

また、市町村は、当該公告をした場合は、経営管理実施権配分計画をその対象森林の一部について取り消した旨、取り消した対象森林の地番又は範囲を示す地図、及び対象森林の一部の記載を実際に削除した経営管理実施権配分計画の写しについて、林業経営者及び森林所有者に通知することとします（別記様式第30号参照）。

このように、経営管理実施権配分計画は、双方の合意があればその対象森林の一部について取り消すことも可能ですが、中長期的に安定した森林の経営管理を確保するという制度の趣旨を踏まえれば、林業経営者から取消しの希望があった場合でも、市町村は取消しの可否を慎重かつ抑制的に判断することが必要と考えられます。林業経営者は、経営管理実施権配分計画の作成に当たって自ら希望して提案を行い、当該計画に同意した者であることから、災害その他やむを得ない事情がなければ、当該計画に記載された施業が実施済みとなるまで合意取消しを行うべきではないものと考えられます。特に、林業経営者が経営管理実施権の設定を受け、主伐を実施した後、植栽や保育の途上にある森林についてのみ一部取消しが行われたりすることのないよう、市町村は必要に応じて現地を確認するなど慎重な対応をとることが望ましいと考えられます。取消しが想定される主なケースとしては、経営管理実施権配分計画の対象森林のごく一部において都道府県道の建設が決定し、その用地として都道府県による買収が行われ、その部分についてのみ予定していた森林の経営管理が困難となった場合などが挙げられます。

なお、４－９－２－１と同様、林業経営者の合意を得た一部取消しについては、不利益処分には該当しないものと考えられ、行政手続法に基づく意見陳述手続を行う必要はありません。

～コラム５　経営管理実施権配分計画の共通事項の記載～

経営管理実施権配分計画（別記様式第23号）の共通事項の記載例において、「市町村は、災害その他の事由により当該森林において、林業経営者が（１）に掲げる事項を実施することが著しく困

難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10）により復旧を行う場合を除き、林業経営者の同意を得て、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。」旨の条項があります。経営管理実施権配分計画を作成する際に、予め話し合ってこのような条項を記載しておくことにより、実際に災害等の事象が発生したとき、スムーズに林業経営者の合意を得て、市町村が合意による取消しを行うことができると考えられます。

４－９－２－３　経営管理実施権の内容を変更する必要が生じた場合

経営管理実施権配分計画は原則として変更することはできません。（ただし、４－６－２のとおり、森林所有者が変更となった場合については、市町村の職権により経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者の名義を変更することが可能です。）

一度、経営管理実施権を設定した森林において、経営管理実施権の存続期間中にその内容を変更する必要が生じた場合には、４－９－２により林業経営者の合意を得て経営管理実施権配分計画を取り消し、新たな経営管理実施権配分計画を作成・公告する必要があります。その際には、改めて企画提案の公募手続も行わなければなりません。そのため、経営管理実施権配分計画を作成するに当たっては、経営管理実施権の存続期間を始めとする計画内容について、林業経営者と念入りに協議することが望ましいと考えられます。

４－10　その他

４－10－１　法令制限の変更に係る林業経営者に対する通知

林業経営者が経営管理を行うに当たっては、法令制限を踏まえて必要な手続を行う必要があるため、市町村は、経営管理実施権が設定された森林について、保安林の指定又は解除がある旨の通知を受けた場合等、市町村が当該森林に係る法令制限の変更等について情報を得た場合には、その情報について、林業経営者に通知することとします（長官通知第15の２）。

４－10－２　林業経営者に対する森林経営計画作成の指導

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を作成して適切な施業を確保することが望ましいことから、市町村は、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者に対して、当該森林について森林経営計画を作成するよう指導することとします（長官通知第15の３）。

なお、林業経営者は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（森林法第11条第１項）として取り扱うこととしますので、当該森林において森林経営計画を作成するに当たり、改めて、林業経営者と森林所有者の間で受委託契約等を締結する必要はありません（認定を受ける場合は、当該経営管理実施権配分計画の写しを添付することとします）（森林経営計画制度運営要領（平成24年３月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）及び森林経営計画制度の運用上の留意事項について（平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森林整備部計画課長通知））。

このほか、林業経営者が森林経営計画を作成している場合、経営管理実施権配分計画を公告して新たに経営管理実施権の設定を受けることで、森林法第12条第１項の規定による森林経営計画の義務的変更を行わなければならない場合がある旨、ご留意ください。

４－10－３　自動更新等

経営管理権集積計画は、共通事項に必要項目を追記することにより、当該計画に定期的な解除機会を設けたり、当該計画を自動更新したりすることができます（２－９－１参照）。その場合であっても、設定された経営管理権を基に経営管理実施権を設定することができます。ただし、経営管理実施権の存続期間が経営管理権の存続期間を超えないよう特に留意が必要です。

経営管理実施権配分計画は、共通事項に必要項目を追記することにより、当該計画に定期的な解除機会を設けたり、当該計画を自動更新したりすることができます。これらは必要に応じて使い分けることができ、以下、A.解除機会型、B.自動更新型と呼びます（図 33）。

なお、自動更新は、経営管理実施権配分計画の内容を一切変更せずに作成及び公告し直す場合にのみ可能ですので、御留意ください。

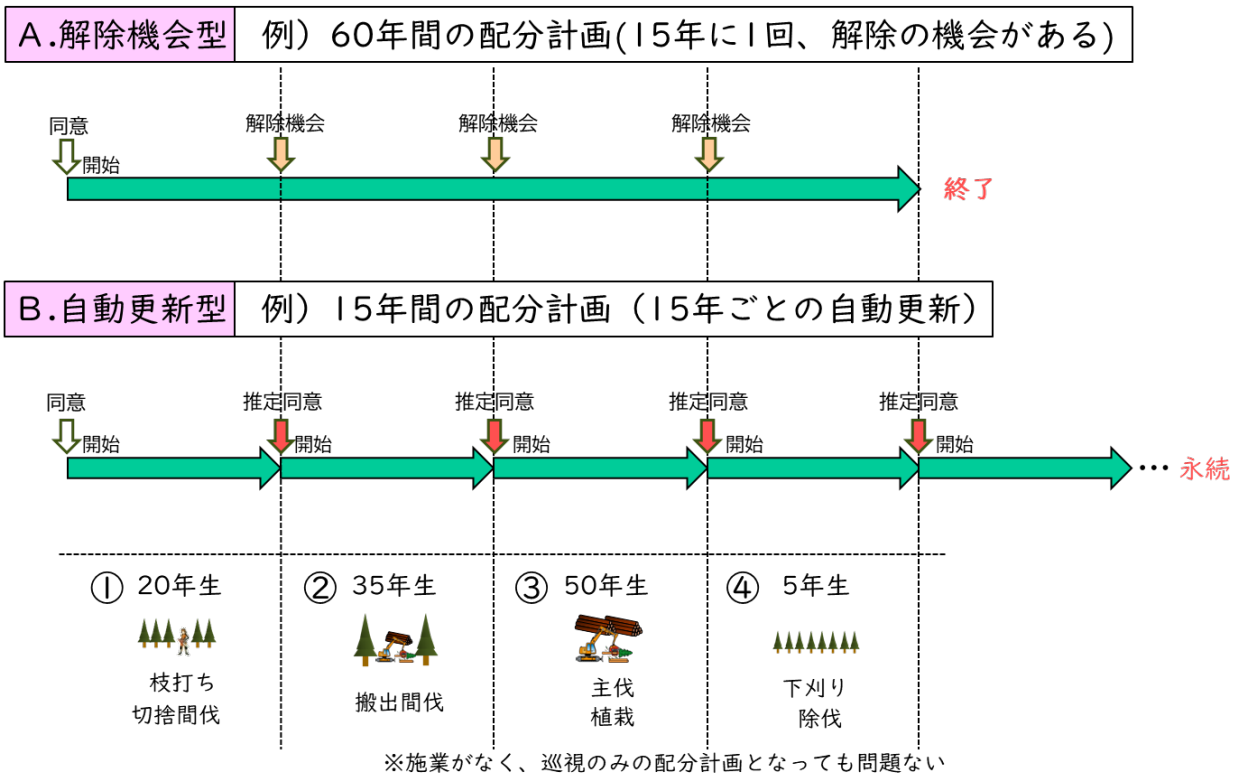


図 33：自動更新等のイメージ

A．解除機会型

比較的長期間の経営管理実施権配分計画において、定期的に解除できる機会を設けるものです。通常どおり経営管理実施権配分計画の存続期間を定め、その終期を迎えた際には計画が終了します。なお、当該計画の存続期間及び解除機会の頻度は任意に設定することができます。

解除機会により市町村又は林業経営体のいずれかが解除権が行使したとき、市町村は経営管理実施権配分計画を取り消すこととします。なお、解除権が行使されない場合は、引き続き当該計画が継続することとなります。解除機会の間隔が長期にわたる場合は、林業経営体が申し入れの時期を忘失していることが考えられることから、市町村は林業経営体に対して申し入れができる時期に入る旨を通知することが想定されますが、通知をしない場合であっても当該計画を取り消す必要はありません。また、通知して、宛先不明で返送される場合、郵便が到達しているが返信がない場合ともに、解除権が行使されていないとみなすことができます。

【記載例】
（共通事項　(12) 損害の賠償の後などに追記します）
甲は、この経営管理実施権配分計画の始期から起算して15年、30年および45年が経過する日（以下「解約可能日」という）において、本計画を取り消すよう乙に求めることができる。なお、この求めがあった場合、乙は本計画を取り消さなければならない。また、乙は解約可能日において、本計画を取り消すことができる。
前項に基づき取消しを希望する者は、当該解約可能日の６か月前までに相手方に対して、書面により解約の申し入れを行わなければならない。

B．自動更新型

経営管理実施権配分計画を定め、存続期間が満了した際には、自動的に次の経営管理実施権配分計画が開始されるというものです。経営管理権集積計画の存続期間を定める必要がありますが、自動更新の回数は無制限であり、自動更新を繰り返す期間も任意に設定することができます。

経営管理実施権配分計画が自動更新される６か月前までであれば、市町村と林業経営体は更新の拒絶を申し入れることができます。自動更新に当たっては、新たな経営管理実施権配分計画が成立することとなりますので、林業経営体からの同意を取得する必要がありますが、以下の方法による推定同意によってこの同意に代えることができます。

市町村は、林業経営体に対して申し入れができる時期に入る旨を、申入れ期限に十分な余裕をもって、通知することとします。この通知が到達し、返信がない場合は推定同意が成立することとなります。なお、記載例では６か月としていますが、この期間については、林業経営体と市町村間で自由に設定することができます。

【記載例】
（共通事項　(12) 損害の賠償の後などに追記します）
経営管理実施権の存続期間が満了する６か月前までに、当事者のいずれからも、相手方に対して、計画の更新を拒絶する旨の書面による申し入れが行われなかった場合、本計画は従前と同一

の条件でさらに●年間更新されるものとし、以下同様とする。なお、自動更新は最大●回（通算●年まで）とする。

（経営管理の内容）
経営管理実施権者が、主林分が●年生～●年生の間において間伐を実施し、●年生～●年生の間においてに間伐を実施、●年生～●年生の間においてに主伐、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び木材の販売を実施、●年生～●年生の間において保育を実施するものとし、その方法は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。

なお、自動更新により新たに定める計画は、計画を定めた旨を公告する必要があります。

自動更新の記載がある計画は、当初作成した計画の記載内容がそのまま更新されていくことになるため、最初に作成する段階で自動更新後の経営管理の内容等についても定めておく必要があります。そのため、「主林分が●年生～●年生の間に間伐を行う」、「令和●年～●年の間に主伐・植栽を行う」などと記載することが考えられます。なお、主伐について記載する場合は、主伐後に10年間以上の保育期間を設ける必要があるため、主伐後10年未満の間に自動更新の年が来ることがないよう留意して期間や伐採を行う時期を定める必要があります。

各計画の終期においては、存続期間が延長されるのではなく、一度計画が終了し、新たな計画が作成されることになるため、存続期間の終期において経営管理の内容が確実に実施されていたか確認することが必要です。

５．経営管理によって発生する金銭の会計処理について

経営管理を行うことで発生した金銭は、森林所有者又は経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（林業経営者）が受け取ると、所得税又は法人税の課税対象となることから（図 34、表 10）、市町村は当該金銭が会計上適切に処理されるよう指導することに努めることとします（長官通知第16の４の⑴）。以下、会計上の取扱いの一例を記載します（なお、市町村が受け取る木材の販売収益について、市町村は法人税の納税は免除されます。）。

５－１　林業経営者の会計処理例について

林業経営者が木材を販売した場合、林業経営者は経営管理実施権配分計画に定められた算定方法に基づき、木材の販売により得られた販売収益の中から、立木の伐採及び木材の販売に要した経費分の金額を受け取り、当該金額は通常の委託料と同様に損益計算書の収益として計上することとなります。

また、林業経営者が主伐を実施した場合には、主伐後の再造林、保育等に要する経費分の金額を委託料として前もって森林所有者から預かることとなり、当該金額は未だ提供していない役務に対して支払を受けた対価であるため貸借対照表の負債の部に預り金として計上することとします。なお、この預り金により翌年度以降に再造林、保育等を実施した場合は、当該施業の委託料にあたる金額を当該施業実施年度の損益計算書の収益として計上することとします。

５－２　森林所有者の会計処理例について

木材が販売された場合、森林所有者は、山林所得として確定申告することとなります。山林所得は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費（その山林（権利設定時に存在している山林：第一世代）の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用等）、特別控除額（最大50万円）等を控除した金額を元に計算することとなります。

林業経営者が立木を伐採し木材を販売した場合、森林所有者は山林所得にかかる確定申告において、

① 林業経営者が立木を伐採し木材を販売することで得られた販売収益の全てを総収入金額として計上し、

② 林業経営者が立木の伐採や木材の販売に要した経費（経営管理実施権配分計画に定められた算定方法に基づく額）は必要経費に計上する

こととなります。

なお、林業経営者が主伐後の再造林等を実施するための預り金は、当該販売収益を得るために要した経費ではないことから、当該預り金は当該山林所得の金額を計算するための森林所有者の総収入金額の一部であり、必要経費には含まれない（再造林後の次世代の山林の山林所得を計算

する際の必要経費となる）ことについて、森林所有者に対して十分に周知するよう林業経営者に指導することとします（長官通知第15の４の⑵）（周知するための通知は５－３参照）。

なお、経営管理実施権が設定された森林で森林経営計画が作成されている場合、森林経営計画に基づいて山林を伐採した場合には、山林所得に係る森林計画特別控除の対象となることから、森林所有者に対して併せて周知するよう林業経営者に指導することが望ましいです。

５－３　林業経営者が森林所有者へ通知する事項について

林業経営者が経営管理実施権に基づき木材を販売した場合、木材の販売により得られた販売収益、当該販売収益から控除する立木の伐採や木材の販売に要した経費等について、遅滞なく森林所有者に明細書を提出することにより通知するよう指導することとします（長官通知第15の４の⑵）。

また、林業経営者が森林所有者からの預り金により主伐後の再造林、保育等を実施した場合、預り金の管理状況等について森林所有者に明細書を提出することにより通知するよう林業経営者に対して指導することとします（長官通知第15の４の⑵）。

林業経営者が森林所有者に対して通知する明細書の記載事項は、伐採等を行った森林の所在及びその時期に加え、次の事項とします。なお、市町村が経営管理権に基づき木材を販売する場合、同様の事項を森林所有者に対して通知することとします。

５－３－１　搬出間伐により木材を販売した場合に通知する事項

ア　木材の販売により得られた販売収益及び販売材積

イ　立木の伐採、木材の販売に要した経費（経営管理実施権配分計画に定められた算定方法に基づく額）

ウ　森林所有者に還元する金銭の額（当該山林の立木収入の額）

５－３－２　主伐により木材を販売した場合に通知する事項（図 34参照）

①　木材の販売により得られた販売収益及び販売材積

②　立木の伐採、木材の販売に要した経費（経営管理実施権配分計画に定められた算定方法に基づく額）

③　当該山林の立木収入の額

④　主伐後の再造林、保育等を実施するための預り金の額

（経営管理実施権配分計画に定められた算定方法に基づく額）

⑤　森林所有者に還元する金銭の額

なお、木材を販売することで販売収益が発生した場合、森林所有者に還元する金銭がないとき（⑤が０の場合）であっても、販売収益から必要経費、特別控除額等を控除してなお金銭が残る場合、森林所有者は山林所得として確定申告をする必要があるため、その旨を森林所有者に対して十分に説明するよう林業経営者に対して指導することとします。

５－３－３　預り金により再造林、保育等を実施した場合に通知する事項

ア　預り金の額

イ　主伐後に実施した再造林、保育等に係る委託費

ウ　預り金の残金の額

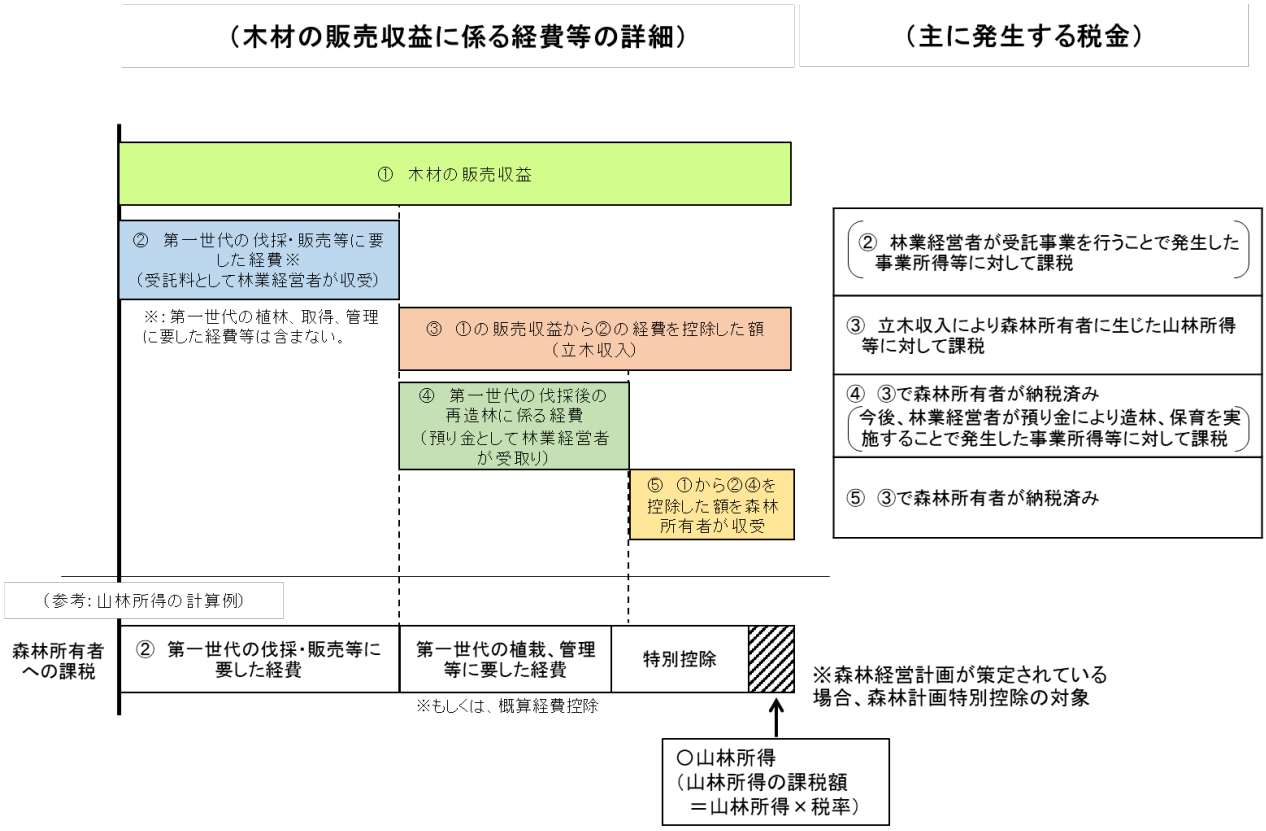


図 34：経営管理権設定時に存在している立木（第一世代）から発生した金銭の納税者

表 10：経営管理権設定時に存在している立木の伐採後に再造林、保育等を預り金で実施した場合等の納税者

	再造林・保育等を実施した場合の経費	施業回数の減少等により残った預り金
金銭を受け取る者	林業経営者 （預り金から取崩す）	森林所有者
納税者	林業経営者 （施業の実施時に納税）	なし （森林所有者は預り金発生時に納税しているため。）

＜本事務の手引に関する問い合わせ先＞

林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室
（メールアドレス：shinrin_keieikanri@maff.go.jp）